## 経済団体からの「コロナ感染症対応としての規制・制度の見直し要望」への対応についての再検討依頼(行政手続に関するもの)に対する回答

各種行政手級等の<u>排位運動</u>の態度関係 : 法令に展題があるものについては、押切がなくても文章を受け付けることとする。 : 法令に展題のないものについては、押印を限止する又は求めないこととする。 : その他 (展記で記入くだされ) : 対応困難(その理由及び代替手段をご記入くだされ。) ・ オンライン化を行う。 ・ eメール(PDF等で添付)による提出を認める。 添付書類の省略や郵後送付等の書類の概素化 ・ その他(簡単にご配入ください。) ・ 対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。) 要望事頃 (タイトル) 提制・制度の概要 根拠法令・通達・参照文書 担当省庁 【公正取引委員会】 原本(押印あり)の事後送付を前提としてeメール(PDF等(押印省略)で添付)による提出を認 ある。
【類水者】
・ 野物用風器機器を設施先展出書についいては
・ 野物用風器機器を設定されている。
・ 野物用風器機器を行うことに支援がある場合。 個別の準備を踏まえて対応することとする
【製器者】 原剤として、電子器をおせした電子ファイルをメールで貸出いただくことでは智可能と考えられますの
で、手規則指揮立にて確認いただきますようお願いします。
【消費者件: 選択 天脈の中端男】 一分をに服のないものについては、押印を廃止する又は求めないこととする。
【消費者件: 選択 大脈の中端男】 一分板の状況を指まえ検討を行う
・ ボニュールロボーフ ロット アが区間 ・ 一般が反派者 ・ アルコ・カルコ・フィー アイドの間・ 一般が反派者・ アニュールロ・ア・ドルマニュー・ 一般が反派者・ アニュールロ・ア・ドルマニュー・ 一般が反派者・ ア 酒費者庁・銀足・更新の由舗第1 【公正取引委員会】 原本(押印あけ)の事後送付を前提としてeメール(PDF等(押印省略)で添付)によ は原子力規制庁 1 又は で対応可能 (一部対応済み) 「 【環境省 法令の規定により押印を求めている書面については、後日、対応可能な日時での押印済の書面の提出を認 、減やの成立により持切を求めている機能については、接近、対心可能な目前での呼叫状の機能の提出を 認めた。 活やに押的を求める就定がない電磁については、押印清みの高電を求めないこととする。 信機等)は「未物の程数が少ないため、異体的なご要型があれば地対する)。 「全機庁」はは「法令の象文で開発的に押印状家かられるもの以外のゆの(様式に「印」があるものを含 のについては、無効として押印を無止する又は求めないととさする。 たた、法令で明示的に押印状家かられているものについても、合理的理由があるか機対し、一部の手機に ついて非知が無くても蓄重を契付付けるものとする。 (日、第四・登封等域、一部の電景性の悪い手機については、後日押印ありの原本を郵送して買うな 20代代機能を構図し、 (相差等) a b - c o c k ・事業者自然から正式に見出されている文章であるという真正性(過速性)が確認できる場合は、押印集 ・アの知識である。 各種行政手続きの押印原則・書 認可にかかわる届け出に代表者印を要すること(例:農林水産省への動物医療機器製造販売局 る提出を認める。 【消費者庁: 認定・更新の申請等】 eメール(PDF等で添付)による提出を認める。 【消費者庁: 登録試験機関の登録の申請等】 今後の状況を踏まえ検討を行う 全省庁 ンツ。 法令に押印を求める規定がない書面については、押印済みの書面を求めないこととする。 (電機要) 手機の行動が少ないため、具体的なご要型があれば維持する。 (主義終了) 法令で服务的に押的が求められるもの以外のもの(様式に「印」があるものを含む)については、原則として押印を献ける(よまかないにときた。 不明のを職ける(よまかないにときた)。 (但)、部可・登録手摘等、一部の重要性の高い手術については、後日押印あけの原本を新述して買うなどの代替措置を 講じる。 【経産者】 事業者自身から正式に発出されている交響であるという真正性(通法性)が確認できる場合は、押印無して の寄出ても可。 【誘惑省】 会計点やに規定があるものについては、所管省庁の呼順に従う 【規務省】 領収置の添付については、必要に応じて適切に行っていただきますようお願いいたします。 なお、規則者への帰収置の提出については、例えば、職員への出流証券の支胎について、国家公務機等の活 費に関する法律(研犯に等法等を14号)等の規定に基づき、支払を延明する資料の提出を求めており、Web 上下祭打した機能等ウレジットカードの機器をこりにでも認められ、代表名印を持印した機切置でなくとも 対応可能な場合があります。 【原労省】 個別の薬却があれば絶対することとしたい。 ×H × 消費者庁】(2)i(各法令所管省庁の解釈に準じて対応) |消費者万 (2 )( 告述令物管制/の原幹に率して到必) |測機割 (2 )g h |分開報] (2 )g h |対発報] (2 )g h |数記金等 (2 )f g h |メール(PDF等で割付)による提出を認め、直ちに提出が回難なものは後日述付を認める。 【消費者庁】 各法令所管省庁の解釈に準じて対応 消費者庁】e(各法令所管省庁の解釈に準じて対応) 各種行政手続きの押印原則 面申請の撤廃 【消費者庁】 各法令所管省庁の解釈に準じて対応 【経産省】 全省庁 書面 【環報名】 【労務者】 (契約金線〉、 《解放金等〉 のメールによる提出を認め、原本は事後近付 ・需要提出については、メールでの提出性独自の郵送で対応可としている。 ・活らに服成がないが押印を求めているものについては、復額的なものであるが、会計手続の統一的運用のた めには、全銀行統一句が対応が必要 【金銀行 メール・(PDF添付) (又は電子領連システム)による提出を認める Kール(Putron Later) 全融庁 I O、g 、 h O ベール(PDF添付)による提出を認める。添付書稿のうち、直ちに提出が困難なものについては、後 Ⅰ業結論論を念頭に置いているとのことだが、全般的な対応として、) 法令に書面での提出を求め 規定がない申請等については、受理する地方公共団体の状況に応じて当該書面の電子ファイルを添付し 【総務省】 郵送以外も対応可能である場合もございますので、手続担当課室にご確認いただきますようお 金融庁)は の命名で研究が同時的があわれるものは外のもの様式に「日」があるものを含む)については、思 として押印書組上するプロ求めないにととする。 た、法令で研究的に押印が求められているものについても、合理的理由があるが検討し、一部の手続い いては押印が強くても蓄重を受け付いるものとする。 但し、週リ 一部件件例、一部の重要性の高い手術については、後日押印ありの原本を報送して買うな の特別を表現し、 各種義務付けられた調査依頼が郵送着、郵送提出であること (経団連補足) (国項音) ぶく上級で、2002年でありません。 「出談書館の電子ファイルを新付したE-mail等による提出を認める。 法令の規定により書館での受出を求めている申請等であって、オンラインによる申請が顕著である場合に は、後日、対心可能な日時での書店の受出を認める。 【登録行】 (3メールを名む、オンラインによる受付を検討 「経度音】 「重核計調査はいめ接着資本施の基件を計算直は報话での提出だけでなくオンラインでの提出が 可能となっております。詳細については、各計は調節の実施事務局又は招当減至までお問合わせください。 【即方書】 個別の完全があれば検討することとしたい。 後日、別の目後は19年での着頭の後出を認める。 計13 ま 1 g 。 )。 ドンライン化されている手続とついては更なる周別を進め、オンタイン化されていない手続とつ メールを含むインラインによる受性を認める。その原、提出規則とついてはまれた対応する。 子からメールアドレスを把握している全般機能に対しては、毎前、6メールで送付する。 、一部の原本が必要な乗付着際については、後日新送して買うなどの措置を選じる。 接到 3 Co機関とないは指針しないはつ 【全融庁】 法令で明示的に押印が求められるもの以外のもの(様式に「印」があるものを含む)については、原則として押印を廃止する又は求めないこととする。 全省庁 なっております。詳細については、各統計調査の実施事務局又は担当課室までお問合わせくださ 【展水省】a-d (f-h ) 【原子力期制庁】1 g h 可能な限り押印なしの文書での申請を認める。 にだし、機密性の母めて高い情報(セキュリティ(核物質的語・テロ対策施設))に関する申請等につい へい。。 公司?伊度無益水産際係越下予管に係る越助全の存付中額第について需子メールでの中額が可能であること 現在、多くの公的機関への提出機関(例: 放り延期機、終与支払、近利機、 技事手当不支給証 機器 等) について社団等の時間が落められている。しかしながら、とりわり今他の施登ココケ フイルス機能をのまみ延防止に向けてテレワークを協力に指達することが来るられている状況 下等においては、回端、中部・発送といった事間作業が、役職員の健康上の安全を背かしかな ない、特別するためだけに必比せざるを得ない標準の発生している)ことに加え、全性の点 いい後下につながらそもられるため、上上に振りたしたうとが診り開かへの設計機能があいて 将門確認とすることを基本としていただきたい。 なる、このことは、抵団組とよる「5000%」の3000% 利限公本に即する提高。 (2000年3月17日)においても振撃事命の一つとして取り上げられている。設計が既存機関して (2010年3月17日)においても振撃事命の一つとして取り上げられている。設計が既存機関して フリョムでいるデジャルがパメント機能の動きとを発性が表いと考えられ、現外のならず ファクーコロトを見越えた技術協会体のデジタル化の別話とそれによる5000年3月にお 原本を確認する必要がある場合 個別の裏情を踏まえて対応することとする 【級務省】 原則として、電子署名を付した電子ファイルをメールで提出いただくことで代替可能と考えられますので、手統担当課堂にご確認いただきますようお願いします。 【原子力規制庁】 又は で対応可能。ただし、機密性の極めて高い情報(セキュリティ(核物質防護・テロ 対策施設))に関する申請等については対応困難 ( ) 【環境省】 法令の規定により押印を求めている書面については、後日、対応可能な日時での押印済の書面の 全省庁 (領委) 、、 ドクタル・ガバメント実行計画(2019年12月20日改変(閣議決定))に基づき、費用対効果の結査を十分 行った結果、オンライン化を見送った手続であるため。 アフターコロナも見据えた 貢献し得ると考えられる。 【金融庁】 eメールを含むオンラインによる受付を検討。 但し、一部の原本が必要な添付書類については、後日報送して買うなどの措置を講じる。 出されている文書であるという直下性(清注性)が確認できる場合は 規則無しての提出でも可 経産省】(2)1 、g×、h-文書をPDF等によって添付する形でeメールでの提出を認める。 【厚労省】 個別の要望があれば検討することとしたい。 建設工事においては、工事進捗ステップ毎に立会検査を実施している。 立会検査は発注者の施工管理員が現場に来て対面で現場状況等を確認し立会写真を描るのが一 建設工事における現場立会検査 の簡素化・電子化 (改善案) 【国交省】 ほとんどの建設工事において、立会い、段階確認に関わる書類の提出等は、既に情報共有システム 全省庁 ( ( ス薄実) 邪塊状況をWEBカメラ等により遠隔積割し、その録画データを提出することによって立会検査 を実施した事にすれば対面での手続きが近ぐする。 一部の試行工事では既に実施されているので、技術的には可能である。 雇用保険の離職証明書(添付書類:雇用契約書、退職届等) 社会保険の国民年金第3号被保険者関係届(添付書類:医療保険者の証明、収入証明等) 外国人受入に伴う租税条約届出(添付書類:在届カード、雇用契約書等)

団体	名 No	)。 要望事項(タイトル)	個人・法人に対して対面での対応(対争による提出、対面による交付、講習会)を求める手続期係 : オンライン会議などデジタル技術を活用する方法によって対応する。 : ネットでの講習の提供などで対応する。 : 電話や時間によって対応する。 : その他 (報酬にご記入くださし、) : 対応函額(その理由及び代替手段をご記入くださし。)	再維討後の周蓋	その他	再検討後 その他
経団	連 1-2	* 情様行政手続きの押印原則・書 面中調の徴発	【公正取引责任会】 。		【環境省】手続に必要な書面の正当性の指揮を条件として、左記の対応を行う。 【文料省】政府全体の方許を持ち、それを選まえて検討することとしたも、	【環境省】手続に必要な書店の正当性の投資を各件として、左記の対応を行う。 【文料省】変更なし
経団	連 1-1	<ul> <li>         の</li></ul>			【文料省】政府全体の方針を待ち、それを讃まえて検討することとしたい。	【環境者】原付書祭の省略や事後述付等の書類の解素化を行う。 【文料者】変更なし
経団	連 1-1-	4 前種行政手続きの押印原則・裏 面中調の撤廃			【環境省】手紙に必要な情報を入手できることを条件として、左記の対応を行う。 【文料省】設府金体の方針を特ち、それを踏まえて検討することとしたい。	【環境省】子紙に必要な情報を人手できることを条件として、左記の対応を行う。 【文格省】変更なし
経団	運 7	公的機関への提出重額における 押印の 蓄略			[準備者] 手続に必要な要素の正当性の形成を条件として、左記の対応を行う。 【文料者】政府全体の方計を待ち、それをਛまえて検討することとしたい。	【環境者】予約に必要な富市の正当性の指摘を条件として、左記の対応を行う。 【文料者】変更なし
経団	連 24	の簡素化・電子化	【液内疗】 工事標準仕種選等における際連接定について、緊急的措置の透知又は公打等に基づき、適宜対応することととしたい。 【展子力制制力】 加高の限、規程での近全検査は基地しない 【原発力】 知義的では、起源での近全検査は基地しない 【原発力】 契務者では建設工事の無容件数が少ない状況です(1450年を4件)。要望については、例えば国土交通者で定める公共建築工事標準 化粧器等でWEDカン等による通用報金は公正よる近全検型の方法が規定された場合には、これに基づき対応して参ります。 【原文省】 立合い、規障機能については、版に道理能理率は対しているご事を分在している。 【環境者】 工事的がなことの、規程を必要とある。 【原文者】 現場の状況について需要データ等を提出することによる対応 「発料器」及場合にある。 「表して、反応で、表して、大型、大型、大型、大型、大型、大型、大型、大型、大型、大型、大型、大型、大型、		【環境省】現場立会の必要性に応じて、対応を検討する。 【文料省】設庁全体の方針を持ち、それを踏まえて検討することとしたい。	[環境名] 環境立会の必要性に応じて、対応を検討する。 [文料名] 変更なし
経団	連 44	・ 参種編出の電子化におけるマイ ナンバーの活用能大			経て交付する必要があります。 【環境省】政府全体での検討状況を踏まえ、に必要な措置を講じる。 【外務省】マイナンバーを受領しただけでは、手続上必要とされる証明にはならず、提出先(年	【報酬報】【マイナンパーカードの更新について】 (対策での対応)は《理由》同左 【環境をは、現代をは、現代をは、現代をは、現代をは、現代をは、現代をは、現代をは、現代

団体名 No.	要望事項(タイトル)	規制・制度の概要	根拠法令・通道・参照文書	担当省庁	省別No.	分類	信号	各種行政手続等の豊富金建の意見、信助手続の電子化開係 : オンプイン化を行う。 : ホンルト(PUTFの所付)による提出を認める。 : 活付護部の機能や最祖活行等の服务の概定化 : その他 (展記に記入くださし.)	再株対象の間面	各種行政手続等の <u>機能運動</u> の複数関係 ・混合と関係があるものについては、押印をなくても文章を受け付けることとする。 ・混合と関係があいものについては、押印を施止する又は求めないこととする。 ・その他 (機能にことんださい。) ・状態機能(その連絡なび代紙手列表と記んください。)	1. 質急的な対応の可否 再検討後の回答
超団連 47	押印研削の現在し	一部の変公庁においては、見種・論求・委任状等全ての重類に飾り印(角印)・社長印・捨 印・細印を求められる。 また、特に土地・維物・不動産に関わる書類については、押印を求められる書類が多いと実施 している。		全省庁	11	書面・押印		: 対応周載(その確由及び代謝手段をご記入ください。)  [人事院] 見帰意。請求意、委任状等については計算証明規則により定められているため [常用庁] 法令に定めのあるものについては、所管部庁に挙して対応。 [原務省] 会計法令に規定があるものについては、所管部庁に挙して対応。 (原務省) 会計法令に規定があるものについては、所管部庁の判断に及う (原務省) 会計者やに限定があるものについては、所管部の判断に及う (原務省) 会計者やに限定があるものについては、所管部の対策に及う (原務名) 気が中心の事が成れた。政府に通の計画となる手がより、最初者としては、 原政・省 アマの人札が応としており、引き締ぎ利用の企業と対し、お子での人人が可能です。規格者としては 原政・イン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	であることの構築をもって年初の選集・原本の後日延出を設めます。 【限交告】 a - d 電子構造システム(DEPS)の利用点り、電子での人札手機・電子契約が可能です。 引き換き、電子構造システム(DEPS)の利用促進に努めて参ります。 【有務的【(1)a b c d (2)f g h [個議費] (手列の株計が今日にた。現場的はご需要があれば検討する) 【全統庁] IO、g hO aメール(PDF添付)による提出を認める。添付書類のうち、直ちに提出が国際化を加つしては、接日報付を認める。(領家書版と、会社等集またと対応できることが知度) 「概念的【(1)a b - c d 原統サンダーンが(後子構造システム)を行う	【周曹衛子】 各法令所書銀行の解釈に挙して対応 【国常名】 国の影響やの審解な場合、原行共命の方針に沿って今後対応を検討 【環常名】 監多事務宣高期間中は、法的根拠の有無に関わらず押印なして受け付け、後日対応可能な時に書面での提 出宅部から、 【外路名】 - 契約書への押印は会計法第20条6 第2項によるもの。 ・分と「悪態がないが呼和を求めているものについては、信誉的なものであるが、会計手続の統一的運用のためには、 全部が表し、「	a事業者自身から正式に発出されている文書であるという真正性(適法性)が確認できる場合は、押印無しでの提出でも可。
经罚道 49	電子人札の利用拡大	公的な人札案件において、電子人札対応ではなく、紙ベースでの対応(条任状度出等)が求め られるケースが多い。すべての人札案件について電子人札とするよう改善を図られたい。		全省庁	12	書面・押印		【案内庁】 可能な限り入札業件に係るオンライン化を進めることとしたい。 【人際日】 ネットウークの更改に伴い深無環境に不具合が全じているため、改善され次薬師次対応していく 「展示力時報行」 を行うことを念頭に、オンライン化を検討する。 「原形自 会社が全に廃定があるものについては、用管量行の時期に役う 「規則相】 設用電子構造システム(GDFS)の利用により、電子での入札が可能です。規則者としては、 原則、電子での人があるといている。 「国際名目】 社会や所管部の解析には、政府計画の方針に沿って今後対応を検討 「外報日】 ・外報省では、原則電子構造システムを利用して人札を行っており、一部システムで対応できな 「場所者」 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	【集内庁】(1) a bxcxdx オンライン学院が可能な行為手続きを用知し、事業者の利用を促す。 【人際記】(1) 本の (1-h)  お問者である。 (1-h)  は 所名の (1-h)  に に に 所名の (1-h)  に に に に に に に に に に に に に に に に に に に	【人事院】 ネットワークの更改に伴い実施環境に不員合が生じているため、改善され次斯原次対応していく予定 【防衛部】 会計法やに推定があるものについては、所著者庁の判断に従う 【原務部】 日本 【原務部】 日本 【原務部】 日本 【原本 】 日本 「原本 】 日本 「原本 】 ・	1歳の近日、400mm、収収時間からでは、 電子機多システム(DPF)の内用を対し、電子での入札手軽・電子探的が可能です。 引き機合、電子機需システム(DPF)の内用を建工形のできります。 ・機能工能があっる。は、「 メール等の選出により手板を高め、押印された正本は後日提出で可能とするなど、従来の手続に縛られな に実在な対のだっては。 契約額については、会計法により押印を求めることが規定されているが、電子的なシステムを活用する場 会は、契約額を入いては、会計法により押印を求めることが規定されているが、電子的なシステムを活用する場 会は、契約額を取り削削し、大器合も、以上の電子名及び加温解析に関する法律に基づて電子器をを用い ることで呼迎を不要とすることができるため、引き続き電子的なシステムの利用促進を認って参りたい。 「外務者】(1) あ b c d
経団連 52	各種公約延明書等の有効期限の 延長、電子化	登記階種本、印鑑証明、住民原等の公的書籍の有効期限(現行3カ月)を延ばし、かつ、本連 でなく、メール活付による写しでも対応可とする措置を検討されたり。		全省庁	14	書面 - 押印		【原報告】 「公が日本のものいた」かれては、所需也がいり知られてつ 「規則者」 「公が日本のものいた」かれては、手機によって対応が異なりますので、担別確重にご確認 いただきます。と思います。 「原程告」「公が日本のもの対します。 「原程告」「説で、更新の中華を入り、事料をはないは反。) 「原程告」「説で、更新の中華を入りの事態の場合 「別者が、豊かは発酵機関の登録の場合 「別者が、豊かは発酵機関の登録の場合 「別者が、豊かは発酵機関の登録の場合 「別者が、・ 環境を表するの風出」 「の課故は機能の起いは、「おり国際は機能での手体のため、別途機能に求められている文書が並らの 分別事態。 気が考えない。上記上立なのであることの証明であることから、3ヶ月以外に限行されたものを求めているところであるが、受け入れ機能が終行日から3ヶ月を超えた文書でも受けつける場合、中国人の中し上により事別的といては、よう国際が接近であるようから、3ヶ月以外に限行されたものを求めているところであるが、受け入れ機能が終行日から3ヶ月を超えた文書でも受けつける場合。中国人の中し上により事別のは別している。 2022年度中に影響の電子等のの書」、2024年度に甲種酸が本の条件を整するで受けつける場合。中国人の中し上により事別のは形をするく事機としているが、システム 別をにより事態を与いては、当時の事をするとのをとなりのだったの景として、一部の原件書類については、 また、日本に別様を与いては関係をしていると、全部を制におけるとの認識があるられるものについては、 事業が付き、関係を可能とが知识をしまった。 また、いの記述問題のも対理制度に係る今後の検討が決を整まえ、全部規制におけるとの認識があるの表の対象にしていると表して経済するも要し、公的記述問題のを対象はある。 また、日本により手機を本等のを付款するの表である。 いると、日本に表していると、日本に対象に関係となら、いると、日本により、日本によりました。日本によりました。日本によりまた。 は、日本に表しているところ、日本の機能を受け、といては、2012年間の影性を不要とする収別がなられているところ、「日本を表していては、今日、日本の原体を不要とする収別がなられているところ、「日本を表していては、「自然を表していては、中では、日本の原体を不要とすることとで表しているところ 「日本を表していては、「日本の原体を表していていると」」の、日本の原体を不要とする認識はであるという。日本の原体を表していては、中の場面にあった。」ことで表しているところ、日本の原体を表していているところ 「日本を表していては、中の記述を表しているところ ことであるといり、日本の原体を表しているという。日本の原体を表していているとは、日本の原体を表しているとは、日本の原体を発することでは、日本の原体を表しているとは、日本の原体を発することで表しているとは、日本の原体を表しな、日本の原体を表しないると述れると述れると述れると述れると述れると述れると述れると述れると述れると述れ	「砂南省」会計法やに成立があるものについては、所管省庁の判断に従う 「砂南省」会計法やに規定があるものについては、所管省庁の判断に従う 「砂南省」会計法やに規定があるものについては、所管省庁の判断に従う 「砂南省」は当ままり(2)15gの1xx  「バスボート)(2)15gの1xx  「バスボート)(2)15gの1xx  「バスボート)(2)15gの1xx  「ボスボートの受験 解型コロケッドルスを終在のバンデミックを受け環境政府による外出物関係により在外心物への出版が固 解定なった近めの対象関係であるが、対象を含さったの事業をごの下伏されます。6月中の公・ ・部が12日間といるが、日本のでは、1000年の下が、1000年のでは、1000年の	【級指省】 同左 「外指省】 対応回路 外指省が行う証明(認証)は、提出先となる議外指置高(含 駐日大使報等)が、基本的に公 に外指令 1 対応回路 と表す。 による原本性の確認が発生でなるに傾り、適用度型は指揮である。 (基础行) 設計機能の機能や等基式の影響の機能が 必可能解のうち、整色時にを提出が必要でものかどうか発度しを行った上で、一部の恐怖器能については、PDF化した むのをメールでは対することを認める。 また、印起証明度や世氏原の写し等、原本の提出が求められるもの、実印付の機能が求められるものについては、事後 送付も可能とする。	【発音】axbxcxdxeCfx  A務価が行う証明(加正)は、提出先となる延外回音響(含 駐日大使物等)が、基本的に公文選原本に対する外籍の認定を要求していることを可き席をの提出ます。これものであり、提出先となる外面言葉による原本の機能が使去ななる。以前、美術歴史は開業である。 【金銀行】a-d 法令の条文で研究的に呼ばが変なるなる。
経団連 66	電子請求書・領収証の電子化・ 押印機関	議求書/領収証について電子化の要件が規定されていないことから、低ての場所が主流となっている。電子化が容認されれば、最行業務、施証額は、返額業務が効率化かつスピードアップさ れ発行態、受視のアルビ側のメリンが開かてき。 特に営分庁をはじめ、民 民の取引においても「押引」を求められるケースが多く、押引のため の出社するなどテレワークの開業要別になっている。	電子帳頭保存法 電子器包法	全衛庁	15	書面・押印		[人事院] (議求書等については計算証明規則により定められているため) [案内庁] 法令に定めのあるものについては、所管銀行に申して対抗。 [原予用規則7] (例を成別の場子がよりなからませる。 [原務省] 会計場やに規定があるものについては、所管銀行の対策に従う (規略名) 原型とからもものについては、所管銀行の対策に従う (規略名) 原型として、電子器を行りに要すファイルを表すしたよールで出いただくことで代替可能と考えられますので、手規則温度型に「解認い」とできますよう意識いします。 [環報会] 自社会・所管銀行の解釈に単して対応 [環報会] 自社会・需要用型については、メールでの提出は最日の確定でが応可としている。 [金銀行] のメール(PDF原付)(又は電子調達システムを利用して対応できるものはオンライン化を行う。	【人職時】(2.71-h 諸漢尊等について、8メール(PDF等にして割付する形)での単出を認める。 「国内力(2.21 guha ・ ペールでの選地を認める。また、直ちに選出が顕確なものについては、第日送付を認める。 「展子力能終力(2.21 goh ・ 可な反称であり、PDF等ではかり、たとる選出を認める。恐行書類のうち、直ちに選出が顕着なものに ついては、可重な原のシール(PDF等ではかり、たとる選出を認める。恐行書類のうち、直ちに選出が顕着なものに ついては、可重な原の)後日送付を認める。 「図表表別(2.21 g h 「別書名前(2.21 g h 「外籍名)(2.21 g h 「外籍名)(1.0 g h C d (2.21 g h 「外籍名)(1.0 g h C d 是必然を認める。恐行意類のうち、直ちに選出が関係なものについては、後日送付き認める。(基本的 による現立を認める。(表表的 によう) とことも 歴史ンラインな (電子振路・ステム)を行う (2.21 g g h h 「父妻をおりで写によって影付する形でメールでの提出を認める。 「書館力」(1.0 e 原格句と実践する。	【人事院】 雨信窓として定着しているところ。真正性別保の拠点から必要と考える 【室内庁 ) 法令に定めのあるものについては、所能者庁に奉して対応。 【総務者】 司法・(政長があるものについては、所能者庁の判断に促う 【級務者】 日本法令所管当庁の解釈に申じて対応 【環境者庁】 法法令所管当庁の解釈に申じて対応 【環境者庁】 法令に根拠がないが呼迎を求めているものについては、情器的なものであるが、会計手続の終一の連用 のためには、全部分・物な対応が必要 【金銀行】 【信報者) 事業を目的ないたが必要 【金銀行】	【人事院】a - d 議家職等については、押印以外の方法で真正性が確認できれば押印を不要とする。 【高別方】a x b x c d x 形成的なくても極端の契付付らことが可能が検討し、適宜対応する。 【前務者】a 計法や所報館の参照を見せている。 【調整者】a と が、
経団連 100		超消度業省等の募集によるナショナルプロジェクトの人件費に関する証明について、証明者の 押印が必要とされているが信頼していただきたい		全省庁	16	書面・押印		【総務省】 原助として、電子署名を付した電子ファイルをメールで提出いただくことで代替可能と考えられますので、手他問題選出にご確認いただきますようお願いします。	【総務省】(2) f: 解析者における。ICT重点技術の研究開発プロジェクトにおいては、要望を踏まえ、呼印については、各 機能の上側の解談をしたという証明(メールなどに一文記入する等)をもって代替し、電子メールでの提 出去認めることとする。	【消費者庁】 者法令所管領庁の解釈に挙じて対応 【経産者】 反抗、経済産賠省が実施する。研究開発プロジェクトを含む受抗事業・補助事業では、従事日は等に押む を求めてきたが、消職したご要望を請まえて代替手段での上長による確認を認める。	【原子力規制庁】。 押印なしの文書での申請を認める。 【報用省】 「規制省】 「規制者」 「規制者における。にて直点技術の研究開発プロジェクトにおいては、収算日益等に押印を求めてきたが、 規制を直まえ、押印については、共機関の上長の確認をしたという延明(メールなどに一文記入する等) をもって代替できることとする。 「担席者引」(自然の附指形でが解に率して対応) 「担席者引(2)a bxcdxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxx

団体名 No. 要望事項(タイトル)	個人・法人に対して対面での対応(持参による提出、対面による交付、講習会)を求める手続関係 : オンライン会議などデジタル技術を活用する方法によって対応する。 : ネットでの講習の提供などで対応する。 : 電話や郵送によって対応する。 : その他 (報酬にご知くださし。)	<b>用株対象の開拓</b>	その他	再検討後 その他
超密連 47 押印原剤の発度し	: 対応周離(その理由及び代替手段をご記入ください。)		【閩啤省】手続に必要な書面の正当性の担保を条件として、左記の対応を行う。 【文科省】政府全体の方針を待ち、それを踏まえて検討することとしたい。	【環境省】手続に必要な書面の正当性の指保を条件として、左記の対応を行う。 【文料省】変更なし
超低速 49 電子人札の利用拡大			【文料者】政府全体の方針を持ち、それを踏まえて検討することとしたい。 【公正司の景像者】大部分は対応等か。 (総合評価方式による人のの本価報で収集していたが、今後は電子人札によってオンライン化する。) する。) 【環境別 基本電子人札であり、システム登録のない場名に終入札(環境省策で入力)を認めている。	刀)を認めている。
極間達 52 各種公的証明最等の有效期限の 延長・電子化			【内閣府】印建延明等公的書簿の有效期限について、他の行政手続における対応状況を踏まえ、 登録の影象性等に応じて素似に対応するよう別のる。 【消費者介】公分書版については、事後当件を認める。 【環境の 1 年間を必要を記念事取延回事等の条件が開業になっている場合には、柔軟な運用を 行うよう。 最初等により版に開始している。今後の指型コロナウイルス感染症の状況及び政府合体での検討 状況等を結束え、必要は場合には、登记事項延回書等の公分書類の対効期限についても柔軟な運 信号符合)とを検討する。 【5月経日 記券を始終書話において、戸墓野か本に関係の課題、本人の同一性確認、現場者の心臓 立て上重算の場所をしている。人が主が与りに以立るの配数を非額がよう、ないすま した一重要の場所の不正規問款にのため、のず悪本を提出いたどくの要がある。また、戸墓野か した一重要の場所の不正規問款とのため、のず悪本を提出いたどくの要がある。また、戸墓野か 分類系等に変更が生じる恐力があることから関係に利用を設けているものである。 【文料日】設所全体の力計を持ち、それを指まえて検討することとしたい。	(7年前)19年4年の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の
経団連 66 電子排水庫・領収証の電子化・ 押引階膜			【環境省】(書面原列について) 手制に必要な情報を人手できることを条件として、左記の対応を行う。 (毎印原配について) 手制に必要な書面に関性の形像を条件として、左記の対応を行う。 【文料省】政府全体の方針を持ち、それを踏まえて検討することとしたい。	【環境省】(高高原制について) 手能に必要な情報を入手できることを参考として、左記の対応を行う。 (押記原形について) 手能に必要な最高の正性の指揮を参供として、左記の対応を行う。 【文料名】変更なし
経団連 100 サショナルプロジェクトの人件 機に関する延明への押印価略			【交科者】政府全体の方針を持ち、それを踏まえて検討することとしたい。	【文料書】変更なし

												1.緊急的な対応の可否
团	本名 No.	要望事項(タイトル)	規制・制度の程要	根拠法令・通連・参照文書	担当省庁	省別No.	分類	领专	自権庁政手続等の <u>書車を重</u> の態度、協助手続の電子化階級 : オップイン化を行う。 : ボール・ドウドマで活動 による提出を認める。 : 添付書類の省略や事後支付等の書類の検索化 : その他 (関系にご記入ください。) : 別の函数 (その潜血及V代料手列をご記入ください。)	再結び後の認証	自種行政手続等の <u>港級</u> 重観の推開期後 : 治令に展開があるものについては、押印がなくても文章を受け付けることとする。 : 治令に展現のはものについては、押印を施止する又は求めないこととする。 : その他 (概要にご記入ください。) : 対応函数(その指点及び代替手段をご記入ください。)	海域対象の順答
经	班達 105	議求書への押印、請求書持多の 廃止	官公庁、自治体で「請求書に朱肉の押印が必要」と「請求書を人手で持参することが必要」と いう事象あり。 因用も「新記コロナウイルス感染拡大の防止策として、押印や対策など行政手続きの境例や法 規制を見置す方針を開めた。とのことですが、念のたか持参となっており、National Security に該当するものはやむを得ないのかもしれません。		全循疗	17	書面・押印		【人事於】 議末着については計量証明規則により定められているため 【第内庁】 法令に定めのあるものについては、所管銀行に申じて対応。 【第子内規約7】 可能の項が電子ファイルを助けした: mam等での申請を認める。 により難い認知は、後に、対応可能な日時での重素の退出を認める。 により難い認知は、後に、対応可能な日時での重素の退出を認める。 により難い認知は、後に、対応可能な日時での重素の退出を認める。 (別報日 書子契約しているものについて、技術を予算率システム(GPP)の利用により、電子での認 表が可能です。原格をしては、原物ですの対象対象に「力取り、引き除き利用の基に対めて争ります。な あ、電子契約しかの契約においても、請求着を報送することが可能であるため、持参して提出する必要はあり ません。 【外報日】、 ・番展型出こいては、メールでの提出は後日の際述で対応可としている。 【金銀行】 eメール(PDF等が)(又は電子解除システム)による提出を認める 【金銀行】 eメール(PDF等が)(又は電子解除システム)を行う。 【金銀行】 即係特殊の事情はないことから、政府共通の方針に沿って今後対応を検討してまいりたい。 【序生元報日】 当省特殊の事情はないことから、政府共通の方針に沿って今後対応を検討してまいりたい。	bxcxd (f、gx、hx)押印が困難な正当な理由及び提出書類が正規な契約相手方からの発	【人事院】 関情間として定着しているところ。真正性招係の軽点から必要と考える 【案内行】 法令に定めのあるものについては、所能者が广単して対応。 展子力規制力 「原本化定めのあるものについては、所能者が广単して対応。 展子力規制力 「即な初り電子フトルを掛けした一切に対し、所能力 自然中心を選ぶる。これにより難い場合は、後日、対応可能な日地での重素の思想を認める。 【技術名】 日代申した日本の重素の提出を認める。 【技術名】 日代申した「東京」 「日本の一般である。 「規格名」 日代申した「東京」 「日本の一般である。 「日本の一般である。 「日本の一般である。」 「日本の一般である。 「日本の一般である。」 「日本の一般である。 「日本の一般である。」 「日本の一般であ	であることの秘密をもって評価の音楽・原本の後日提出を認めます。 [清陽道] a b c d fx (新数字 書き 本語関映を、法述を提め有無に関わらず押印なして受け付け、後日対応可能な時に需面で の変形を認める。) [月前費前] a ( 自法令所要省庁の解釈に挙じて対応) [月前難] ( 1) a b c d [主後行] a ( ) 本の地域なし 現境底、請求施、他収益等については、押印不要とするとともに、eメール等での書類提出を認める。 「基準高的あから正式に発出されている文章であるという真正性(適味性)が確認できる場合は、押印期 しての思想である。
緩	孤連 121		展界によって、特に行政機関に関してはリモートメンテナンスを禁じている場合が多い。 軽微な修正・保守等をリモートで行うことが出来れば保守要員の訪問を軽減できる。		全省庁	18	対面					
経	迅速 122	収入印紙の貼付免除	印紙税(収入印紙の貼付)ついて、このような時間なので可能で あれば期間限定で免除いただきたい、不可能であれば、後日貼付 でも良しとする特例を出して頂きたい。		全省庁	19	書面・押印		【原子力解制字】 手続きの特性に応じ、 又は により対応する。また、書面による契約書については対応 函数。 【(防衛音) 会計法令に規定があるものについては、所管省庁の判断に従う 【総務者】 「収入回紙の配付」については、手能によって対応が異なりますので、短当確単にご確認いただ きますよう多数にします。 【消費者字: 指別を金属 (特定保護用金属となけ)のか可及び承認申請・管持試験機関の登録の申請】 収入回版の配付: 法令上、申期しようとするものは中期書に回紙を貼らむければならないと規定しているた あ、ただし、申請、包契金機が新聞権となった対策で申請事を開始を貼らむければならないと規定しているた あ、ただし、申請、包契金機が新聞権となった対策で申請事を提出させることとする。 【環境音】 回答の開始があ聞権となった対策で申請事を提出させることとする。 【環境音】 回答の開始を開発していた対策で申請事を提出させることとする。	[油土汀州銀行] (2)1 g(か) 可能成例のよう。(PP等で活材)による提出を認める。活材書籍のうち、直ちに提出が開酵なものに ついては、可能な限り項目指状を認める。 (内限者) 全計分の理定があるものについては、所管省庁の対策に従う (内限者) (2)1(結結今所管省庁の保険に乗じて対応う) (内閣者等・計算的を認め、特定で使用物品と含む)の対す及び可認申請・型接ば機構の登録の中請) (2)1k gOh x MMがそのものを発すするないが、影材した電板の環内接近でしたり生まれである。	【防衛省】 会計法令に規定があるものについては、所審省庁の判断に従う 【規権者】 同な 【規権者】 総合金所管省庁の解析に申じて対応 【金融庁】 回答函籍(他省庁の判断による)	【防衛衛】会計法令に規定があるものについては、所管省庁の邦断に従う 【消費所】(合 法法令所管省庁の解釈に即じて対応) 【連続計】(自 代表の所管省庁の解釈に即して対応。 【外務衛】 当省では対断不可
超	別連 123	見機器・契約器の電子化	見積塵や契約書で、原紙(印紙・押印あり)を求められると、印刷・製本・押印のために、当 社しなければならない。		全省庁	20	書面・押印		【人事院】 具種菌は計算規則採用により定められている。契約面については電子化に対応するよう準備中 (窓内庁) 法令に定めのあるものについては、所管面庁に申じて対応。 (展子力規制の) 可能の周り電子ファイルを恐怖(たた-mail等での申請を認める。 により難い場合は、後日、対応可能の日時での自需の提出を認める。 (取物価) 会計論やに限定があるものについては、所管面庁の時間に従う。なの、一部は防衛秘密が含まれるためが認識 (説物価) 設計論やに限定があるものについては、所管面庁の時間に従う。なの、一部は防衛秘密が含まれるためが認識 (説物価) 起和管子確認システム(GEPS)の利用により、電子契約が可能です。総務価としては、原則、電子での契約が応じれており、計合統を制限を定じ物であります。 (国外金) 国交替特別の事情がないため、設計共通の方針に沿って今後が応を結婚 (国外金) 国交替特別の事情がないため、設計共通の方針に沿って今後が応を結婚 (国物金) (小利金) (日本の事情がないため、設計共通の方針に沿って今後が応を結婚 (国金) (日本の事情がないため、設計共通の方針に沿って今後が応を結婚 (国金) (日本の事情がないため、設計共通の方針に沿って今後が応を持めている。2 、契約面については、電子確認システムを制度したを写着をによる契約面が完成していては対すである。 (国際庁) 原体・環境を必定されている。 (国際庁) 原体・環境・ステムを利用した対応できるものはオッライン化を行う。 (国際庁) 原体・環境・ステムを利用した対応できるものはオッライン化を行う。 (原生・労働者) 当 総合特の事情はないにとから、設計共通の方針に沿って今後対応を検討してまいりたり	bxc×4 (f,gx,bx)具種能について、押心が課職な正当な場合及び提出機能が正規な契約和手方からの終行である ことの機能等もって押的の指揮・原本的連接配金額の第二名の。 契約他については、会計法の規定に基づき配名押印が必要で す。 【別者を引く2)((名法令所審省庁の解釈に乗じて対応))	【人事院】 消極能として定着しているとこち。真正性指揮の額点から必要と考える。なお、契約書については電子化に対応するよう 事場中 (国内庁) 法令に定めるおものとついては、所管省庁に申じて対応。 (日子力開除庁) 刊度に扱いを書子の人体を恐作したモーログに共称なしの文書での中語を認め、これにより難い場合は、後日、対 必可能な日野での意思の理かせ場合め。 (前後者) 会社が会理の変きからものとついては、所管省庁の判断に従う (規格者) 高と分析所能の関係が以上の、政府活動の対策におして今後対応を検討 (国政名) 別交は特化の事務が以上の、政府活動の対策におって今後対応を検討 (国地名) 別交は特化の事務が以上の、政府活動の対策におって今後対応を検討 (国場名) 別本の事務を国際制作は、計算を対して対応 (別を日) 別交は特化の事務が以上の、政府活動の対策のはして受け付け、後日対応可能な特に書意での理念を認める。 (分解目) (分解目) 「大阪市政 (大阪市政 (大阪 (大阪市政 (大阪	
超	迅速 124	施行道話や工格延期に伴う費用 の増額容認	原行道減や工規減期によって必要となる費用について(下請けへの支払い等)増額の交渉を可 とするよう対応をして買いたい。		全循序	21	その他					
超	邪連 127	補助金間達の申請等に関わる書 類の電子化や押印の省略	はの地域上を設定して、日本の上部がり場合の場合であった。「中心が上記問題に直直している具体的な場合を 1. 件社が上記問題に直直している具体的な場合を エネルキー使用合理化の事業を支援事業(資産エネルギー庁) ・設プロン・低度者社会の早期採用のための省エ本型総合冷積機器導入加速化厚層(環境省) 2. 直集の電子化、押回の省略を「終計原をし、専済 文分仲越(植物金の欠付決定を受ける際の必要手続き) ・実施教告(植物金の欠付決定を受ける際の必要手続き) ・実施教告(植物金の欠付決定を受ける際の必要手続き) ・北線教告(植物金の欠付決定を受ける際の必要手続き) ・財産党分中請や計画安更届(植物金交領後に設備や事業者の変更がある原の必要手続き)	・エネルギー使用合理化等事業者支援事業 (成業報告) ・「成業報告書作成の手引き (H29 + H30年 東 別年度実際活用)。 P2及UP27、 (財産処分時) ・『現立1年度 省エネルギー投資促進に (財産処分時) ・『現立1年度 省エネルギー投資促進に (エネルギー使用合理化等事業者支援事業) ・ 一度フロン・任収累社会の早期実施のため の単工本見自然が採集告導、が記念化事業 (セネルギーを研りが必要、 紙の書面と押印が必要。 紙の書面と押印が必要。	全省庁	22	書面・押印		【防衛報】 【 「原水額】 ・	【原来名】 「 g h (	の文件がは、実験情等をよわじて押印に作わって自意でも可であることを用知することとする 【規稿名】 同定 【規稿名】 同定 【規稿名) 相談や所管値の解析に乗じて対応 【思念祖】 国文部特別の事情がないため、政府共通の方針に沿って今後対応を検討 【環境名】 【外稿名】 法令に限援のないものについては、押印を廃止する又は求めないこととする。 議論の機能は主義部分であり。 【全銀行】 【経路名】 文付申値について、緊急事態言語の身やに伴い、押印された申請器の提出を必須としていたところ、文付	【節素書】 a DOCO4-(接頭なし) 【意水書】a 中和2年産業料水産所移植工予算に係る補助企の欠付申請、実施報告等について、代表者から契約時間に係る代理権を与えられた投稿人による値合でを受け付けることとする。 【商業者】a 「通常所管量から解析を開発した。」 「国文書」a - d - 一部制造といいては、がランツを利用した電子申請が同配となっており、その旨の用知を実施する。その計場的企といいては、新助の野型におじて検討することとしたい。 【環境書】a b cxdx  【外籍書】(1) b 法やの参文で押切が求めることが規程されていないものは、押切がなくても書面を受け付けることとする。 【全額行】a C、b - 付款当なし、押切がなくとも書面の提出を受け付けるほか、押切のされた文書をPDFで開化したようによる。 【重額行】a C、対作即は、実施者は、規模指: 財産処分や計画変申組載の押切については、交付要は「実施者」a x 文付申載・実施者・成集報告、規模指: 財産処分や計画変申組載の押切については、交付要能に同じたのように表面を加りませない。規模することの変形があるなか。現状では関係ではなく、欠付決定時まで原本提出の第予期間を設けるなどの対応を行っている。  ままないは関係ではなく、欠付決定時まで原本提出の第予期間を設けるなどの対応を行っている。  は、ままない

5 / 30 ベージ

団体名	No.	要望事項(タイトル)	個人・法人に対して <b>地震での対応</b> (特別による最低、対策による交付、講習会)を求める手続関係 ・オットでの調整の提供などで対外に非常に動画する方法によって対応する。 ・ネットでの調整の提供などで対応する。 ・電話や販送によって対応する。 ・その他 (機関にに記入ください) ・対応回載(その理由及び代替手段をご記入ください。)	<b>用线对像</b> の磁器	その他	再検討後 その他
経団連		議求書への押印、請求書持参の 廃止	【財務省】 民間事業者における請求者の作成及び当該請求者の官公庁への提出については、会計法、予算決算及び会計令等に規定はなく、持参に ついても同法令の規定が要易しているものではない。 【消費者庁】 告法令所管省庁の無釈に挙じて対応	【消費者庁】d(告法令所領省庁の解釈に挙じて対応)	【環境省】(押印原制について) 手禁に必要な需要の正則性の解解を希件として、左記の対応を行う。 【文料省】政府全体の方針を待ち、それを踏まえて検討することとしたい。	【環境省】(押印原制について) 手献に必要な書面の正当性の指揮を条件として、左記の対応を行う。 【文件者】変更なし
経団連		行政機関にのけるサモードスクテナンスの導入	【人事款】 人事就ネットワーウの通用事業者において、リモートメンチナンスで対応することが当シスタムとの契約との遅れを減えたおらのであれば対応することは可能。 【採用力】 機能ネットワーウの北京機関等のメンチナンスを行力能には、契約方数・6番番。共和国及び機能セキュリティ振から可能の対抗を検討し、対策以外での対応を占れる との予想から、 【影響を3 ( 又は のが込を検討するが、一般は毎のキュリティの感がでけ及び回路) 【影響を3 ( 又は のが込を検討するが、一般は毎のキュリティの感がでけ及び回路) 「提索者」 ( と	【人類記】200×(諸三しない);cv(諸三しない);cv(諸三しない) 湯用薬剤はため*(諸三しない);cv(諸三しない);cv(諸三しない) 湯用薬剤はため*(以モートメンチナンスでおおすることが当システムとの契約上の原件を満たされる場合は根質等のメンチナンス有について、オンラインでの対応を行う。 【目前か12 。 カッペ、(対応の) 別がある。 は想象、足球無足が痛をセキュリチ・薬から始対した上で支援が切ければ、オンラインでの対応が利害なられば、原本(1 ) 【原本(1 ) 。 情がようなつうた。「注意機関等の機能セキュリチ・(以下は一部機関がある。 【原本(1 ) 。 情がようなつうた。「注意機関等の機能セキュリチ・(以下は一部機関がある。 「はまか」を、情がようなつうた。「注意機関等の機能セキュリチ・(以下は一部機関がある。」に回ったセキュリチ・(対策を譲し、かつ、オンラインでの対応が可能なものは、原則としてリモートメンチナンスを行う。 「指表が1 ) 。 情がようなから、「注意性の場合である。 「お子が規則が1 。 ただし、煙性の場合である。「特別・10 つに関係できまり、「対策であるものについては対応発展、 「お子が規則が1 。 ただし、煙性の場合である。「特別・10 つに対策である。 「お子が規則が1 。 ただし、便性の場合である。「表し、に回った機関できまり・(対策を護しれ) がまる場合であるとつ、その対途が関係されてはももと素的してはます。 「現実機関」を、で、手がから作。特性としていて、「対抗を基準を開かる場合であるとながから起これてはます。 「規則能しまります。 「表し、リモートメンチナンスでの実施を持るの基準であるとなる。「表し、リモートメンチナンスでの実施を持るのとなるとなった。その他のような上に対している。「対策のが関係ではなくのシステムを行いている。「対策のが関係であることから、その他のメステムには、「は一般に対しては、対策を表している。(対策のが関係では、日本、ドン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	【環境省】手紙の内容・特性に応じて、対応を検討する。 【文料省】政府全体の方針を持ち、それを譲まえて検討することとしたい。	【福津省】手続の内容・特性に応じて、対応を検討する。 【文料者】変更なし
経団連	122 ц	吸入印紙の貼付免除			【材務省】税制改正プロセスを経て、法令改正が必要なため、緊急的な対応は誤職。 【文料省】政府全体の方針を持ち、それを設まえて検討することとしたい。	【環境省】政府会体での対応を踏まえ、必要な機直を講じる。 【文特者】変更なし
経団連	123 5	見積蓄・契約器の電子化			【環境省】(書面原別について) 手機に必要は構能も人者できることを条件として、左起の対応を行う。 (予切原際について) 手機に必要な書面の正則性の指揮を条件として、左起の対応を行う。 【文料省】政府全体の方針を持ち、それを踏まえて検討することとしたい。	【環境省】(富高原則について) 予核に必要な情報を入手できることを条件として、左記の対応を行う。 (特別原則について) 予核に必要な蓄高の正当性の指揮を条件として、左記の対応を行う。 【文件書】変更なし
経団連	124 g	度行道廷や工期延期に伴う費用 の物額容認			【第介介] 調達業件の性質等を考慮し、本要型に関して適宜が応することとしたい。 [展子力機能力] 可能応用り支配をは当時を行えるが検討する。 に原子可能的力 可能応用り支配をは当時を行えるが検討する。 を行うなど場合に対象しては高く を行うなど場合に対象してはある。 (国内省) 対象に対象に対しては、最大的の主義協立に「強烈器」はます。 (国内省) 契約他の規定にようため数に応じて協負性と維持の支配を持つなど地域に対応するととしている。 (別利省) 支型を約で対応の限定であるが、予節し上限以上の増加に対象である。 (別利省) 支型を約で対応の限定であるが、予節し上限以上の増加に対象により、4月7日付で、国土が支配をよりに対象に対象が表現が対応が関係であるが、予節し上限以上の増加に対象が表現を対象に対象が表現を持ち、4月7日付で、国土が支配をは対象に対象が表現を対象に対象が表現した。 (別利省) 大道法では、必要に応じて協身を記録しては指導系が出める要とは一部が表現の関係を持つなど思想に対象であるとかられていることを根まえ、受注をから工事の一等中止や工業以上限行限間の上度をの受望がある場合に、古来提出でいて検討することとしたい。 (支給者) (認知上対象を抽機 (支給者) は対象が抽機 (支給者) は対象が表現を	【協内子】課業者件の性質等を考慮し、適宜対応する。 【協交者】実的書の規定に基づき必要に応じて議会代金額等の変更を行うなど適切に対応することとしている。 【選集者】受主を前に関さない事由であれば、交渉の実施を検討する。 【分割名】予算の範囲ので、変更契約等を検討する。
経団連	127 有	類の電子化や押印の省略	【環境報】、 「経産報】 ネットでの環境の提供などで対応する。 金融政力所で開催していたな事業が完全動画配像へ切替て対応済 電気や参加によって対抗する。 交付申認の審査制におけるは様々な質問にあたっては、称年までは執行団体にてヒアリングを行うこともあったが、今回の緊急事態質素に伴い、全 行電話・郵送で対応	【環境者】a b cx (	【環境省】手能に必要な情報を入手できることを条件として、左起の対応を行う。 【文料省】政府全体の方針を持ち、それを選まえて検討することとしたい。	【環境省】手機に必要な環境を入手できることを条件として、左記の対応を行う。 【文件者】変更なし

												1 聚金的た対応の可不
									各種行政手続等の <b>書面申請</b> の撤廃、個別手続の電子化関係	再検討後の回答	各種行政手続等の <u>押印面側</u> の撤廃関係	再検討後の回答
団体名	No 薬切車1	豚項 (タイトル)	規制・制度の概要	根拠法令・通達・参照文書	担当省庁	省別No.	分類	報告	: オンライン化を行う。 : eメール ( PDF等で添付 ) による提出を認める。		: 法令に根拠があるものについては、押印がなくても文書を受け付けることとする。 : 法令に根拠のないものについては、押印を廃止する又は求めないこととする。	
四年台	NO. 安坐事:	PM(24 LW)	現めずも現の解棄	根拠法令・遺連・参照又書	担目物/7	看別No.	75 AR	78-9	: 添付書類の省略や事後送付等の書類の簡素化		: その他 ( 簡潔にご記入ください。 )	
									: その他 ( 簡潔にご記入ください。 ) : 対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。 )		:対応国務(その理由及び代替手段をご記入ください。)	
									【宮内庁】 法令に定めのあるものについては、所管省庁に準じて対応。	Towns I also a		
									【防衛省】 会計法令に規定があるものについては、所管省庁の判断に従う 【法務省: 商業管記】 登記申請の添付書面を管理的記録 (PDFファイル等)により作成し、オンラインに	【宮内庁】(2)f gxhx eメールでの提出を認める。また,直ちに提出が困難なものについては,後日送付を認める。	【宮内庁】 法令に定めのあるものについては、所管省庁に準じて対応。	
			外部会社様との契約書類等の押印対応 電子署名が双方の会社にとって問題ない環境でなければいけない点						より提出する場合は,作成者(認証を要するものは作成者及び認証者)の電子署名を付与した上で,電子証明	【防衛省】会計法令に規定があるものについては、所管省庁の判断に従う 【法務省:商業登記】添付書面に相当する電磁的記録への電子署名については、本月15日から、特定の	【防衛省】 会計法令に規定があるものについては、所管省庁の判断に従う 【総務省】 回左	【宮内庁】axbxc dx 押印がなくても書面が受け付けることが可能が検討し、適宜対応する。
			商業登記で、実印でしか対応していない点						書と併せて送信する必要がありますが,この場合は押印は必ずしも必要ではありません。 【総務省】 要望事項(タイトル)のうち、各種書類の押印・書面手続の撤廃については、原則として、電	事業者が利用者の指示を受けて電子署名を行うサービスに基づくものであることを条件に,商業登記の添	【消費者庁】 各法令所管省庁の解釈に準じて対応	【防衛省】会計法令に規定があるものについては、所管省庁の判断に従う
4777718	各種書類の押	押印・書面手続きの・	・の他:テレワークで阻害している環境のもの 各種印刷物のPrintout (Securityの観点からクラウド内の情報を個人PCで自宅では印刷でき						子署名を付した電子ファイルをメールで提出いただくことで代替可能と考えられますので、手続担当課室にご	付書面情報に利用する電子署名として許容することとしたほか、電子署名の要件規和については、法務省 令を改正し、令和2年度中に実施する予定です。	【環境省】 法令の規定により押印を求めている書面については、後日、対応可能な日時での押印済の書面の提出を認める。	【消費者庁】e(各法令所管省庁の解釈に準じて対応) 【環境省】a b c d fx
経団連	推廃、設備環	環項の整備 な	((1)		全省庁	23 書	画・押印		確認いただきますようお願いします。 【消費者庁】 各法令所管省庁の解釈に準じて対応	【消費者庁】(2)i(各法令所管省庁の解釈に準じて対応)	法令に押印を求める規定がない書面については、押印済みの書面を求めないこととする。	法令の規定により押印を求めている書面については、後日、対応可能な日時での押印済の書面の提出を
			社内の送付物の発送・受取業務 得意先標からのFAX発注の受注業務						【環境省】 (法令に書面での提出を求める規定がない申請等については、受理する地方公共団体の状況に応	【環境省】(2)fgh 法令に書面での提出を求める規定がない申請等については、受理する地方公共団体の状況に応じて当該	【外務省】 ・法令に根拠がないが押印を求めているものについては、慣習的なものであるが、会計手続の統一的運用のためには、	認める。 法令に押印を求める規定がない書面については、押印済みの書面を求めないこととする。
			社内で導入しているweb会議systemとお客様のweb会議systemの融通性がない場合 Cliative系会社様の利用PC(mac)と自社貸与又は個人のPCとの違い						じて当該書面の電子ファイルを添付したE-mail等による提出を認める。) (法令の規定により書面での提出を求めている申請等であって、オンラインによる申請が困難である場合に		全省庁統一的な対応が必要 【経産省】 事業者自身から正式に発出されている文書であるという真正性(適法性)が確認できる場合は、押印無しで	【外務省】(1)a b c d
			OMETION A LINOTHIS CHILD CHILD A CHILD AND CONTROL						は、後日、対応可能な日時での書面の提出を認める。) 【外務省】 .	には、後日、対応可能な日時での書面の提出を認める。	の提出でも可。	
									・書面提出については、メールでの提出は後日の郵送で対応可としている。 【入解】 現場表示院については、金折式により、その他の番組については計算証明期的により変わられているため、オンライン化については、当核に	【外務省】(1)a b c d (2)f g h		【人事序】a−d 政府電子領達システム(GEPS)を利用することにより、電子契約書が可能となる。また、原稿書に
									おける者子人札等による実施課項が整っていないため 【関内字】 法やに定めのあるものについては、所管祖字に挙じて対応。	【人事院】(1) $a-d$ ( $f-h$ ) 政府電子領連システム(GEPS)を利用することにより、電子契約書が可能となる。また、契約書以外の請求書等については、 $e^{x}-\mu$ (PDF等にして添付する形)等での提出を認める。	【人事院】 荷懐習として定着しているところ。真正性担保の観点から必要と考える。なお、契約書については電子化に対応するよう	ついては、押印以外の方法で真正性が確認できれば押印を不要とする。
									【原子力規制行】 可能な限り電子ファイルを添付したE-mail等での申請を認める。 により割い場合は、後日、対応可能な日時での書面の提出を認める。	【富内庁】(2)! gxhxeメールでの提出を認める。また、直ちに提出が回離なものについては、後日送付を認める。 【原子力規制庁】(2)! gOh 可能な限りeメール(PDF等で添付)による提出を認める。添付書類のうち、直ちに提出が個	準備中 【宮内庁】 法令に定めのあるものについては、所管省庁に奉じて対応。	【富内庁】axbxc dx 押印がなくても書面が受け付けることが可能が検討し、適宜対応する。 【防衛省】会計法令に規定があるものについては、所管省庁の判断に従う
									【物長者】 会計法やに規定があるものについては、所管省庁の判断に従う 【財務者(可能院について)】 契約書を電子的に作成した場合には、可能税は課されないため、可能税納付計器による納付回の押可及が収入可能への割回	蘇なものについては、可能な限り後日送付を認める。 【防衛省】会計法令に規定があるものについては、所管省庁の判断に従う	【防衛省】 会計法令に規定があるものについては、所管省庁の判断に従う 【財務省(印紙税について)】 同左。	【総務省】a 、b×、c×、d 委任状等について、押印が国難な正当な理由及び提出書類が正規な契約相手方から の発行であることの確認をもって押印の省略・原本の後日提出を認めます。なお、契約書については、会計法の規定に
			(お書類全般については、一般に(民民の取引においても)代表者等の実印/登録印を必要とす						は不見。 【総務部】 「契約書明等における採却不要化及びオンライン化の推進」については、政府電子搭通システム(GEPS)の利用により、電子での人札が可	【総務省】(1)a 引き焼き個別の契約手除の機会を捉えて、政府電子調達システム (GEPS) による電子契約の周知を行って参ります。	【総務省】 同左 【消費者庁】 各法令所管省庁の解釈に挙じて対応	基づを記名押印が必要です(電子契約の場合は押印不要)。 【原子力規制庁】a d○ 可能な関リ押印なしの文書での申請を認める。
			らものが主であることから、契約書類作成作業のために、事務所への出社を余儀なくされてい 6従業員がおります。官には委任状、入札書、見積書、契約書、完了報告書、実績報告書、請						版です。また、南子契約についても、指数システムの利用により、南子での契約や様本等が可能です。総務省としては、原物等子での人利・契約的店として おり、引き機を利用促進に別めて参ります。 なお、男子報告書書機関行に保わる提出書類については、信契的により対応が異なりますので、主発指指揮軍に「確認難います。	bxcxd (f、gx、hx)受任状等について、押印が国籍な正当な理由及び提出書類が正規な契約相手方からの発行であ ることの確認をもって押印の省略・原本の後日提出を認めます。なお、契約書については、会計法の規定に基づき記名押印が必要	【国交省】 国交省特有の事情がないため、政府共通の方針に沿って今後対応を検討	【消費者庁】e(各法令所管省庁の解釈に準じて対応)
			お書等に代取印の捺印が必要です。つきましては、官公庁に率先して、契約書類の捺印不要化 はオンライン化を推進頂くとともに、捺印を不要とする電子取引文書の普及の取組をご検討願						また、「電子養名・電子契約等項目サービスの公的領定制度の創出」については、「タイムスタンプ」及び「eシール」について、総務省において有識者会 関連なりには、よりより「関レ」での部で記憶、「関心関心のおようの問題にトスポラの公司は、まご然か問い問題に発達することも目標し、この目的から	です。 【金融庁】a○、b×、c×、d○(f○、g 、h○)人札はすべて電子調達システム(GEPS)を採用しているほか、紙での人札も認	【環境省】 緊急事態宣言期間中は、法的根拠の有無に関わらず押印なしで受け付け、後日対応可能な時に書面での提出を認める。 【外務省】 法令に根拠がないが押印を求めているものについては、懐習的なものであるが、会計手級の統一的運用のためには、全省	【開交省】 a-d - ・法令に根拠があるものについては、所管省庁の判断に従う。
経団連	138 電子署名・電	電子契約等捺印サー	はす。注)電子取引文書には下記等包含		全省庁	24 書	藤薫・押印		認定制度の設計に関する検討を行っている。また、電子番名については、電子契約等の普及に伴い利用が拡大している「リモート署名」について、技術や運 用の動向も基本え検討を行い、電子番名法上の位置づけを明確化することとしている。	めている。ただし、電子調達システムの利用開始手続及び契約書の取扱いについては所管省庁の判断に従う。 【公正取引委員会】(1)a d〇((2)f h〇)・これまで製造で行っていた契約書除結手続きについて、例えば、電子契約の方法を契	庁続一的な対応が必要	<ul><li>電子調達システム(GEPS)による電子契約の場合では、電子署名の利用が可能。</li><li>法令に根拠がないが押印を求めているものについては、慣習的なものであるが、真正性担保は必要であり、会計手続</li></ul>
	ピスの公的認	認定制度の創出	電子署名 / Eシール / タイムスタンプ 印紙税の印紙計器のスタンプ押印・切手タイプの場合の割印の電子化						[消費者庁] 他法令所管省庁の解釈に思じて対応 [間交省] 間交省特有の事情がないため、政府共通の方針に沿って今後対応を検討	約者へ紹介し、契約者が望む場合には原則として電子契約を行うなどにより、順次、契約の電子化の実施を進める。 (緊急時に顕者において電子開連システムを利用できない場合)	(印紙税、電子取引文書や排印サービス等の普及に向けた取組については、回答困難(他省庁の判断による)) 【公正取引委員会】 1.委任状及び人札書については。	の統一的運用のためには、全省庁統一的な対応が必要。 【環境省】a b c d fx (緊急事態宣言期間後も、法的根拠の有無に関わらず押印なしで受け付け、後日対応可
			5 らに、民間企業による電子署名・電子契約に係る捺印サービス等を公的に認定する制度をご 対別預き、迅速なサービス創出のため、タイムスタンプ改さん防止、ブロックチェーン等の新						【環境型】 【外務型】 ・素素変形については、メールでの提出は後日の概念で対応可としている。	<ul> <li>委任状については、押印不要で、eメールでの提出も認める。</li> <li>入札書については、押印不要で、提出方法については個別業件ごと検討する。</li> </ul>	(1)紙媒体で入札を行う場合には、法的根拠はないが、明確な会社側の意思表示を確認するために押印した書面が必要。	能な時に書面での提出を認める。)
			お前項さ、50年なり一と人間口のため、ライムスタンプロとん的丘、ブロックチェーン寺の前 技術の適用を加速するための補助金も同時にご検討をお願いいたします。						・香油販売によりには、アールで必要のは板口が形成で30かでこといる。 【金融行】 4、2、4、6かで添り、2、以電子開発システム) による規道を認める (日紙税、電子取引文書や採日サービス等の最及に向けた取扱については、原居医療(含曲庁の判断による)))	【消費者庁】(2)i(各注令所管省庁の解釈に率じて対応) 【周交省】a-d 電子調達システム(GEPS)の利用より、電子での人札手続・電子契約が可能です。引き続き、電子調達システ	(2)電子入札を行う場合には、押印した書面は不要。 なお、総合評価方式による入札のみ経媒体で実施していたが、今後は電子入札によってオンライン化する。	【外務省】(1)a b c d 【金融庁】aO、b-c酸当なU.dx
									【の場所、电子ならん曲や9000 でとんや90回次に明りた場所によりには、回答機関(も当けの分析により)】 【経査智】 原防オンライン化(電子調達システム)を行う 【公正可引度会会】	<b>∆(GEPS)の利用促進に努めて参ります。</b> 【環境省】( 2 ) f g h	<ol> <li>見積書については、現時点で押印を求めていない。</li> <li>契約書については、電子調達システムを利用した電子署名による契約書の作成について検討中である。</li> </ol>	見積書、請求書、領収書等については、押印不要とするとともに、eメール等での書類提出を認める。但し、契約書に ついては、法令所管省庁の解釈・対応に即して対応。
									<ul><li>(1) 委任状及び人札書については、</li><li>(1) 延輝体で人札を行う場合には、注的根拠はないが、明確な会社集の思想表示を確認するために押引した書面が必要。</li></ul>	【外務書】(1)a b c d (2)f g h 【景像庁】(1)e関係省庁と調整の上検討する。	<ul><li>4. 完了報告書については、押印を求めない( に談当)。</li><li>5. 請求書については、現時点で押印を求めていない。</li></ul>	【公正取引委員会】(1)a d〇・これまで郵送で行っていた契約書締結手続きについて、例えば、電子契約の方法を契 約者へ紹介し、契約者が望む場合には原則として電子契約を行うなどにより、順次、契約の電子化の実施を進める。
									(2)電子人札を行う場合には、押印した書面は不要。 なお、総合評価方式による人札のみ経緯はで実施していたが、今後は電子人札によってオンライン化する。	「経療者」(1)a b.c.d 原向オンライン化(電子順連システム)を行う (2)1 g-h 電子調達システムで対応していない場合且の手続きによってはcメール(PDF等で原付)による提出を認める。	3 - 調水画に プリストル・スペース といっという (警察庁) 関係法令を所管している省等関係省庁と調整の上検討する。	(緊急時に業者において電子調達システムを利用できない場合)
									3 日間意じつにがけ、可能品がセメールによる意味を認めずいる	【人事院】(1)a-d (f-h )政府電子開建システム(GEPS)を利用することにより、電子契約が可能とな		- 参子状及び入札 鹿については、神印不夢とする。 【本事成】a-d 契約置以外の現積面等については、神印以外の方法で真正性が確認できれば神印を不姿とする。 【案内庁】axbxc dx 押印がなくても重素が受け付けることが可能が検討し、適宜対応する。
										る。 【宮内庁】(2)fgxhxeメールでの提出を認める。また,直ちに提出が困難なものについては,後日述付を	【人事院】 尚慎習として定着しているところ。真正性担保の観点から必要と考える。なお、契約書については電子化に	FRANCIS AND A PROPERTY OF THE
										認める。 【防衛省】会計法令に規定があるものについては、所管省庁の判断に従う	対応するよう準備中	(本の日本) で、これ、ロステールが開始を担当なるは、日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の後日提出を認めます。なお、現状においても年間委任状を提出することにより代理人による人利、契約、請求等を行うことが可能です。
									【人事院】 契約書の押印については、会計法により定められているため	【総務省】(1)a 引き続き個別の契約手続の機会を捉えて、政府電子調達システム(GEPS)による電子契	【宮内庁】 法令に定めのあるものについては,所管省庁に準じて対応。 【原子力規制庁】 可能な限り電子ファイルを添付したE-mail又は押印なしの文書での申請を認め、これにより難い場	表では10〜2、10〜10〜10〜10〜10〜10〜10〜10〜10〜10〜10〜10〜10〜1
									【窓内庁】 法令に定めのあるものについては、所管省庁に準じて対応。 【防衛省】 会計法令に規定があるものについては、所管省庁の判断に従う	的の周知を行って参ります。 bxcxd (f 、gx、hx)(押印が周離な正治な理由及び提出書類が正規な契約相手方からの発行であ 		【国交省】 a-d - ・法令に根拠があるものについては、所管省庁の判断に従う。
			8公庁・自治体との取引を行う際に必要となる業者登録手続きにおいては、代表者(代表取締 を)の実印/登録印を届け出ており、その後取り交わされる契約関係書類について、この届出印						【総務省】 総務省の契約においては、年間委任状を提出することにより代理人による入札、契約、請求等を	ることの確認をもって押印の省略・原本の後日提出を認めます。なお、現状においても年間委任状を提出すること により代理人による人札、契約、請求等を行うことが可能です。)	【総務省】 同左	・電子順連システム(GEPS)による電子契約の場合では、電子署名の利用が可能。 - 法令に根拠がないが押印を求めているものについては、懐部的なものであるが、真正性担保は必要であり、会計手続の統一的運
477	官公庁・自治	治体との取引業績に	接印が求められています。						行うことが可能です。 【消費者庁】 各法令所管省庁の解釈に準じて対応	【消費者庁】(2):(告法令所管省庁の解釈に準じて対応)	【消費者庁】 各法令所管省庁の解釈に準じて対応 【国交省】 国交省特有の事情がないため、政府共通の方針に沿って今後対応を検討	用のためには、全省庁統一的な対応が必要。 【環境省】a b c d fx (緊急事態宣言期間後も、法的根拠の有無に関わらず押印なして受け付け、後日対応可能な時に置
経団連	139 おける代理人		:の届出印捺印のために、事務所への出社を余儀なくされている従業員がおりますので、契約 別係書類(契約書、完了報告書、請求書など)への捺印について、会社を代理して取引を行う		全省庁	25 🖀	E由・押印		【国交省】 国交省特有の事情がないため、政府共通の方針に沿って今後対応を検討	【国交省】 a-d 委任状を提出することにより、代理人による入札・契約・請求等を行うことが可能です。 【環境省】(2)fxg h (後日、正式な委任状の提出を認める。)	【環境省】 緊急事態宣言期間中は、法的根拠の有無に関わらず押印なしで受け付け、後日対応可能な時に書面での提供を表す。	表での提出を認める。) 【外務論】(1)a b c d
		Ħ	i限を有する者であることが病害等により推認される場合(執行役員、事業部長など)は、こ 15の者を代理人として提出される書類についても受理をお認め願います。						【環境省】 後日、正式な委任状の提出を認める。 【外務省】 、・書面提出については、メールでの提出は後日の郵送で対応可としている。	【外務省】(1)a b c d (2)f g h 【個債委】f-h (f-hに記載のとおり対応予定。ただしfの押印については各法令所管省庁の解釈に準じて対	出を認める。 【外務省】 法令に根拠がないが押印を求めているものについては、慣習的なものであるが、会計手続の統一的運用の	【個情要】c(各法令所管金庁の解釈に帯じて対応) 【金融庁】a〇、b-c被当なし,d× 見積書、請求書、領収書等については、拝印不要とするとともに、cメール等での書類提出を認
		,	のの目を心主人といく女出といい言葉についくの文法をの認め願いよう。						【個債委】 代理人による提出は、委任状の提出により認めている。 【金融庁】 eメール(PDF添付)による提出を認める	応)	ためには、全省庁統一的な対応が必要 【個情委】 当委員会の権限外の法令等に基づいているため。	める。但し、契約書については、法令所管省庁の解釈・対応に即して対応。 【経療省】a b-c-dx
									【原生労働省】 当省特有の事情はないことから、政府共通の方針に沿って今後対応を検討してまいりたい。	【金融庁】f〇、g 、h〇 eメール (PDF添付) による提出を認める。添付書類のうち、直ちに提出が困難なもの については、後日送付を認める。 (請求書は、会計年度末までに支払完了することが前提)	【金融庁】 他省庁を含めた政府としての取組に協力	事業者負身から正式に発出されている文書であるという真正性(適法性)が確認できる場合は、押印無しての提出でも可。 法律を所管する省庁の判断を要するため
										【厚生労働省】f g h 契約関係書類の提出においては、オンライン手続が提供されていないが、当省では、新型コロナウイルス感染予防の観点から、契約関係書類の郵送や電子メールでの提出を認めている。	【経産省】 代理権を有していることの真正性(適法性)が確認できる場合は、押印なしての提出でも可 【警察庁】 関係法令を所管している省等関係省庁と調整の上検討する。	【公正取引委員会】(1)a d〇 (緊急時に業者において電子調達システムを利用できない場合)・委任状については、押印不要とする。
										【公正取引委員会】(2)f h○	【厚生労働省】 当省特有の事情はないことから、政府共通の方針に沿って今後対応を検討してまいりたい。	【雲朝庁】。関係省庁と調整の上検討する。 【厚生労働省】a b·c·d·一般的責債行等において、委任状に代理人の押印がなくても対応ができると判断できる案件について
										(緊急終に兼者において電子測測システムを利用できない場合) ・ 各行状については、押印不要で、6メールでの挙出も認める。 【人事限】(1)z=-d (f-in ) 自封電子測距システム(な243)を利用することにより、電子契約番かり限となる。また、実	【人事院】 商債習として定着しているところ。真正性担保の観点から必要と考える。なお、契約書については電子化に	は、押印不要と考えるが、その一方で、国費を原資とする支出業務において、その真正性が担保できない書類等の取扱について ・ かか子は内は、外海風内観片もにま今史かは、かかや師・が広がい原と辿り エ
									【人事院】 (契約書の押印については、会計法により、その他の書類については計算証明規則により定められているため。オンライン化については、当院における電子入札等による実施環境が整っていないため)	1人の時間(1)2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	【人事院】 同領首として定着しているところ。具正性指体の製品から必要と考える。なお、契約書については電子化に 対応するよう準備中	「Accession of the Control of the C
									【宮内庁】 法令に定めのあるものについては、所管省庁に準じて対応。 【原子力規制庁】 可能な限り電子ファイルを添付したE-mail等での申請を認める。	【原子力規制性】(2)! gCh 可能な限りeメール(PDF等で添付)による提出を認める。添付書類のうち、直ちに提出が困 数なものについては、可能な限り使日送付を認める。	【宮内庁】 法令に定めのあるものについては、所管省庁に準じて対応。 【防衛省】 会計法令に規定があるものについては、所管省庁の判断に従う	【粉巻省】会計法令に規定があるものについては、所管省庁の判断に従う 【総務省】a 、b×、c×、d 請求者について、押印が困難な正当な理由及び提出書類が正規のものであることの確認をもっ
									により難い場合は、後日、対応可能な日時での書面の提出を認める。	【防衛省】会計法令に規定があるものについては、所管省庁の判断に従う。なお、一部は防衛秘密が含まれるため対応困難	【総務省】 同左	で押印の省略又は後日提出を認めます。なお、契約書については、会計法の規定に基づき記名押印が必要です(電子契約の場合は 第0万万事
									【防衛省】 会計法令に規定があるものについては、所管省庁の判断に従う。なお、一部は防衛秘密が含まれるため対応困難	TROCKET(17) コミルビルのション・マラリス・ストリス・ストリン・アラリス・ストリン・アラリス・ストリン・アラリス・ストリス・ストリス・ストリス・ストリス・ストリス・ストリス・ストリス・ス	【消費者庁】 普法令所管省庁の解釈に準じて対応 【国交省】 国交省特有の事情がないため、政府共通の方針に沿って今後対応を検討	「福度者」。(各法令所審金庁の解釈に準じて対応) 「福度者」。(各法令所審金庁の解釈に準じて対応)
		8	『公庁との契約にあたり、(1)提出が必要となる書類の種類(契約書、完了報告書、請求書 『)、並びに、(2)紙での提出が必要な書類の種類及び部数が、それぞれ多いことから、各						【総務省】 政府電子調達システム (GEPS) の利用により、電子での入札が可能です。また、電子契約につ いても、当該システムの利用により、電子での契約や調求等が可能です。総務省としては、原制電子での入	ー ことの嫌弱をもって押印の省略・原本の後日提出を認めます。契約書については、会計法の規定に基づを記名押印が必要です。授 業書についてはオンラインでの提出を、純品物については製送を認めます。	【環境省】 緊急事態宣言期間中は、法的根拠の有無に関わらず押印なしで受け付け、後日対応可能な時に書面での提出を認める。	法令に根拠があるものについては、所省省庁の判断に従う。 ・電子順連システム(GEPS)による電子契約の場合では、電子署名の利用が可能。
	官公庁との契		諸類の印刷・送付作業(収入印紙・切手の貼付作業等を含みます)や受領作業とプロセスが多は時間を要するだけでなく接触機会も多くなっています。						札・契約対応としており、引き続き利用促進に努めて参ります。	【消費者庁】(2)(各法令所管省庁の解釈に準じて対応)	【外務省】 法令に根拠がないが押印を求めているものについては、慣習的なものであるが、会計手続の統一的運用の	- 法令に根拠がないが押印を求めているものについては、情報的なものであるが、真正性担保は必要であり、会計手続の統一的運用のためには、全省庁続・約以外が必要。
経団連	140 書類の削減と	と提出のオンライン	のため、契約書類数、及び、紙での提出必要書類数の削減とオンライン化の推進をご検討顧		全省庁	26 書	画・押印		なお、納品物の提出方法については、各契約により対応が異なりますので、主幹担当課室にご確認願います。 【消費者庁】 各法令所管省庁の解釈に準じて対応	TANAMA TO THE	ためには、全省庁統一的な対応が必要 【個情委】 当委員会の権限外の法令等に基づいているため。	【現場名】a b c d fx ( 緊急事態宣言期間後も、法的根拠の有無に関わらず搾印なして受け付け、後日対応可能な時に書面での提出を認める。 )
	化推進	1	ます。 記を例とした紙メディア両方の提出を求められる状況もあります。						【国文省】 国文省特有の事情がないため、政府共通の方針に沿って今後対応を検討 【張増省】 (後日、正式な零仟状の提出を認める。)	[外務省] (1)a b c d (2)f g h (個信息] - オンライン液出が可能な素質:a , b-dx	【金融庁】 【経産省】 押印がない場合は、事業者自身から正式に発出されている文書であるという真正性が確認できる場合に限	【外務論】(1)a b c d (個情景) c (各法令所領省庁の解釈に準じて対応)
			入札時に、提案書の提出は紙とメディアの両方の提出が必須で電子(オンライン)提出不可 納品時に、成果物のメディアでの提出、電子(オンライン)提出不可						【外務省】 、 書面提出については、メールでの提出は後日の郵送で対応可としている。	大田の大・オンライン表出がつかな自然・B、LO LA オンライン表出が可能でない書類: f - h (f - h に記載のとおり対応予定。ただしfの押印については各法令所管省庁の解釈	õ	はMMRXは、CMLの「MMRMAN」の場所によっているが、 注触的プラストーの部当なし、dx QR機器、請求書、領収書等については、搾印不要とするとともに、cメール等での書類提出を認める。但し、契約書については、
									【個情委】、、オンライン提出が可能な書類はオンライン受付を推進する。 【金融庁】 eメール(PDF添付)(又は電子調達システム)による提出を認める	と思いた。 $bx$ 、 $cx$ 、 $dO$ ( $fO$ , $g$ 、 $bO$ ) 人札はすべて電子調達システム (GEPS)を採用しているほか、紙での人札も認めている。ただし、電子調達システムの利用開始手続は所貨省介の刊新に従う。	【公正取引委員会】 1.契約書については,電子調達システムを利用した電子署名による契約書の作成について検討中である。	の機能が必要がある。 は会所能能がの解析・対応に即して対応。 【発産権】a b-c-dx
									【経産省】 原則オンライン化(電子調達システム)を行う。 【公正取引委員会】 (1.契約書については,電子調達システムを利用した電子署名による契約書の作成に	【経産省】(1)a b-c-d 原則オンライン化(電子調達システム)を行う	2 . 完了報告書については , 押印を求めない ( に該当 ) 。	Total Para 1 という   「中の現立されている文書であるという真正性(適法性)が確認できる場合は、押印無しての現出でも可。 は注意を所能する場合の単純を要するため
									【公正取引変員会】 (1. 実別書については、電子調達システムを利用した電子者名による実別書の作成に ついて検討中である。	【公正取引委員会】(1)a d○((2)f h○) これまで郵送で行っていた契約書牌結手続きについて,例えば,電子契約の方法を契	3. 請求書については、現時点で押印を求めていない。 【経産省】 事業者自身から正式に発出されている文書であるという真正性(通法性)が確認できる場合は、押印無して	【公正取引委員会】(1)a d○ これまで郵送で行っていた契約書締結手続きについて,例えば,電子契約の方法を契約者へ紹介
									2 . 完了報告書については , eメールによる提出を認める ( に該当 )。 3 . 端末書については . 提時点でeメールによる提出を認めている。 )	的者へ紹介し、契約者が望む場合には原剣として電子契約を行うなどにより、順次、契約の電子化の実施を進める。 【整節列】(1)の開始部分と調整の上検討する。 「電子中央第23」と、と、4、単数の同志と同路とかるが、単立では、取消電子指達とフラル(GEPS)の利用の博士連れてい	の提出でも可。 【警器庁】 関係法令を所管している省等関係省庁と編巻の上検討する。	し、契約者が望む場合には原例として電子契約を行うなどにより、原文、契約の電子化の実施を進める。 登勝的10 関係省庁と調整の上検討する。 「電影性機能」、D. R. J. A. J. A. J. R. J.
									【防衛省】 (契約書類等に防衛秘密が含まれる場合は対応困難)	「勝南省」 f g h ただし、いわゆる平文書以外の契約書類は対応不可		ALL MURANITATION TO A THE THIRD TO A
									【農水省】 ・・ 原本を確認する必要がある場合、個別の事情を踏まえて対応することとする。	【農水省】a~d (f~h )		【農水省】a~d
									【総務省】 原則として、電子署名を付した電子ファイルをメールで提出いただくことで代替可能と考えら	【消費者庁】(2)i(各法令所管省庁の解釈に準じて対応) 【環境省】(2)f g h	【農水省】 ・ ・	【消費者庁】e(各法令所管省庁の解釈に準じて対応)
	CT75-1		<ul><li>アイナンパー導入により各種証明書の電子申請及びコンビニ等での受け取りは可能ですが、届けたの電子送信は未だ出来ておりませんために、事務所への出社を余儀なくされている従業</li></ul>						れますので、手続担当課室にご確認いただきますようお願いします。 【消費者庁】 各法令所管省庁の解釈に準じて対応	法令に書面での提出を求める規定がない申請等については、受理する地方公共団体の状況に応じて当該	押印以外の方法により本人確認を行うことに支障がある場合、個別の事情を踏まえて対応することとする 【総務省】 同左	【金融庁】a-d 法令の条文で明示的に押印が求められるもの以外のもの(様式に「印」があるものを含む)については、原
経団連	141 行政における の電子化	る合種証明書の申請	1がおります。 のため、届け先への電子送信も可能となりますよう、ご検討頂きたく思います。(証明書を		全省庁	27	護面・押印		【環境省】 法令に書面での提出を求める規定がない申請等については、受理する地方公共団体の状況に応じ	書面の電子ファイルを添付したE-maii等による提出を認める。 法令の規定により書面での提出を求めている申請等であって、オンラインによる申請が困難である場合	【消費者庁】 各法令所管省庁の解釈に準じて対応 【金融庁】	則として押印を廃止する又は求めないこととする。
			:のため、届け先への電子送信も可能となりますよう、こ検討員きたく思います。(証明書を 5真で撮影のうえ、添付で送信することが一部で可能であるのみと認識いたしております。)						て当該書面の電子ファイルを添付したE-mail等による提出を認める。 法令の規定により書面での提出を求めている申請等であって、オンラインによる申請が困難である場合に	には、後日、対応可能な日時での書面の提出を認める。 【全融庁】a .f .g 、h	【経産省】 政府全体での検討状況を踏まえ必要な措置を検討するとともに、マイナンバーの利活用促進のための更な	また、法令で明示的に押印が求められているものについても、合理的理由があるか検討し、一部の手続に ついては押印が無くても書面を受け付けるものとする。
									は、後日、対応可能な日時での書面の提出を認める。 【金融庁】 eメールでの提出、添付書類の省略、事後送付等の書類の簡素化を検討	既にオンライン化されている手続については更なる周知を進め、オンライン化されていない手続について	る具体的施策が実施される際は周知等に協力していく。	但し、認可・登録手続等、一部の重要性の高い手続については、後日押印ありの原本を郵送して貰うな どの代替消費を講じる。
									【経産省】 政府全体での検討状況を踏まえ必要な措置を検討するとともに、「各種証明書の情報連携など」	は、eメールを含むオンラインによる受付を認める。その際、提出期限については柔軟に対応する。 また、予めeメールアドレスを把握している全融機関に対しては、原則、eメールで送付する。		
		12	R在の企業取引において、代金の支払いは銀行振り込みが一般的になっているものとの認識で			+ +	-		マイナンバーの利活用促進のための更なる具体的施策が実施される際は周知等に協力していく。	但し、一部の原本が必要な添付書類については、後日郵送して買うなどの措置を講じる。		
		3	が、銀行振り込みによる代金受領後に、捺印のある領収書の発行を求められるケースがあ									【防衛省】 a ○ b - (該当なし) c - (該当なし) d - (該当なし)
Aprenue:	領収書提出要		<ul><li>し、しかもこの印鑑に代表者印の捺印を求める取引先(自治体、一部金融機関など)があるために、この領収書の作成・捺印のために事務所への出社を余儀なくされている従業員がおりま</li></ul>						【防衛省】	【防衛省】f g h 【消費者庁】(2)i(各法令所管省庁の解釈に準じて対応)	【防衛省】	【消費者庁】e(各法令所管省庁の解釈に準じて対応)
経団連	142 印鑑の廃止	3	ī.		全省庁	28 🖀	800 · 34F()		【消費者庁】	【環境省】(2)f×g h	【消費者庁】 普法令所管省庁の解釈に準じて対応 【環境省】 緊急事態宣言期間中は押印なして受け付け、後日対応可能な時に書面での提出を認める。	【環境省】a b c d fx (緊急事態宣言期間後も、法的根拠の有無に関わらず押印なしで受け付け、後日対応可能な時に書面で
		8	限行振り込みの場合は、支払い事実の証明は容易であることから、この場合には、領収書の提 はは求めないこと、少なくとも捺印を伴う領収書の提出は不要であることが、発注者・受注者							(後日、正式な委任状の提出を認める。)		の提出を認める。)
		3	は通のルールとなるよう意見公開して頂きたく存じます。			+ +						
		E	回の機関からの監査業務において、新型コロナウイルスの蔓延下においても、対面での説明報									
		2	を求められたことから、出社を余儀なくされた従業員がおります。このため、少なくともウ 「ルスの終息までは、可能な限りオンラインでのご対応として頂けますよう、ご検討頂きたく									
		Æ	はます。									
4777	国の機関から		以下、経団連補足) 『望下が想定しているのは、「委託業務事務処理マニュアル」(P36)に基づく、経済産業省									
経団連	145 対応の推進		F望下が想定しているのは、「委託業務事務処理マニュアル」(P36)に基づく、経済産業省 確定検査。		全省庁	29	対面					
			記れは以下のとおりで、要領通りに現地調査となった。 完了期日までに委託した業務の報告書を提出する。									
			上記の後、完了日から10営業日までに確定検査の実施が必須となっている。 確定検査は省庁担当者が直接受託者の企業に出向き、紙で用意された書類を検査する。									
			環点快量は自力を目音が重要を記載されている) 書類内容は実施要領に記載されている)									
1 1		J			I	1 1	1		I			

7 / 30 ベージ

		個人・法人に対して <b>対面での対応</b> (特勢による提出、対策による交外、調器会)を求める手続関係 :オンライン機能などデジタル接所を活用する方法によって対応する。	<b>用牌对映心园园</b>		
団体名 No.	要望事項(タイトル)	: ネットでの顕著の原件などで対応する。 : 電話や郵送によって対応する。 : その他 (解集にご記入くださし、) : 対応回版(その理由及び代替手段をご記入くださし。)		その他	再検討後 その他
超団連 134	各種書類の押印・書面子続きの 関原、設備環境の整備			【環境省】(書面原制について) 学教に必要な情報を入手できることを条件として、左記の対応を行う。 (押印原形について) 学教に必要な書面の正則性の指揮を条件として、左記の対応を行う。 「文料省」政府全体の方針を待ち、それを選まえて検討することとしたい。	【環境報】(高高原制について) 学教に必要の情報を入学できることを条件として、左記の対応を行う。 (押印開記について) 予禁に必要な書面が正明性の指揮を条件として、左記の対応を行う。 【文料者】変更なし
経団連 138	送的書類等における排印不要化 及びオンタイン体の推進。 電子書名・電子要的等頭印サー どスの公的端定制度の動出			【環境省】(書面原別について) 手軽に必要な信頼を入手できることを条件として、左記の対応を行う。 (押印原則について) 押配・必要な書面の正当性の起降を条件として、左記の対応を行う。 【文料省】及所企体の方針を持ち、それを選まえて検討することとしたい。	【環境省】(高速原制について) 学教に必要な情報を入手できることを参作として、左記の対応を行う。 (押知徳知について) 学教に必要な経識をごがはの形成を参析として、左記の対応を行う。 【文材格】(記載化ついて)】(「高高主義」、「押印主義」には禁忌しないため「その他」等 にて関係)契約数を電子的に作成した場合には、印紙税は違されないため、印紙税特付替によ る続付印の押印及び収入印紙への裏印は不要。
超回達 139	官公庁・自治体との取引書類に おける代理人印鑑の利用			【環境省】(書高原別について) 手熱に必要な情報を入手できることを条件として、左記の対応を行う。 (界印原則について) 手続に必要な書面の正当性の授保を条件として、左記の対応を行う。 【文件省】政府全体の方針を持ち、それを開まえて検討することとしたい。 【公正項引奏音会】景性水の提出があれば対応可能。	【環境省】(書語原制について) 予能に必要な情報を入手できることを条件として、左記の対応を行う。 (特別原則について) 予核に必要な情報の正当性の形成を条件として、左記の対応を行う。 【文件句 決定で 【公正取引等機会】左記の角検討の結果は、「書面申請」及び「押印原形」の「角検討後の限 版」機に記載
経団連 140	客公庁との契約等における必要 蓄都の削減と提出のオンライン 化推進			【環境省】(書芸原則について) 予機に必要な情報を入手できることを条件として、左記の対応を行う。 (押印際について) 予能と必要な書面の正明性の指揮を条件として、左記の対応を行う。 【文料省】政府全体の方針を待ち、それを選まえて検討することとしたい。	【電荷名】(書高原例について) 予禁に必要な場面を人手できることを条件として、左記の対応を行う。 (押印度形について) 予禁に必要な重要の正明性の指揮を条件として、左記の対応を行う。 【文料名】変更なし
	行政における各種証明書の申請 の電子化			【環境省】手続に必要な情報を入手できることを条件として、左記の対応を行う。 【文料省】政府全体の方針を待ち、それを踏まえて検討することとしたい。	【環境省】手続に必要な情報を人手でさることを条件として、左記の対応を行う。 【女権省】要更なし 【短艦者】政府企体での被対状況を指案え必要な措置を検対するとともに、「各種証明書の情報 連携など、マイナンバーの利活用促進のための更なる具体的簡單が実施される際は用知等に協力 していく。
	領収書提出要求の禁止、領収書 印鑑の廃止			【環境省】(書面原別について) 手駄に必要な情報を入手できることを条件として、左起の対応を行う。 (押印原則について) 手駄に必要な書面の正当性の指揮を条件として、左起の対応を行う。 【文料省】政府全体の方針を持ち、それを踏まえて検討することとしたい。	【環境省】(書面原列について) 学数に必要な情報を人手できることを条件として、左記の対応を行う。 (押印原列について) 学数に必要な書面の正当性の担保を条件として、左記の対応を行う。 【文料名】変更なし
超岱道 145	国の機関からの監査業務の電子 対応の推進	【原子力規制庁】、 オンライン会議等の活用や電話・郵送での対応等、差較な対応を行う。 【原表省】 系統金結機関等の検査については、コロナ根系的止のための緊急対応として、対策による検査を中止している。 【規則省】 「緊直職務」については、解析によって対応が異なりますので、担当課室にご確認いただきますようお願いします。 【5時報】 最近今所管省庁の解釈に率して対応 【環境会】、 最前会が実める検査計画に事業者は含まれていないものの、立人検査の実施に当たっては、電子媒体による資料機束を行うほか、電話又はメール等を活用する。 【金総方】 、 金総関等に対する検査にいては、原列立入行為を中断しており、金融機関等によりアグを実施する場合であっても、対策ではなくメールや電路を活用している。今後、コロナの修御が減く例りにおいては、引き検索と必知識を参議化している。 【経度台】 、 【経度台】 、 【経度台】 、 【経度台】 、 【経度台】 、 【報告報】 、 (銀合日) 、 【報告報) 、 「銀合日本・報義をは対するを置。 報告機収等については、現在の情勢下においては実施していない。	【展子力規制で】3  - この電域が新速によっても対応する。 【防衛引 3 - 法担保しか」は設定しか。 【防衛引 3 - 法担保しか」は設定しか。 【防衛引 3 - 法担保しか」は設定しか。  - 新生活機関等の検査については、コロナ極場所止めための緊急対応として、対面による検査を中止している。なお、今後再期する場合は、可能な現場が終金と対  - 別とは、独身方式と・ルによる製料機構等)の活用により対応予定。  【5州福引 (1 ) a - b - c  - おおから作業部の事態に争して対応する他、可能な範囲で電話やメール、電子媒体などによる緊急資料等の構造による対応、また可能な製画でオンライン活用に  - おおがる毛機計する。  【個種引 3 a - c に (引き除きオンライン公園・販工等によって対応する。)  【個種引 3 b - c d - オンライン公園・販工等に対している。  「国産行 3 c - の - オンライン公園・販工等によって対応する。)  【個種引 3 b - c d - オンライン公園・販工等の対応を制める  【電解引 2 c - の - の - の - の - の - の - の - の - の -	【文科省】政府全体の方針を待ち、それを選まえて検討することとしたい。	[文料面] 要要なし

												1.緊急的な対応の可否
团体名	No.	要望事項(タイトル)	規制・制度の概要	根拠法令・通達・参照文書	担当省庁	省別No.	分類	備专	各種行政手続等の <b>重正金</b> 重の遊覧、個別手続の電子化燃係 : オンライン化を行う。 : ホンール(PEPで元時)による現出を認める。 : 派付護部の機や軍等返往所令の羅索の概案化 : 中の他 (機能工行政人だされ.) : 対応開催(その理由及び代替手段をご記入くだされ.)	<b>用株計</b> 數の開始	各種行政手続等の <u>毎回車動</u> の推設関係 : 法令に関係があるものについては、押切がなくても文章を受け付けることとする。 : 法令に関係のよいものについては、押切を廃止する又は求めないこととする。 : その他 (策潔にご記入ください、) : 対応阻解(その理由及び代替手段をご記入ください。)	用機対象の最高
経団連		外務省が発給する証明難(アポ スティーユ)の電子化	外国での登越距离のために日本の公文書を提出する必要が生じ、その提出先機関から外務省 の延順を取得するよう求められた場合、また日本にある提出を用の大使難による短越取得に即 して要求された場合に必要となる外務省の延明は、紙面・公司が必要となっているので、電子 申請を可能にしてはいれ、 現在、景急事を直言により都述可能となっている。		外務省	1	書面・押印		対応阻職:外務後のアポスティーユ証明・公司確認証明については、現在のところ。提出免である接外国 の官官。自日大使程等が基本的証券への認証を要求していると表現しており、申組入から戸籍庫本、即乗組 返記書書の原本処理を受け、所定の服務を行っている。なる。仮定学的な事を受け付けることとなっ た場合でも、原本への認証が必要となる現在の認証手続合体に大きな変更を行うことが困難な状況にある。	(Q/s-g-xh-xi/O 外部側のアポスティーユ証明・公司構造証明については、現在のところ、選出先である活外間の官僚、駐 日大便能等が基本的に原本への認証を要求していると表地しており、中級人から予報度本、別局機型証明 高者の原本の提出を受け、所定の証明を行っている。なら、仮に電子的な中議を受け付けることとなった 場合でも、原本への過延が必要となる現在の過延手向自体に大きな変更を行うことが振興なれだにある。	対応函義:提出先の諸外国官官等の機関が押印を求めている。また、アポスティーユについては、条約(外国公文書の認証を不要とする条約)付属書に定められている。	axbxcxdxeOfx 関出売の選外回収置等の機関が押印を求めている。また、アポスティーユについては、条約(外頭位文書 の設証を不変とする条約)付援書に定められている。
経団連	50 貿	血治体における症無廃棄物の許 部切中鎮手続きの職素化	各都連択無知事項の産廃計談可申請研達の書類については、人事異勤の度に押印書類の提出お よび関係者の住民業等公的書類の取得が大量に発生している。負別軽減の検討を求める。		環境省	1	書面・押印		手続に必要な情報を人手できることを条件とする。	「gxhx なお、都面前側の実施する子統合であるため、都通前側付に電子メール等を活用した書類提出の境景に ついても差知を発出済み。必要に加じて原本を後日確認することなどの対応により書類を受け付けるよう 透加している。(「能型コロナウイルス等を位に対抗するための機業物の処理及り通常に関する法律施行 規則の特別を定める命令の機行について(透加)(令和2年5月16日付け環境過程度2005152年環境研究 2005151号)。)		ax b: ただしd(注3)にあるような手段等で真正性が照保できる場合について受け付ける。 なたして ただしd(注3)にあるような手段等で真正性が照保できる場合にいまして受け付ける。 なお、すてに都通用を用けた中部のでは「通常にであった」である場合には真正でものとして扱われておいた。 (本の本の本の主張である場合では、現代であるというでは、またいの本の本の主張である。) (本の本の本の本の本の本の本の本の本の本の本の本の本の本の本の本の本の本の本の
経団連			金数品級以議報等が審批、書面により行う必要がある行為(需要からの書面の見入れ、重 家の保存、または当場への電面の提出等)について、電磁的な方法を認めていただきたい。ま た、少なくとも中部が必要な電面については、押の不要としてにただくとともに、済を上は電 超別な方法が認められているもののうち、傾行上、いまだ画面により行うているものについ 、電場的な方法を対象があるがありませたさらい。 本の見入れが認められているものについて、必要に応じて口頭での意思表示による構設(電話 に対ける機能制度との記録等を行うことを要件)も認めていただくなど、手続きを需素化していただされい。 (例えば、以下のような書類について、別方を検討いただきたい) ・事報の指数をは、他のような書類について、別方を検討いただきたい。 ・事報の指数をは、他のような書類について、別方を検討いただきたい。 ・要な世別事化に各の限合を自然表が不分の等) ・受定性別事化に各種信(全自活素が不分の等) ・受定性別事化に各種信(全自活素が不分の等) ・受定性別事化に各種信(全自活素が不分の等) ・受定性別事化に各種信(全自活素が不分の等) ・受定性別事化の後では言なが、 ・定定性別事化の後では言なが、 ・定定性別事化に各種では、 ・定定性別事化の表での表である。 ・現本表生に係るを見からないで、テレクークを行いやすぐするために、手続きの ・環路者に任ると見が開始的で付置を(保険制法第3の多の25等) ・環路者に任ると見が開始的で付置を(保険制法第3の多の25等) ・環路表生になるためる各種手が続きていて、テレクークを行いやすぐするために、手続きの	金融商品取引法等	金融庁	2	書面・押印		eメールを含むオンラインによる受付を検討。 信し、一部の原本が必要な場外直動能については、後日新述して貰うなどの指置を講じる。 事業報告書(全員基本が必要なが対象部については転に電子提出可能であり、注文位置(全員展示や第150条号) についても既に電磁的記録による作成が可能である。	a 、I 、g 、h 版はオンタイン化されている手機については更なる開助を溢め、オンライン化されていない手機について は、eメールを含むオンタインによる受性を認める。その後、最近期限については実際に対応する。 また、子のeメールアドレスを把握している全種機関に対しては、原則、eメールで活付する。 他し、一部の原本が必要な条件機関については、使日報送して買うなどの指置を課じる。	法令で明示的に押切が求められるもの以外のもの(様式に「印」があるものを含む)については、原則として押印を廃止 する又はあないにととする。 但し、脳可・登録手機等、一部の重要性の高い手機については、後日押印ありの原本を制造して買うなどの代替措置 を載じる。	また。注入プロテめに押印が求めたもているものについても、企理的理由があるが絶対し、一部の手様に
経団連	90-1 g	事業者に求められる曹面手続き の電子化・関素化	関素化等の対応を検討いただきたい。 (例えば、以下のような手続きについて、検討いただきたい) ・ 20目・主要体エの本質が集まったける理が簡単を重まったけ違いではの企画(解解は全・全論数		金融庁	3	その他	金融庁 消防庁 注酬省 金融庁 国土交通省部務省	eメールを含むオンラインによる受付を検討。 一部の原本が必要な部付書館については、後日都近して貰うなどの指置を講じる。 在モによる全銭貨物の課介(在をで資金庫を行えるかが不明確): 「金銭貨物の銀介、自然をオンラインで行うことは可能であり、各種行為規制が遵守されることを前提に、在 宅による金銭貨物の銀介を行うことは可能。	a .1 .g 、h 版はオンタイン化されている手機については要なる周期を指摘。オンライン化されていない手機について は、6メールを含むオンタインによる受性を認める。また、現也期間についてはまれた対応する。 予め6メールアドレスを思想している登時間がに対しては、景色、8メールで活性する。 但し、一部の原本が必要な条件推議については、後日都送して買うなどの規重を選じる。	法令で明示的に押印が求められるもの以外のもの(様式に「印」があるものを含む)については、原則として押印を検 止する父は求めないこととする。 但し、即可・登録手続き、一郎の重要性の興い呼続については、後日押印ありの原本を新述して買うなどの代替指置 を選じる。	用こして弁印を発生するスは不のないこととする。 また、は今才明子的に毎日が本外ともプロスをのについても、今週の頃中がまるも縁計し、二郎の子様に
経団連			接重を始めていただきたい。)を呼けた電子・ルルよらを担告組めていたださたい。 2、その際、同時マールには影響を開かる。 を証するに戻りる最終。の電子ファイル(包し書類の著名呼叫は締約可、又はこれに代わる 電回対策を認めていただきたい。との時かすることを認めていただきたい。 3、「編出時相談」については、現在無事又は電話でのか行うことが可能とされているが、電 子メールによる相談を受け付けていただきたい。	《林式館に即する計画出流意文展等》 18頁 林式館計画についての脳上の注意 「無知高泉び即が意味について 下足の画版を、 の原序でファイル (場合の 4 年)」と込み、計算型してください。別が電気には、両コニー・ 可能です。 脳出意(総名の記載等側には、両コニー・ 脳出意(総名の記載等側により記載してください。) 林式閣(川間する発力圏の同し又は意 地対でも終われる。	公正联列委員会		書面・押印		原本(押印あり)の事後述付を前提としてeメール(PDF等(押印省略)で形付)による提出を認める。	f h D 原本(押印あり)の事後述付を料理としてeメール(PDF等(押印当略)で原付)による提出を認めている。また、事業者に交付する書面についても、希望者にはeメールによる述付を実施している。	原本(押印あり)の事後述付を前提としてeメール(PDF等(押印省略)で添付)による提出を認める。	c 原本(押印あり)の事後送付を前提としてeメール(PDF等(押印管略)で添付)による提出を認めてい る。
経団連	36 <u>ú</u>	企業活動基本調査票の電子化	経済産業省からの常特従業者数(社員と社員外)に係る調査依頼において、対震での依頼、 返信用対関による回答を行なっているため。		经济産業省	1	書面・押印		企業活動基本調査は販売での回答提出だけでなく、電子調査家によるオンラインでの提出が可能となってお ります。詳細については、実施事務局又は控制課金までお問合わせください。	(1)sOM部日とないは新日とないはの 企業活動基本項目は第2その回答項出化けてなく、電子調査家によるオンラインでの開出が可能となって おります。打御については、実施機構及以採用が重要までも附合わせください。 FagOhx 提出書類のうち、直ちに提出が関係なものについては、提出根据について表彰に対応いたします。		
経団連	75-3 <sup>他</sup> 代		・上いハッコ、 エハル・コー、 、	道路交通点(第74条の3第1項、第4頁)/ 消防法/周征力ス保法/小道法/心地者 生物理法/建築基準法/電災事業法/労働 安全衛生法	经济産業省	2	書面 - 押印	国士文通省 消防产 報 超光度 報名 原子,報省 整根庁	超過解機器の自治体への中華に関しては、新型コロナウィルス感染症の影響が熱く限りにおいて、以下 (1)及び(2)の条件に独称する場合には、明外的に再切のない交響であっても、電子ファイルのメール条 付等の形で申請がなされた場合に、文書を受け付けるものとする後、都通解機等の自治体に対し促す。 (1)事業者がアレラーク等を実施しており、評印された文書を表出することが国家である。 は2)又重が事業和目的から正式の配けまされているものであるという真正をそび向かが確認できる。 経済産業省への申請に関しては、当該報告書等をオンライン上で提出できる機器中間ウェブサイトを影談 し、書面申請の強度を図ることとする。当該ウェブサイトは本年6月頃に運用開始予定。	f h x   郵通用用等の自治体への申請に関するものであるため、<前回の回答>以上の対応は困難。	都通射商等の危治体への申請に関しては、新型コロナウィルス無染症の影響が無く限りにおいて、以下(1)及び(2)の条件に該当する場合には、例外的に非印のはい文章であっても、電子ファイルのメール条件等の形で申請がなされた場合に、又置を受け付けるものとするは、都通用標等の自治体に対し使す。(1)等等者がゲレワープ等を実施しており、押記された文章を受けていることが問題である。(2)支債が事業所分か立に不見いたれているものである。(2)支債が事業所分か立に不見いたれているものであるという第三性を行動が分類なでも。は指定無限への申請に関して、新設する概念中間ウェブサイトはより認定基値(0ピズロ)を利用することとし、当該起意機でも定式された申请・報告等とついては押記不要とする、当該ウェブサイトは本年6月頃に適用開始予定。	a - d x e 都通府最等の自治体への申請に関するものであるため、<前回の回答>以上の対応は困難。
経団連	76-3 資	資格更新の e - ラーニング対応	(電力には以外は、パイン 産品(・ ののの) 資格更新の為、長時間の講習受講が必要であり、e-ラーニングの適用を可として欲しい。(電 気工事士)	電気工事士法	経済産業省	3	対面			【経済を済を培養】		【城線全河免损置】
経団連			〇所生可能エネルギー特別措置法に基づく申請・報告では、定められた様式に削り資料を作成 し、公印を押印のうえて、監督官庁である経済産業者へ裏面を提出することが求められてい る。(例:就理全域免済重等)	再生可能エネルギー特別措置法	经济産業省	4	書面・押印		【経済全済免損費】 eメール(PDF等で添付)による提出を認める。 【FITR概要事業協定】 申請手続の一部(新規設定件数の80%を占める550M大満の大規元規電所)はオンライン化済み	(4) (す) (5) (5) (5) (5) (6) (2) (す) (5) (5) (5) (5) (6) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	【経験全域免損費】 法やに根拠があるものについては、押印がなくても文章を受け付けることとする。 [FIT発電等機能定] 申請手続の一部(新規設定件数の86%を占める50kW未満の太陽先発電所)はオンライン化済み	(d) 法令に根拠があるものについては、押印がなくても文書を受け付けることとする。
経団連		エネルギー供給機適高度化法に 基づく申請・届出の電子化	<ul><li>し、公印を押印のうえで、監督官庁である経済産業省へメールで提出することが求められている。</li></ul>	エネルギー供給構造高度化法(エネルギー 供給御雑者による年化石エネルギー港の利 用及び化石エネルギー原料の有効な利用の 促進に関する法律)	经消產業省	5	書面・押印		部化元エルギー第の目標と関する世界事業の利用目標用温度計画の単手側(注意する形形): 想出が 打飛取中間でるもた。 今後の範囲コウイルの高受別民程書まることが必要であるが、開放ウイル 元の整理により必要な職時作業材が終く得りにおいて、以下(1)及び(2)の条件に該当する場合には、 発起コロウウィルス極楽度の影響が終く得りにおいて、以下(1)及び(2)の条件に該当する場合には、 外がに押却のないで置てあっても、電子ファイルのメール的情等の形で申請がなされた場合に、又蓄を受け付 けるものとする。 (2)又面が事業を自然から正式に発出されているものであるという真正性を行政庁が確認できる。 や化石エルドー源の利用の目標に関するドイオエタノールの利用目標連直計画の申請手続(注案7条所所) 及び振蕩等の行効利用目標連直計画所は、(注案14条第1項所): 現故が利于本の年間であるため、今後の 新型コロウケルス母素化が全接差えることが必要であるが、開始ウイルスの影響により必要な事務作業が 新型コロウケルス母素化が全接差えることが必要であるが、開始ウイルスの影響により必要な事務作業が 行及は1等の場合は、以下を認める。 新型コロウケルス母素を収拾を指するとない。 新型コロウケルス母素を関すると、では、 新型コロウケルス母素を関すると、電子ファイルのメールの特等の形で申請がなされた場合に、又蓋を受け付 けるものとする。 (1)事業者がドレワーラ等を実施しており、早日されたご養を選出することが問題である。 (2)又置が事業自自身から正式に現出されているものであるという真正性を行政庁が確認できる。		非化石エネルギー源の日底に関する電気需要者の利用日根用達力法の中級手続(注答)条例係): 提出が月末の年 「設定さるため、今後の施型コロナウイルスの懸金技法を請求えることが必要できるが、当該ウイルスの影響により必要 を書格作業が行えない場の場合には、以下を譲める。 新型コロナウィルス研究を受けませな。 新型コロナウィルス研究を受けませな。 新型コロナウィルス研究を受けませな。 「1)製業者がサンプーク等を実施して、押記されたと変がますることが影響できる。 (2) 2 実施が事業有助身から正元に規心されているものであるという周正性を行効が増額できる。 (2) 2 実施が事業有助身から正元に規心されているものであるという周正性を行効が増額できる。 総石エネルギー海の利用の目標に関するバイオエタノールの利用目標連は活の事情をは、活案で表別ら 3 以原治 の容別が用機構造ま計画所は、活業が4条単 1 別所的、2 世がの月末の年1回であるため、今後の新型コロナウイルス の場合状況を請求えることが必要であるが、当該ウイルスの制御により必要な事務作場が13 ない場の場合には、以下 を認める。 新型コロナウィルス研究を必要が多が4 (用の)といい、以下(1) 2 の条件に対当する場合には、例外的に非 1 回りないは実施する。 整子アメイルの計算のが1 で構成されたは、2 年後刊付けるものとする。 (1) 事業者がタレワーク等を実施しており、押記された文書を提出することが開催できる。 (2) 文書が事業者的身から正式に拠出されているものであるという真正性を行政が確認できる。	

			個人・法人に対して <b>対面での対応</b> (持参による提出、対面による交付、講習会)を求める手続間係	再検討後の同答		
団体名	No.	要望事項(タイトル)	: オンタイン会議をレデジタル技術を活用する方法によって対応する。 : ネットでの漢語の理典のなどで対応する。 : 電影や帯域によって対応する。 : その他 (職業にご配入ください。) : 対応函数 (その理由及び代替手段をご記入ください。)		その他	再株計後 その他
経団連		外務省が契給する延明難(アポ スティーユ)の電子化				
経団連	50	総治体における店舗廃棄物の許 部可申請手続きの検索化	,	axbx ccc のようによっては、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これで	② 「新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けた更新許可事務における対応について(通 知)」(今和2年4月27日付け環境電場用生、資源電視開業物機制度係通的)におけて、 新型コロナウイルス感染症の成人協助止に取り個人でいる同は中間者に対して、新型による申請 の提供や、電子・ルによる時間分性を制理と合わせて予めた。素性が対して、新型による申請 指を打可機能を扱う各部連携的場。 投令者長に対して通知した。 3 また、同型がは、中半をが増出するが非常知つう。 及び中延に対して なっている場合に、中半をが増出するが非常知つう。 及び中延に対して なっている場合には、そのような設計を振りて確全もって直生に申請を卸下又は不利可とするの ではなく、申請を受け付けたとて被告を振することで、既存の有効期間延長の規定を適用する といった対応を検討されたい語を合わせて用知した。	自会市が参加を担づ割が通販が加速・減々で使じまりに乗加した。また、円成地には、中級各が 提出する所付着機のうち、登記事能は開業の房が行回機になっている場合には、そのような源 付書類の不機をもって直ちに申請を却下又は不許可とするのではなく、申請を受け付けた上で機 正を表示することで、既存の有效期間延長の規定を適用するといった対応を検討されたい旨を合
経団連	89	全越商品取引署名等に係る手続 きの陶素化等				
経団連	90-1	事業者に求められる書面手続き の電子化・簡素化			貸金票者の従業員について、一時的な在宅額務(テレワーク)を行うことは可能。	
経団連	126	株式取得届出書提出手続きのオ ンライン化		C〇 電話、e.メール、Web会選による対応を実施している。また、原出前格談については、電子板誌窓口を設置している。 https://www.jftc.go.jp/cgi-bin/formmal/formmalk.cg/fd-merger	厳出的相談については,電子メールでも受け付けているほか,電子相談窓口を設置している。 https://www.jftc.go.jp/cg-b-in/formmail/formmail.cg/i7d-merger	
経団連	36	企業活動基本調査票の電子化				
経団連	75-3	各種検査報告書等の提出の電子 化	都通用無等の自治体への中議に関しては、都通用無等の自治体に対し、電話や郵送によって対応することを促す。 経済在業者への中議に関しては、対象での対応は求めていない。	a-c x d 都通用世等の自治体への中間に関するものであるため、<前級の扇響>以上の対応は面離。		
経団連	76-3	資格更新の e - ラーニング対応	資格更新のe-ラーニング対応に向けた制度見直しを行う。7月中の運用開始を目指し、現在省令改正等の作業中。	a、b 、c・ 資格更新のe・ラーニング対応に向けた制度見直しを行う。7月中の運用開始を目指し、現在省や改正等の作画中。		
経団連	81	再生可能エネルギー特別措置法 (FIT法)に基づく申請・届出の 電子化	対策での対応を求めていない			
経団連		エネルギー供給構造高度化法に 基づく申請・届出の電子化	幸化石エネルギー那の目標に関する電気夢裏者の利用目標用達成計画の申請手続(法第7条関係): (対面での対応を必要としていない。) 幸化石エネルギー那の利用の目標に関するバイオエタノールの利用目標達成計画の申請手続(法第7条関係)及び原法等の各効利用目標達成計画関 係(法第11条第1期関係):			

												1 . 緊急的な対応の可否
団体名	No.	要望事項(タイトル)	規制・制度の概要	根拠法令・通達・参照文書	担当省庁	省別No.	分類	循号	各種行政子院等の重直産量の意見、個別手続の電子化関係 : オレッイン化を行う。 : オレッチルドドロギの元明)による規則を認める。 : 派付護期の価値や事務近代等の国際の概案化 : 今の他 (規算にご向入人ださい.) : 対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください.)	Addrough	各種行政手続等の <u>無知面</u> 整心態級関係 - :適合心能繋があるものについては、押印がなくても欠重を受け付けることとする。 - :適合心能機があいものについては、押印を搬止する又は求めないこととする。 - :その他 (機能にご記入ください,) - 対応函義(その増血及び代替手段をご記入ください,)	再维的ROUSE
経団連	83	電気要果法に基づく申請・届出の電子化	〇電気事業法に基づく申請・報告では、定められた様式に別り資料を存成し、公印を押印のう 入で、監督部庁である経済産業省へ書面を提出することが求められている。(例:代表者変更 届)	電気事業法	经消差销省	6	書面・押印		、味文水砂制除か 電気事業法に基づく保安規制関係の申請・報告等について、オンライン上で提出できる簡易申請窓口を新設 することと1、書本申請の制度を図る。	《事業地談談》 (別 3 ) がにつれて 第四コロアケイルス感染化の影響を受けて、命令上変あられた原日までに封稿法表、部門別収支計算事等 の定場等の関係を開けるとない地方が存在するため、無要の者や改正を行い、3ヶ月期間を延復。 また、電気事態において「確定なく、提出することと表すたいもう記憶はつれて、新型コロナウイル 人を表生の対象によりが受な事的作業が行えない場の場合は、そのような関が事項した表、研究中 力が意識といいではないまして、運化く思しいものとのであるが、研究中 力が意識となり様であるが、また。連位く思しいものと何があったと出める。 対象域と、近年地別加入は、発生無限、電気工作物変を振い作支援が再型よ工作物改進は、が未受到事 最近を開始が、少未受別事場に何の変更知識。少未何能を更適か着、少未何能に有多更更加需 かたついて 事際に振行く離けメールにて述付し、後日原本を報送する。 《英文規制関係》 1 ) 電影事態によづくを支援制関係の申載・粉色等について、オンライン上で提出できる概念申請空口を新 談することと、高音中能の連携を認め、	《事業指制原格・ 新担コロナウィルス母染症の影響が終く限りにおいて、以下(1)及び(2)の条件に該当する場合には、例外的に 非別のない決害であっても、電子ファイルのメール条件、FAX、新選等の形で申請がなされた場合に、文書を受け付 けるものとする。 (1)事業者がナレワーク等を実施しており、採印はた文書を提出することが国際である。 (2)文書が事業者自身から正式に発出されているものであるという真正性を行政庁が確認できる。 (名文別教師版本) 電気事態制に振う(名文別教師協の中語・俗告等について、新設する展長申請的口は決人認証基盤(GビズID)を利用 することとし、当該即口を通じて提出された申請・報告等については採印不要とする。 当該申報施口はよ年9月頃に運用開始予定。	《事業総関係》 本数とでは、 新型コロナライルス倍級性の影響が終く間りにおいて、以下(1)及び(2)の条件に該当する場合には、例外的に押引のない収象であっても、電子ファイルのメールが付、FAX、新送等の所で申請がなされた場合に、文書を受け付けるものとする。 (2)文章が事業を自身から正式に発出されているものであるという真正性を行政方が確認できる。 (2)文章が事業を自身から正式に発出されているものであるという真正性を行政方が確認できる。 (4度実施制限を) 3 - 4 電光等展式に基づく保安施制限係の申請・報告等について、新設する機長申請記口は法人超延基盤(6ピズの)を掲げるとさとし、指数回しを引いて提出された申請・報告等については押印不完とする。 制証申請記口は本年の月頃に連用契約予定。
経団道		電気事業者による新エネルギー 等の利用に関する特別措置法 (RPS法)に基づく申請・届出 の電子化	ORPS法に基づく申請・報告では、定められた様式に削り資料を作成し、公印を押印のうえで、監督官庁である経済産業管へ書面を提出することが求められている。	RPS法(電気事業者による新エネルギー等 の利用に関する特別措置法)	経済産業省	7	書面・押印		eメール(PDF等で原付)による提出を認める。	※協会総督(1)は本年4月後に運用機能予定。 (2)(f)(g, h)- eメール(PDF等で添付)による提出を認める。	法令に根拠があるものについては、押印がなくても文書を受け付けることとする。	(d) 法令に根拠があるものについては、押印がなくても文書を受け付けることとする。
経団道	92	派給会開発機構)に対するプレ	NEDO(新エネルギー・産業技術総合開発機構)からの公募に対する提来書の作成対応の中 に、「プレゼンDVDを提出する」という要求がある。そのため、関係者は撮影のための出社を 余儀なくされている。これを、DVD提出ではなく、リアルタイムのオンラインプレゼンにして		经済産業省	9	その他					
経団道		中小企業経営強化税制にかかる	たたをだい、中小企業の経営力や生産性の向上を目的とする設備投資を支援するため、「中小企 服務2階化制」等において、生産性向上結構(生産効率、組集、エネルギー効率等)等の一 定の発件を過去して経過数算に同し格性の適差機構を通りさい10-6。 一方で、抵制機器を受けようとする影響者は、当該投資が上に要件を進たすことを延得する もの、設備メーカーを基化、工業を分析服金する証明で、フォーマットは中心機力が定め も様式に事業)を入手する必要があり、それには必要事項の記載に加え、設備メーカー及び工 場合の双方が呼回するよう定められている。 施型コロナウィルスの感染放大を受けてテレワークが無耐化している状況とおいて、直路へ の押の提供が開始となって転換感器権工必要な経知機能行のプロセスが停停性なよう。証明 着フォーマットの円が回接を値載するとの地球的機器を手を上減して同意ない。			11	書面・押印			f 、g 、h・ 税料整務措置の適用に当たり、そもそもの証明書選出を税務申告後の事後提出を認めることを検討中。	注令に根拠のないものについて、押印を廃止する又は求めないことを検討する。	a 、b d/x 法令に根拠のないものについて、押印を廃止する又は求めないことを検討する。
經団達	67-2	電子書名の利用要件の緩和	・電子署名法第3条の要件を取引途額や契約期限の長短等の軽点でリスクの低い契約については 接取、認証募集が発行する証明書を添付して私名職員秘密別で場合化したものを公開車で解 核レー文化するが立なく、メールでの意料無等にようほとかの責任所や、憲法するす する。若しくは要件を測たすウービスを公開(特定)してほしい、 現在の電子器が配金で手行の時間が展定(連末特定)してはしい。 電子器合に関し、電磁的記録の真正では立つ体定、特定当証書所に関する認定の制度、その他 必要な事所を定めることにより、国民による電子器名の円置な特別に関する認定の制度、その他 必要な事所を定めることにより、国民による電子器名の円置な特別に情報(以、電子商取引をは じめとするネットワークを利用した社会経済活動の一層の推進を図ることができる。	電子番台法 第3条	经消差销省	12	書面・押印	法務省、核深度筹省、総務省				
経団道	131-2	電子印章制度等の活用推進	電子印章や電子契約は、電子署名法や電子帳簿保存法により法整備がなされているが、その利 用が可能収載圏に比べ、未だ実際に利用は限定的、行政や企業の一団の活用に向けた取り組み	電子署名法、電子帳簿保存法	经済産業省	13	書面・押印	法務省、経済産業省、総務省 財務省(電子帳簿保存法)				
経団道	79		が期待される。  〇ガス事業に関連する事業において、登録・変更を要するもの、および定期的に報告を求められているものについては、定められた様式に即り資料を作成し、公知を押印のうえで、監督官庁である経済産業の受出することがもよかられている。 〇コロナクルルス料度として、需要解保護や極手があのために実施する手続きについても、原則として、公田門から北着電での型が必要とされている。 例)託送供給的教以外の託送供給(ガス料金支払期限総長措置)	ガス事業法	经消産额省	14	書面・押印		《事業規制関係》 新担コロナウィルス居会セの影響が終く限りにおいて、以下(1)及び(2)の条件に該当する場合には、 例外的に即向のはい文庫であっても、電子ファイルのメール条件等の形で申請がなされた場合に、文書を受け 付けるものとき。 (1)事業をがデナリー・少等を実施しており、押印された文庫を担当することが国籍である。 (2)又書が事業信息から正式に発出されているものであるという真正性を行政庁が確認できる。 〈保安規制関係》 カノ事業は正さづく保安規制関係の中間・報告等について、オンライン上で提出できる観視中語ウェブサイトを解説することとし、書面申請の関係を認る。 別談ウェブサイトは本年の月後に運用開始予定。	新型コロナウイルス最後の影響を受けて、省や上変のられた思日までに終期基本、部門的収支計算書等の選出等の厳務を履行さない名が存在するため、所要の省や改正を行い、3ヶ月期間を延長。 おについて 事能に掛け文章はメールにて述付し、後日原本を制速する。 <何支援制関係と I カガス事業法に基づく保支援制限の申請・板告等について、オンライン上で提出できる開発申請ウェブサ イトを設計することとし、基準単級の概要を認る。	《事業規制物品》 ※指型コロナウィルス極楽症の影響が熱く限りにおいて、以下(1)及び(2)の条件に該当する場合には、例外的に非認力ないな意であっても、電子ファイルのメール活性、FAX、都選等の形で申請がなされた場合に、欠害を受け付けるものとする。 (1)事業在がキレワーク毎を実施しており、評印された文書を提出することが開業である。 〈2)又書が事業者自身から正式に発出されているものであるという真正性を行政庁が確認できる。 〈母安理報酬問》 入び事業に基づく保安規制関係の申請・報告等について、解説する異島中語ウェブサイトは法人認証基盤(Gビズロ)を利用することとし、認該ウェブサイトを通じて提出された申請・報告等については評却不要とする。 ※試グェブサイトは本年の月底に運用開始を定。	《夢園戏的版会》 abbxc dx 新型コロナウィルス研究性の影響が熱く限りにおいて、以下(1)及び(2)の条件に該当する場合に は、例外がに押助のない文章であっても、電子ファイルのメール場外、FAX、新返等の形で申請がなさ れた場合に、交配を対け付ものものとす。 (1)夢裏をがチレワーク等を実施しており、押印された文章を表出することが国際である。 (2)文章が夢事を自身から正式に発出されているものであるという真正性を行政力が確認できる。 《母変規制版会》 カプス等版に基づく保安規制版の申請・報告等について、新設する概長申請ウェブサイトは法人認証基 後(62だ別)を利用することとし、協関ウェブサイトを通じて提出された申請・報告等については押印 不安とする。 開致ウェブサイは本年の目後に運用策略子変。
経団道	54		警備展や機械警備業務の認定・変更・廃止の申請や、召棄所の届け地、制能や健身用具の届け 地、監備最初端教育責任をの開け出るだは、影響機能にて富富での提出が定められているが、 はずれも地の西影響を開発に対するできます。 明えば、監備責指職教育責任者が実動により変更となる場合では、定められたフォーマットで の蓄積を行名し、セコム本社を管轄する原窓監察者(通行原の場合はさらに同所需訟の進等) の整理者の一が所し、詳している。	警備業法(第5、7、9、10、11、16、 17、40、41条)	警察庁	1	書面・押印		国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の落進等に関する法律施行規則(平成15 年国家公安委員会規則第6号)第11条の規定に基づき、都通府県公安委員会において手続等を定めることにより、既にオンライン化は可能となっている。	当語ウェプサイトは本年4月頃に運用開始予定。 (2) fx ・全国需要で告種手紙のオンライン化を可能とする方質(システム整備等)について検討を開始した。		
経団通	55	適路使用許可申請の電子化	ような場合には、所轄警察署に作業扇を提出する必要がある。 テレワークの支障となる手続きに関し、特に書面に押印が必要となるものについて、押印の廃	遺鏡交通法	警察庁	2	書面・押印		現在、一部の都通用業務において、既に、電子申請が可能である。 他の都通用業務については、現所法と、電子申請を選入することは可能であるものの、例えば、都通用景が 軽量している電子単純に係らなアラムを展示するなどのため、必要となる費用の予算措置、申請者にとって負 担とならない方法等、譲渡間について検討したとで、対応を検討する必要があると考える。	(1)a 低に電子中語が可能である一部の都連択機器器については、各都連択機器器のホームページ上で電子中語 が可能である目の用地を図る。 (2) Ix 全回路器で告接手続のオンライン化を可能とする方置(システム整備等)について検討を開始した。		
経団道	91-3	テレワークの支障となる手続き 等の押印撤廃・電子化	止、電子化などの開業化を進めていただきたい。また、油や等で低に開業化に係る排置がなされているものについても、その利用をさらに促進するための別名を検討いただきたい。 (例えば、以下のような手続きについて、別名を検討いただきたい) ・ 民間の告報を封鎖、申込書への押印の廃止、電子化 ・ 無何間後、日銀、取引所やの報告・展出に係る音楽への押印の廃止、電子化 ・ 木人協認に係る特色の関素が(以来が経過を指抗)によるとに定められている本人確認に関 し、ピテオ基括機能の活用や勘定による本人認証の水準用定の明確化等) ・ 電子者の必要		警察庁	3	書面・押印	金融庁 經濟產業省 實際持 注聘省 総務省	記感による収益の移転的止に関する法律施行規則(平成20年内配荷・総務省・法務省・総務省・原生分衡 省・原林水佐省・経済産業者・国土女通省分第1号)第6条では、オンラインによる本人確認手続を抵に認め ているが、引き続き解釈の明確化を認る。	(1)*	形態による収益の移転的止に関する法律施行規則(平成20年内閣府・規轄省・法務省・材積省・厚生労働省・原林水 産省・経済産業省・両主交通省令第1号)第6条では、本人確認手続において押切は求めていない。	e නැබල උත් 1) .
経団通	6-4	不動産売買・建築請負契約に係 る手続きの電子化	連路使用許可申請書を警察署に届け出る際、持参しなければならない。連路使用許可申請につ いても、非対策化を進めて頂きたい。		警察庁	4	対面					
経団当	75-5	各種検査報告書等の提出の電子 化	電子化 ・エレベーター、エスカレーター、小荷物用昇降機等の定期検査・性能検査	通際交通法(第74条の3第1項、第4項)/ 消防法/高圧ガス保安法/水池法/ビル海 生質療法/接続基準法/電気事業法/労働 安全衛生法		5	書面・押印	消防庁 経済産業省 厚生労働省	安全運転開発の原出 現在、一部の都通用開業において、既に、電子原出が可能である。 他の経過期開業については、現刊記上、電子を構を導入することは可能であるものの、例えば、都通的景が 整備している電子中間に係るシステムを送用するなどのためた必要となる費用の子解接重、申請者にとって負 担とならない方法等を検討した上で、対応を検討する必要があると考える。			a විවිත උතිව.
経団道	38	原子力規制委員会への届出・報 告等の電子化		"原丁儿童平広」"依原科彻曼、依隐科彻		1	書面・押印		又は で対応可能。 ただし、機能性の機もて高い情報(セキュリティ(核物質物連・テロ対策施設))に関する中語等については対応函解 ()	(2)!g h ただし、機密性の機のて高い情報(セキュリティ(株物質的嬢・テロ対策施設))に関する中語等につい ては対応函離	又は で対応可能。(一部対応済み)	a b 可能に限り押印なしの文書での申請を認める。 ただし、相密性の極めて高い情報(セキュリティ(核物質的建・テロ対策施設))に関する申請等につい ては対応回載

			個人・法人に対して <b>対面での対応</b> (持参による提出、対面による交付、講習会)を求める手規関係	再検討後の回答		
			: オンライン会議などデジタル技術を活用する方法によって対応する。			
団体名	No.	要望事項 (タイトル)	: ネットでの講習の提供などで対応する。 : 電話や郵送によって対応する。		その他	再検討後
			: 电路で郵送によって対応する。 : その他 (簡潔にご記入ください。)		TUIS	その他
			:対応固権(その理由及び代替手段をご記入ください。)			
			・ハル田彦(くの住民人びい日)だちと記べてんしょう)			
		電気事業法に基づく申請・届出				
経団連	83	の電子化	対面対応を必要としていない。			
		電気事業者による新エネルギー				
経団連	84	等の利用に関する特別措置法	対面での対応を求めていない			
		(RPS法)に基づく申請・届出				
		の電子化				
		NEDO (新エネルギー・産業技				公募を終了した1事業において、「ブレゼンDVDを提出する」としていたが、ブレゼン動画につ
経団連	92	術総合開発機構)に対するプレ			ては、スマホ等で録画した動画の電子媒体での提出、提案概要について説明する音声データのみ	いては、スマホ等で録画した動画の電子媒体での提出、提案概要について説明する音声データの
		ゼンテーションのオンライン化			の電子媒体での提出も可とする対応とする。	みの電子媒体での提出も可とする対応とした。
		1				
		由小企業経典ない報酬による。				
経団連	22	中小企業経営強化税制にかかる 工業会証明書の押印撤廃				
		1				
		1				
		1				
					・勝丁重なけせり点は 押けり点(頂がウェマネマネス・・・ 本F	
		1			"電子署名法第3条は、同法2条1項が定める電子署名のうち、書面における署名・押印と同等の裁判手紙上の一定の効果(事実上の推定)を認めるにふさわしいものとして、「これを行うために必要な符号及び物件	『電子書名法第3条は、同法2条1項が定める電子書名のつち、書面における書名・押印と同寺の裁判手統上
					を適正に管理することにより、本人だけが行うことができることとなるものに限る。 」という技術的な要件	の一定の効果(事実上の推定)を認めるに小さわしいものとして、「これを行っために必要な符号及び特件
					大事(まして))ス/これは、体外間にいわめる「マドバ・フトラス第2、と回答のよのである) 一意図的記録	を適正に普通することにより、本人にリカリラことかできることとなるものに残る。」という政権的な条件
					ある人により作成されたものとして裁判上証拠として申し出られた場合にありて、その電磁的配線が同法 第3条の規定する要件を満たすときには、他に扱わいい準備が見出たらない限りは基本的に、その電磁的配	
					第3家の規定する安計を満にするさには、他に続わけい事情が見当たらない限りは参与的に、その电域的記録を、その人が作成した電磁的記録であると事実上推定して、証拠としての形式的な資格を与える(推定効	来3年の規定する安計を満にするさには、他に続わしい事情が見当にらない限りは参与的に、その毛維的配
		1			が働く)とされている(念のため付言するに、この形式的な資格(成立の真正)というのは、その証拠があ	録を、その人が作成した電磁的記録であると事実上推定して、証拠としての形式的な資格を与える(推定効
					る事実の証明のためにどれだけの価値を発揮するかを裁判所が検討する前の段階として、その証拠をそもそ	が働く)とされている(300元の行言するに、この形式的な資格(成立の真正)といつのは、その証拠があ る事実の証明のためにどれだけの価値を発揮するかを割到所が終討する前の段階として、その証拠をそれそ
		1			事業の証明のためたどれたけの価値を発揮するかを着料所が検討する前の問題として、その証拠をそもそ もいとつの証拠として扱うことが許されるかという問題である)。仮に、前記の技術的要件を測念さない項 子書名を電子書名法第3条の電子署名に含めた場合(第3条の括弧度更件を削除した場合)には、実体とか	もひとつの証拠として扱うことが許されるかという問題である)。仮に、前記の技術的要件を満たさない電
経団連	67-2	電子署名の利用要件の緩和			・ニニュー」用 MINAティホンペー」用 MIPに出りた場合( キュホン加加書受けを招称した場合)には、実体とかい離した予測可能性を生じさせるおそれがある。したがって、当該要件を認和 することは困難であると本文	子書名を電子書名法第3条の電子書名に含めた場合(第3条の括弧書要件を削除した場合)には、実体とか
					648.	い難した予測可能性を生じさせるおそれがある。したがって、当該要件を緩和することは困難であると考え
					ただ、そもそも、電子署名法第3条の推定効が働かない場合であっても、個別の事情に照らして電磁的記録	ただ、そもそも、電子署名法第3条の推定効が働かない場合であっても、個別の事情に照らして電磁的記録
		1			の成立の真正を親判所が認定することは可能であるし、いわゆる電子署名をめぐる社会復行が変化し、新し い経験則が確立していけば、それに応じた事実上の推定がされることも考えられる。	の成立の真正を裁判所が認定することは可能であるし、いわゆる電子署名をめぐる社会情行が変化し、新し
					また、いかなる契約が「リスクが低い」ものであるかについては、当該契約の内容、会社の事業規模、会社	い経験則が確立していけば、それに応じた事実上の推定がされることも考えられる。
		1			の事業における当該契約の重要性等を総合考慮して判断されるべきものと考えられ、明確な基準をもって	また、いかなる契約が「リスクが低い」ものであるかについては、当該契約の内容、会社の事業規模、会社 の事業における当該契約の重要性等を総合考慮して判断されるべきものと考えられ、明確な基準をもって
		1			「リスクが低い」契約を特定することも困難であると考えられる。	「リスクが低い」契約を特定することも困難であると考えられる。
		1			なお、電子署名法上、電子署名をすることができる端末を一定の端末に限定するとの要件は定められていな	なお、電子署名法上、電子署名をすることができる端末を一定の端末に限定するとの要件は定められていな
		1			**	ic.
L I	L	<u>1</u>				
1						
経団連	131-2	電子印章制度等の活用推進			電子署名については、普及促進を行っていく。	電子署名については、普及促進を行っていく。
経団連	131-2	電子印章制度等の活用推進			電子書名については、普及促進を行っていく。	電子書名については、普及促進を行っていく。
経団連	131-2	電子印章制度等の活用推進			電子署名については、普及促進を行っていく。	電子署名については、普及促進を行っていく。
経団連	131-2	電子印章制度等の活用推進			電子番名については、普及促進を行っていく。	電子番名については、普及収益を行っていく。
経団連	131-2	電子印章制度等の活用推進			電子番名については、書及促進を行っていく。	電子番名については、普及収益を行っていく。
経団連	131-2	電子印量制度等の活用推進			電子番名については、普及促進を行っていく。	電子者名については、普及収益を行っていく。
経団連	131-2	電子印量制度等の活用推進			電子番名については、普及促進を行っていく。	電子番名については、普及収益を行っていく。
経団連					電子番名については、曹及促進を行っていく。	電子者名については、普及収益を行っていく。
		ガス帯験法における中頭・届出	MEMORA BELTUDI		電子番名については、普及促進を行っていく。	電子番名については、普及収益を行っていく。
経団連経団連		· 有了曹熙法广令H-3 在标。同业	対面対応を必要としていない。		電子番名については、曹及促進を行っていく。	電子者名については、 着及収益を行っていく。
		ガス帯験法における中頭・届出	対面対応を必要としていない。		電子番名については、普及促進を行っていく。	電子者名については、普及収益を行っていく。
		ガス帯験法における中頭・届出	対面対応を必要としていない。		電子番名については、普及促進を行っていく。	電子番名については、普及収益を行っていく。
		ガス帯験法における中頭・届出	対面対応を必要としていない。		電子番名については、曹及促進を行っていく。	電子者名については、普及収益を行っていく。
		ガス帯験法における中頭・届出	対面対応を必要としていない。		電子番名については、書及促進を行っていく。	電子者名については、普及収益を行っていく。
		ガス帯験法における中頭・届出	対面対応を必要としていない。		電子番名については、曹及促進を行っていく。	電子者名については、着及収益を行っていく。
		ガス帯験法における中頭・届出	対面対応を必要としていない。		電子番名については、曹及促進を行っていく。	電子者名については、普及収益を行っていく。
		ガス帯験法における中頭・届出	対面対応を必要としていない。		電子番名については、曹及促進を行っていく。	電子者名については、普及収益を行っていく。
経団連	79	ガス事業法における申請・超出の電子化	対面対応を必要としていない。		電子番名については、曹及促進を行っていく。	電子者名については、普及収益を行っていく。
经团通	79	ガス事業法における中語・届出の電子化	対面対応を必要としていない。		電子番名については、普及促進を行っていく。	電子者名については、普及収益を行っていく。
经团通	79	ガス帯験法における中頭・届出	対面対応を必要としていない。		電子番名については、曹及促進を行っていく。	電子者名については、着及収益を行っていく。
経団連	79	ガス事業法における中語・届出の電子化	対面対応を必要としていない。		電子番名については、曹及促進を行っていく。	電子番名については、着及収益を行っていく。
経団連	79	ガス事業法における中語・届出の電子化	対面対応を必要としていない。		電子番名については、青及促進を行っていく。	電子番名については、普及収益を行っていて。
経団連	79	ガス事業法における中語・届出の電子化	対面対応を必要としていない。		電子番名については、曹及促進を行っていく。	電子番名については、着及収益を行っていく。
経団連経団連	79	ガス事業法における申請・届出の電子化 の電子化 器機関に関する各種申請・届出 書類の要素化	対面対応を必要としていない。		電子番名については、曹及促進を行っていく。	電子番名については、着及収益を行っていて。
経団連続団連	79	ガス事業法における中語・届出の電子化	対面対応を必要としていない。		電子番名については、曹及促進を行っていく。	電子番名については、着及収益を行っていく。
経団連続団連	79	ガス事業法における申請・届出の電子化 の電子化 器機関に関する各種申請・届出 書類の要素化	対面対応を必要としていない。		電子番名については、曹及促進を行っていく。	電子番名については、着及収益を行っていく。
経団連経団連	79	ガス事業法における申請・届出の電子化 の電子化 器機関に関する各種申請・届出 書類の要素化	対面対応を必要としていない。		電子番名については、普及促進を行っていく。	電子番名については、着及収益を行っていて。
経団連経団連	79	ガス事業法における申請・届出の電子化 の電子化 器機関に関する各種申請・届出 書類の要素化	対面対応を必要としていない。		電子番名については、曹及促進を行っていく。	電子番名については、着及収益を行っていく。
経団連絡団連	79	ガス事業法における中語・届出の電子化  蓄機業に関する各種中語・届出 蓄地の機業化  適路使用許可申請の電子化			電子番名については、曹及促進を行っていく。	電子番名については、着及収益を行っていく。
経団連続日海	79	ガス事業法における中語・届出の電子化  蓄機業に関する各種中語・届出 蓄地の機業化  適路使用許可申請の電子化			電子番名については、曹及促進を行っていく。	電子番名については、着及収益を行っていく。
経団連続日海	79	ガス事業法における中語・届出の電子化  蓄機業に関する各種中語・届出 蓄地の機業化  適路使用許可申請の電子化			電子番名については、曹及促進を行っていく。	電子番名については、着及収益を行っていく。
経団連続日海	79	ガス事業法における中語・届出の電子化  蓄機業に関する各種中語・届出 蓄地の機業化  適路使用許可申請の電子化	対面対応を必要としていない。 取率による収益の移転助止に関する法律施行規則(平成20年内期所・総務省・活務省・財務省・厚生労働省・原林水産省・経済産業省・成土交通 省合第1号)第6条では、本対面による本人確認手段を既に認めているが、引き続き解釈の明確化を図る。		電子番名については、曹及促進を行っていく。	電子番名については、着及収益を行っていく。
経団連続日海	79	ガス事業法における中語・届出の電子化  蓄機業に関する各種中語・届出 蓄地の機業化  適路使用許可申請の電子化			電子番名については、曹及促進を行っていく。	電子番名については、着及収益を行っていく。
経団連続日海	79	ガス事業法における中語・届出の電子化  蓄機業に関する各種中語・届出 蓄地の機業化  適路使用許可申請の電子化			電子番名については、曹及促進を行っていく。	電子番名については、着及収益を行っていく。
経団連続日海	79	ガス事業法における中語・届出の電子化  蓄機業に関する各種中語・届出 蓄地の機業化  適路使用許可申請の電子化	犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則(平成20年外服府・総務省・総務省・財務省・原生労働省・原味水産省・超済産業省・国立交通 省令属1号)第6条では、非対面による本人確認手級を抵に認めているが、引き続き解析の明確化を図る。		電子番名については、曹及促進を行っていく。	電子番名については、着及収益を行っていく。
経団連絡団連絡団連	79 54 55 91-3	ガス事業法における申請・脳出の電子化  蓄機関に関する各種申請・脳出 書類の頻素化  適路使用許可申請の電子化  テレワークの支障となる手続き 等の呼印態度・電子化	犯器による収益の移転防止に関する法律施行規則(平成20年内施府・総務省・活貨省・財務省・原生労働省・原株水底省・超消産署省・原土交通 省令第1号)第6条では、非対面による本人確認手続を既に認めているが、引き被き解釈の明確化を認る。 現在、一部の都連卵飛響線では、既に、電子申請等の非対面での申請書の提出に対応しているが、連盟使用許可を受けようとする行為の思想に	c	電子番名については、曹及促進を行っていく。	電子番名については、着及収益を行っていて。
経団連絡団連	79 54 55 91-3	ガス事業法における申請・届出 の電子化  蓄機業に関する各種申請・届出  書類の概素化  連続使用許可申請の電子化  テレワークの支障となる手続き 等の押印態度・電子化  不動産売買・連添請負契約に係	犯罪による収益の移転助止に関する法律施行規則(平成20年内服府・総務省・総務省・財務省・原生労働省・原林水産省・経済産業省・協立交通 省令第1号)第6条では、非対面による本人確認手級を既に認めているが、引き続き解析の明確化を図る。 現在、一部の都通府無整数では、既に、電子申請等の字対面での申請書の提出に対応しているが、連携使用許可を受けようとする行為の懸性によっては、非対面による申組書の提出によって、がおって貢出他の手架が解除となり、申請者の発扱が推卸する懸念もある。そのため、事前に訓练	c c x	電子番名については、曹及促進を行っていく。	電子番名については、着及収益を行っていて。
経団連絡団連絡団連	79 54 55 91-3	ガス事業法における申請・届出 の電子化  蓄機業に関する各種申請・届出  書類の概素化  連続使用許可申請の電子化  テレワークの支障となる手続き 等の押印態度・電子化  不動産売買・連添請負契約に係	犯器による収益の移転防止に関する法律施行規則(平成20年内施府・総務省・活貨省・財務省・原生労働省・原株水底省・超消産署省・原土交通 省令第1号)第6条では、非対面による本人確認手続を既に認めているが、引き被き解釈の明確化を認る。 現在、一部の都連卵飛響線では、既に、電子申請等の非対面での申請書の提出に対応しているが、連盟使用許可を受けようとする行為の思想に	c	電子番名については、曹及促進を行っていく。	電子番名については、着及収益を行っていて。
経団連絡団連絡団連	79 54 55 91-3	ガス事業法における申請・届出 の電子化  蓄機業に関する各種申請・届出  書類の概素化  連続使用許可申請の電子化  テレワークの支障となる手続き 等の押印態度・電子化  不動産売買・連添請負契約に係	犯罪による収益の移転助止に関する法律施行規則(平成20年内服府・総務省・総務省・財務省・原生労働省・原林水産省・経済産業省・協立交通 省令第1号)第6条では、非対面による本人確認手級を既に認めているが、引き続き解析の明確化を図る。 現在、一部の都通府無整数では、既に、電子申請等の字対面での申請書の提出に対応しているが、連携使用許可を受けようとする行為の懸性によっては、非対面による申組書の提出によって、がおって貢出他の手架が解除となり、申請者の発扱が推卸する懸念もある。そのため、事前に訓练	c c x	電子番名については、曹及促進を行っていく。	電子番名については、着及収益を行っていく。
経団連絡団連絡団連	79 54 55 91-3	ガス事業法における申請・届出 の電子化  蓄機業に関する各種申請・届出  書類の概素化  連続使用許可申請の電子化  テレワークの支障となる手続き 等の押印態度・電子化  不動産売買・連添請負契約に係	犯罪による収益の移転助止に関する法律施行規則(平成20年内服府・総務省・総務省・財務省・原生労働省・原林水産省・経済産業省・協立交通 省令第1号)第6条では、非対面による本人確認手級を既に認めているが、引き続き解析の明確化を図る。 現在、一部の都通府無整数では、既に、電子申請等の字対面での申請書の提出に対応しているが、連携使用許可を受けようとする行為の懸性によっては、非対面による申組書の提出によって、がおって貢出他の手架が解除となり、申請者の発扱が推卸する懸念もある。そのため、事前に訓练	c c x	電子番名については、曹及促進を行っていく。	電子番名については、着及収益を行っていて。
経団連絡団連絡団連	79 54 55 91-3	ガス事業法における申請・届出 の電子化  蓄機業に関する各種申請・届出  書類の概素化  連続使用許可申請の電子化  テレワークの支障となる手続き 等の押印態度・電子化  不動産売買・連添請負契約に係	犯罪による収益の移転助止に関する法律施行規則(平成20年内服府・総務省・総務省・財務省・原生労働省・原林水産省・経済産業省・協立交通 省令第1号)第6条では、非対面による本人確認手級を既に認めているが、引き続き解析の明確化を図る。 現在、一部の都通府無整数では、既に、電子申請等の字対面での申請書の提出に対応しているが、連携使用許可を受けようとする行為の懸性によっては、非対面による申組書の提出によって、がおって貢出他の手架が解除となり、申請者の発扱が推卸する懸念もある。そのため、事前に訓练	c c x	電子番名については、曹及促進を行っていく。	電子番名については、着及収益を行っていく。
経団連絡団連絡団連	79 54 55 91-3	ガス事業法における申請・届出 の電子化  蓄機業に関する各種申請・届出  書類の概素化  連続使用許可申請の電子化  テレワークの支障となる手続き 等の押印態度・電子化  不動産売買・連添請負契約に係	犯罪による収益の移転助止に関する法律施行規則(平成20年内服府・総務省・総務省・財務省・原生労働省・原林水産省・経済産業省・協立交通 省令第1号)第6条では、非対面による本人確認手級を既に認めているが、引き続き解析の明確化を図る。 現在、一部の都通府無整数では、既に、電子申請等の字対面での申請書の提出に対応しているが、連携使用許可を受けようとする行為の懸性によっては、非対面による申組書の提出によって、がおって貢出他の手架が解除となり、申請者の発扱が推卸する懸念もある。そのため、事前に訓练	c c x	電子番名については、曹及促進を行っていく。	電子番名については、着及収益を行っていて。
経団連絡団連絡団連	79 54 55 91-3	ガス事業法における申請・届出 の電子化  蓄機業に関する各種申請・届出  書類の概素化  連続使用許可申請の電子化  テレワークの支障となる手続き 等の押印態度・電子化  不動産売買・連添請負契約に係	犯罪による収益の移転助止に関する法律施行規則(平成20年内服府・総務省・総務省・財務省・原生労働省・原林水産省・経済産業省・協立交通 省令第1号)第6条では、非対面による本人確認手級を既に認めているが、引き続き解析の明確化を図る。 現在、一部の都通府無整数では、既に、電子申請等の字対面での申請書の提出に対応しているが、連携使用許可を受けようとする行為の懸性によっては、非対面による申組書の提出によって、がおって貢出他の手架が解除となり、申請者の発扱が推卸する懸念もある。そのため、事前に訓练	c c x	電子番名については、曹及促進を行っていく。	電子番名については、着及収益を行っていく。
经回递 经回递 经回递	79 54 55 91-3	ガス事業法における申請・脳出の電子化  器機関に関する各種申請・脳出  器機関に関する各種申請・脳出  器類の関系化  透説使用許可申請の電子化  デレワークの支障となる手続き 等の押印態度・電子化  不動産売費・凝認調負契約に係  予禁きの電子化	犯罪による収益の移転助止に関する法律施行規則(平成20年内服府・総務省・総務省・財務省・原生労働省・原林水産省・経済産業省・協立交通 省令第1号)第6条では、非対面による本人確認手級を既に認めているが、引き続き解析の明確化を図る。 現在、一部の都通府無整数では、既に、電子申請等の字対面での申請書の提出に対応しているが、連携使用許可を受けようとする行為の懸性によっては、非対面による申組書の提出によって、がおって貢出他の手架が解除となり、申請者の発扱が推卸する懸念もある。そのため、事前に訓练	c c x	電子番名については、曹及促進を行っていく。	電子番名については、着及収益を行っていく。
经回通 经回通 经回通	79 54 55 91-3	ガス事業法における申請・届出 の電子化  蓄機業に関する各種申請・届出  書類の概素化  連続使用許可申請の電子化  テレワークの支障となる手続き 等の押印態度・電子化  不動産売買・連添請負契約に係	犯罪による収益の移転助止に関する法律施行規則(平成20年内服府・総務省・総務省・財務省・原生労働省・原林水産省・経済産業省・協立交通 省令第1号)第6条では、非対面による本人確認手級を既に認めているが、引き続き解析の明確化を図る。 現在、一部の都通府無整数では、既に、電子申請等の字対面での申請書の提出に対応しているが、連携使用許可を受けようとする行為の懸性によっては、非対面による申組書の提出によって、がおって貢出他の手架が解除となり、申請者の発扱が推卸する懸念もある。そのため、事前に訓练	c c x	電子番名については、曹及促進を行っていく。	電子番名については、着及収益を行っていく。
经回通 经回通 经回通	79 54 55 91-3	ガス事業法における申請・脳出の電子化  器機関に関する各種申請・脳出  器機関に関する各種申請・脳出  器類の関系化  透説使用許可申請の電子化  デレワークの支障となる手続き 等の押印態度・電子化  不動産売費・凝認調負契約に係  予禁きの電子化	犯罪による収益の移転助止に関する法律施行規則(平成20年内服府・総務省・総務省・財務省・原生労働省・原林水産省・経済産業省・協立交通 省令第1号)第6条では、非対面による本人確認手級を既に認めているが、引き続き解析の明確化を図る。 現在、一部の都通府無整数では、既に、電子申請等の字対面での申請書の提出に対応しているが、連携使用許可を受けようとする行為の懸性によっては、非対面による申組書の提出によって、がおって貢出他の手架が解除となり、申請者の発扱が推卸する懸念もある。そのため、事前に訓练	c c x	電子番名については、曹及促進を行っていく。	電子番名については、着及収益を行っていく。
经回通 经回通 经回通	79 54 55 91-3	ガス事業法における申請・脳出の電子化  器機関に関する各種申請・脳出  器機関に関する各種申請・脳出  器類の関系化  透説使用許可申請の電子化  デレワークの支障となる手続き 等の押印態度・電子化  不動産売費・凝認調負契約に係  予続きの電子化	犯罪による収益の移転助止に関する法律施行規則(平成20年内服府・総務省・総務省・財務省・原生労働省・原林水産省・経済産業省・協立交通 省令第1号)第6条では、非対面による本人確認手級を既に認めているが、引き続き解析の明確化を図る。 現在、一部の都通府無整数では、既に、電子申請等の字対面での申請書の提出に対応しているが、連携使用許可を受けようとする行為の懸性によっては、非対面による申組書の提出によって、がおって貢出他の手架が解除となり、申請者の発扱が推卸する懸念もある。そのため、事前に訓练	c c x	電子番名については、曹及促進を行っていく。	電子番名については、着及収益を行っていて。
経団連 経団連 経団連 経団連	79 54 55 91-3	ガス事業法における申請・脳出の電子化  器機関に関する各種申請・脳出  器機関に関する各種申請・脳出  器類の関系化  透説使用許可申請の電子化  デレワークの支障となる手続き 等の押印態度・電子化  不動産売費・凝認調負契約に係  予続きの電子化	犯罪による収益の移転助止に関する法律施行規則(平成20年内服府・総務省・総務省・財務省・原生労働省・原林水産省・経済産業省・協立交通 省令第1号)第6条では、非対面による本人確認手級を既に認めているが、引き続き解析の明確化を図る。 現在、一部の都通府無整数では、既に、電子申請等の辛対面での申請書の提出に対応しているが、連携使用許可を受けようとする行為の懸性によっては、非対面による申組書の提出によって、がおって貢出他の手架が解除となり、申請者の発扱が推卸する懸念もある。そのため、事前に訓练	c c x	電子番名については、曹及促進を行っていく。	電子番名については、着及収益を行っていく。
経団連 経団連 経団連 経団連	79 54 55 91-3	ガス事業法における申請・脳出の電子化  器機関に関する各種申請・脳出  器機関に関する各種申請・脳出  器類の関系化  透説使用許可申請の電子化  デレワークの支障となる手続き 等の押印態度・電子化  不動産売費・凝認調負契約に係  予続きの電子化	犯罪による収益の移転助止に関する法律施行規則(平成20年内服府・総務省・総務省・財務省・原生労働省・原林水産省・経済産業省・協立交通 省令第1号)第6条では、非対面による本人確認手級を既に認めているが、引き続き解析の明確化を図る。 現在、一部の都通府無整数では、既に、電子申請等の辛対面での申請書の提出に対応しているが、連携使用許可を受けようとする行為の懸性によっては、非対面による申組書の提出によって、がおって貢出他の手架が解除となり、申請者の発扱が推卸する懸念もある。そのため、事前に訓练	c c x	電子番名については、曹及促進を行っていく。	電子番名については、着及収益を行っていて。
经回通 经回通 经回通	79 54 55 91-3	ガス事業法における申請・脳出の電子化  器機関に関する各種申請・脳出  器機関に関する各種申請・脳出  器類の関系化  透説使用許可申請の電子化  デレワークの支障となる手続き 等の押印態度・電子化  不動産売費・凝認調負契約に係  予続きの電子化	犯罪による収益の移転助止に関する法律施行規則(平成20年内服府・総務省・総務省・財務省・原生労働省・原林水産省・経済産業省・協立交通 省令第1号)第6条では、非対面による本人確認手級を既に認めているが、引き続き解析の明確化を図る。 現在、一部の都通府無整数では、既に、電子申請等の辛対面での申請書の提出に対応しているが、連携使用許可を受けようとする行為の懸性によっては、非対面による申組書の提出によって、がおって貢出他の手架が解除となり、申請者の発扱が推卸する懸念もある。そのため、事前に訓练	c c x	電子番名については、曹及促進を行っていく。	電子番名については、着及収益を行っていく。
经回通 经回通 经回通	79 54 55 91-3	ガス事業法における申請・脳出の電子化  器機関に関する各種申請・脳出  器機関に関する各種申請・脳出  器類の関系化  透説使用許可申請の電子化  デレワークの支障となる手続き 等の押印態度・電子化  不動産売費・凝認調負契約に係  予続きの電子化	犯罪による収益の移転助止に関する法律施行規則(平成20年内服府・総務省・総務省・財務省・原生労働省・原林水産省・経済産業省・協立交通 省令第1号)第6条では、非対面による本人確認手級を既に認めているが、引き続き解析の明確化を図る。 現在、一部の都通府無整数では、既に、電子申請等の辛対面での申請書の提出に対応しているが、連携使用許可を受けようとする行為の懸性によっては、非対面による申組書の提出によって、がおって貢出他の手架が解除となり、申請者の発扱が推卸する懸念もある。そのため、事前に訓练	c c x	電子番名については、曹及促進を行っていく。	電子番名については、着及収益を行っていく。
经回通 经回通 经回通	79 54 55 91-3	ガス事業法における申請・脳出の電子化  器機関に関する各種申請・脳出  器機関に関する各種申請・脳出  器類の関系化  透説使用許可申請の電子化  デレワークの支障となる手続き 等の押印態度・電子化  不動産売費・凝認調負契約に係  予続きの電子化	犯罪による収益の移転助止に関する法律施行規則(平成20年内服府・総務省・総務省・財務省・原生労働省・原林水産省・経済産業省・協立交通 省令第1号)第6条では、非対面による本人確認手級を既に認めているが、引き続き解析の明確化を図る。 現在、一部の都通府無整数では、既に、電子申請等の辛対面での申請書の提出に対応しているが、連携使用許可を受けようとする行為の懸性によっては、非対面による申組書の提出によって、がおって貢出他の手架が解除となり、申請者の発扱が推卸する懸念もある。そのため、事前に訓练	c c x	電子番名については、曹及促進を行っていく。	電子番名については、着及収益を行っていく。
经回通 经回通 经回通	79 54 55 91-3	ガス事業法における申請・届出 の電子化 蓄機業に関する各種申請・届出 悪類の概素化 通路使用許可申請の電子化 テレワークの支障となる手続き 等の押印態度・電子化 不動産売買・建築協負契約に係 る手続きの電子化 各種検査報告書等の提出の電子 化	犯罪による収益の移転別止に両する法律指行規則(平成20年内衛府・規格省・法務省・財務省・原生労働省・原本労働省・展林水産省・経済産業省・原土交通 省令第1号)第6条では、非対面による本人提加手段を既に加めているが、引き続き解釈の明確化を認る。 現在、一部の原連府県監督では、既に、電子申請等の非対面での中議書の提出に対応しているが、遺跡使用批判を受けようとする行為の態態によっては、非対面による中級書の提出によって、カメンで提出後の手段が開建となり、申請者の発送が確認する概念もある。そのため、専制に当該「行為に係る場所を管轄する概念とある」そのため、専制に当該	c c x	電子番名については、曹及促進を行っていく。	電子番名については、着及収益を行っていく。
経団連 経団連 経団連 経団連	79 54 55 91-3 6-4	ガス事業法における申請・届出の電子化  雷者薬に関する各種申請・届出  書類の製素化  連點使用許可申請の電子化  テレワークの支障となる手続き 等の押印態度・電子化  不動産先責・確高額負契約に係  る手続きの電子化  各種検査報告書等の提出の電子 化	犯罪による収益の移転助止に関する法律施行規則(平成20年内服府・総務省・総務省・財務省・原生労働省・原林水産省・経済産業省・協立交通 省令第1号)第6条では、非対面による本人確認手級を既に認めているが、引き続き解析の明確化を図る。 現在、一部の都通府無整数では、既に、電子申請等の辛対面での申請書の提出に対応しているが、連携使用許可を受けようとする行為の懸性によっては、非対面による申組書の提出によって、がおって貢出他の手架が解除となり、申請者の発扱が推卸する懸念もある。そのため、事前に訓练	C x a 企業関係で各種子級のオンライン化を可能とする方質 (システム数機等) について検討を開始した。	電子番名については、曹及促進を行っていく。	電子番名については、着及収益を行っていく。
经回通 经回通 经回通	79 54 55 91-3 6-4	ガス事業法における中頃・届出 の電子化 蓄増属に関する各種中頃・届出 蓄増の機素化 通路使用許可申請の電子化 テレワークの支限となる手続き 等の押印鑑度・電子化 不動産売買・建築請負契約に係 各種検査報告書等の提出の電子 化	犯罪による収益の移転助止に関する法律施行規則(平成20年内施府・総務等・法務省・総務等・原生労働省・原味水産省・経済産業省・原土交通 省令第1号)第6条では、毎対面による本人権認手級を既に認めているが、引き被き解釈の明確化を認る。 現在、一部の都通用需要版では、既に、電子申請等の率対面での申請書の提出に対応しているが、連盟使用許可を受けようとする行為の悪様によっては、非対面による申認書の提出によって、がよって提出後の手級が帰落となり、申請者の負担が増加する概念もある。そのため、事前に治該 プスに伝る地所を管轄する需要器に相談されたい。	C スタインの できます できます できます できます できます できます できます できます	電子番名については、曹及促進を行っていく。	電子番名については、着及収益を行っていく。
無位可達 無位可達 無位可達 無位可達	79 54 55 91-3 6-4	ガス事業法における中頃・届出 の電子化 蓄増属に関する各種中頃・届出 蓄増の機素化 通路使用許可申請の電子化 テレワークの支限となる手続き 等の押印鑑度・電子化 不動産売買・建築請負契約に係 各種検査報告書等の提出の電子 化	犯罪による収益の移転助止に関する法律施行規制(平成20年内施耐・規務者・法務者・財務者・原生労働者・展林水差者・展済差異者・原土交通 者令第1号)第6条では、非対策によら本人権加手級を核に関めているが、引き続き解釈の相関化を図る。 現在、一部の報通的需要版では、既に、電子相談可の非対策での申請書の提出に対応しているが、連携使用許可を受けようとする行為の懸核に よっては、非対策による申募集の提出におって、かえって提出後の手機が帰補となり、申請者の負担が推加する懸念もある。そのため、要例に指数 行為に係る場所を管轄する重要者に相談されたい。	C x a 企業関係で各種子級のオンライン化を可能とする方質 (システム数機等) について検討を開始した。	電子番名については、曹及促進を行っていく。	電子番名については、着及収益を行っていく。
経団連 経団連 経団連 経団連	79 54 55 91-3 6-4	ガス事業法における中頃・届出 の電子化 蓄増属に関する各種中頃・届出 蓄増の機素化 通路使用許可申請の電子化 テレワークの支限となる手続き 等の押印鑑度・電子化 不動産売買・建築請負契約に係 各種検査報告書等の提出の電子 化	犯罪による収益の移転助止に関する法律施行規則(平成20年内施府・総務等・法務省・総務等・原生労働省・原味水産省・経済産業省・原土交通 省令第1号)第6条では、毎対面による本人権認手級を既に認めているが、引き被き解釈の明確化を認る。 現在、一部の都通用需要版では、既に、電子申請等の率対面での申請書の提出に対応しているが、連盟使用許可を受けようとする行為の悪様によっては、非対面による申認書の提出によって、がよって提出後の手級が帰落となり、申請者の負担が増加する概念もある。そのため、事前に治該 プスに伝る地所を管轄する需要器に相談されたい。	C x a 企業関係で各種子級のオンライン化を可能とする方質 (システム数機等) について検討を開始した。	電子番名については、曹及促進を行っていく。	電子番名については、着及収益を行っていく。

												1.緊急的な対応の可否
団体名	No.	要望事項 (タイトル)	規制・制度の概要	根拠法令・通達・参照文書	担当省庁	省別No.	分類	備名	各種行政手続等の重重电量の態度、個別手続の電子化関係 : オンライン化を行う。 : eメール(PDF等で添付)による提出を認める。 : 添付書類の名輪や事後支付等の書類の概素化	再検討後の回答	各種行政手続等の <u>無知重知</u> の撤敗開係 : 液やに限度があるものについては、押印がなくても文章を受け付けることとする。 : ために、保証とに関めないものについては、押印を廃止する又は求めないこととする。 : その後、保証とご記入くをさい。	再機划後の回答
									: その他 (簡潔にご記入ください。) : 対応国難(その理由及び代替手段をご記入ください。)		:対応固勝(その理由及び代替手段をご記入ください。)	
経団連			労基署への届け出(36協定)について、電子申請が保確であること、郵送・Faxによる提出は あるが、メールでの提出ができないこと		厚生労働省	1	書面		今後も、38協定の電子申請の利用収速を図ることにより、使用者の事務負担軽減に取り組んでいく。なお、 メールでの提出を可能としてしまうと、設定付や運付先が判明しないなどによる確認作業が生じることで、か えって受理までの手続きが開発となる。	a b-c-d- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、電子申請を利用するようリーフレット を作成し、経済団体に受滅を行ったとともに、労働基準監督書等において引き続き周知していく		
経団連	1-4 各種行 面申録	<b>〒政手続きの押印原則・書</b> 膏の撤廃	業事・品質関連の届け出に関して、排印が求められること		厚生労働省	2	押印		A7\XXX CUTEE UMBC45.		注令に根拠があるものについては、搾印がなくても文章を受け付けることとする	axbOcOdx b. 音や・表示、形理できば式に呼吸感がある書面については、原例呼吸を表めないこととし、呼のが い理面を核式を機能を吸べの定面又は理由層の選出等によって求めるとともに、平常の社会活動に戻った場合 には、代表者等の印が押印された中国書や選出等への差替えを求める等、必要な対応を行うこととする。
経団連	1-5 各種行	行政手続きの押印原則・書 清の撤廃	東京労働局への一般事業主行動計画等、独印が求められること		厚生労働省	3	押印		電子申請の利用が可能		電子申請(電子書名)の利用が可能	く次世代法> b f b がした時間を求めているものではない。 : 電子組織による手続きが可能であり、現在の次世代間は支援対策推進法のホームページに電子申議についての案内を記載することは可能。 く支流は> - (対応別) b c・ d・ e・ f a もももと押印を求めるものではないため。 b - d 様式は通常で定めているため部別しない。 は子中組による手続かが同じており、現在の女性が温度推進法のホームページに電子申基についての案内
											<動成金>	を記載することは可能。
経団連	1-6 各種行	「放手続きの押印原則・書 責の撤廃	ハローワークへの届け出(助成金、被保険者証)にて辞印、直接提出が求められること		厚生労働省	4	押印				展用機能助成金、緊急服用を定助成金、両立支援等助成金(指揮コロナウイルス感染症)や学校体験等対応コース)及 が施立ココナウイルス感染症による小学校体験等対応助成金の配名界印機について、署名による申請にむけて専備してい る。 < 被原陳者証>	《級成本》(1)3 ロービーロー(原用とした、肝の無しても交別が1)らしことする。) 《老板集集記》aーb-cーdー 書用原味被収集記記は、雇用保険を原味者資格収得届をハローワークで処理した後にハローワークから発 行しているものできり、副波蓋斯上呼呼ばれるでいない。
経団連	1-7 各種行	<b>丁政手続きの押印原則・書</b>	年金事務所への届け出(年金関連)にて、捺印直接提出が求められること		厚生労働省	5	押印		事業主が日本年金機構へ提出するほぼ全ての手続はすでに電子申請が可能であり、書面申請は求めていな	a bxcxdx 本年4月より、GビズIDを活用したIDパスワード方式による電子申請を導入した。GビズIDを活用した電	署名による申請も可能としている。 歴制として事業主が自需する場合や電子申請により提出する場合は押印不要。	a b c-d- 事業主が提出する書類で押印・署名がないものも支障がない限り原則として受け付けは行う収扱いとす
									い。また、書面による提出の場合も郵送による手続が可能。	子申請の利用促進について政府広報や関係団体を通じた周知を行ったほか、電子申請を利用していない 定の事業所に対して、電話や文書等による徹底した利用勧奨を行う。		る。本年4月より、資格の取得・喪失や報酬月級、賞与など主要な届出についてGビズIDを活用したIDバスワード方式による電子申請を導入した。 aCDトローロー
	8.486		関東信越原生局への年全に関する届け出(決算等)にて、捺印、直接提出が求められること 健康保険の不要属、異動届などが紙ベースであること(原生労働省が電子化推進中だが、健保		厚生労働省	6	押印		保険者が健康保険組合の場合、eメール(PDF等で添付)による提出を認める。	【保険者が現廃保険組合の場合】! 【保険者が全国健康保険組合の場合】a b-c-d-	e-gov申請が可能であり、電子申請により提出する場合は押印不要。書面申請の場合も柔軟に対応。	押印・署名がないものも支障がない限り原則として受け付けは行う取扱いとする。
経団連			延康体液の小安康、 発動機などが拡ベースであること( 厚生労働者が電子化作場中にか、 健体 内の事務は依然として紙ベース )		厚生労働省	7	書面		保険者が全国健康保険協会の場合、事業主が日本年全機構へ提出するほぼ全ての手続はすでに電子申請が可能。	【球球者か宮崎壁球球球機管が増加」8 D-C-G- Gビズ和を活用した電子車部の利用空間につけて設計の超や関係団体を通じた周知を行ったほか、電子申 調申請を利用していない一定の事業所に対して、電話や文書等による徹底した利用勧奨を行う。		
経団連		在拡大に備えた准備延移相 同間的な医療資格取得の境 ロ	【審解】 ・ 転空間空のを減に合わせて本邦航空会社では混乱便能を減少させた結果、千人単位の客室業 開創が一時的に水業した状態となっている(例:ANA、客室業務員。2000人を休業、JAL 客室 展創が一時的に水業した状態となっている(例:ANA、客室業務員。2000人を休業、JAL 客室 無別者 別者可能域で開始計)。 ・ 一方で、コロナウイルスを地位の音を表明、学校の国時休まにより医療児母では当時の ・ 一方で、コロナウイルスを地位の音を表明、学校の国時休まにより医療児母では当時の 係。学校休業により在宅となる児童のケアのため多くの看護師が一時的に離職)。WHOでは世 育で300万人の音識部が不足すると見込む。 ・ 情報といる。では、日本の世界と見ない。 ・ 情報の一般の事態に関リ医療行為が可能な資風、国業実施ではなく地方自治体による計画可 引 利間に訓練し、パンデミック時に医療規制に満進さるも根皮の解説を要望する(参考:自 報知によけら予与側の音を持たが可能な資風、国業実施ではなく地方自治体による計画可 引 利間に訓練し、パンデミック時に医療規制に満進さるも根皮の部後を要望する(参考:自 新聞などの形態が出り、日本の世界を大学の関係と関係では、活力の ・ 本書、意思書部とよる単の母母を入び地間を入り、単生地間を記し、調 市が有効となるのは緊急体性の自治体の要談があった場合に関るとのは、非対面で受 選・手続き可能な体験を整える参照がある。 ・ 全国にはいる主要を表明を対してなく、キスピタリティに関する訓練を日 本部に実力であり、悪を当時の最初ままれませい。		厚生分衡省	8	その他					
経団連		深険会社に対する財産調査 関務の電子化	税務者・福祉事務所等の行政機関は、制度調査等()を目的として、多種多様な様式の紙貨体 の次電を大量に生命規則会社に送付する形で保険契約の有限・内容の原金を行なっている。 生命原発会社は、企めような行政機関がある原金につうが成じているが、無合がポイースのも のとなっているため、手作第で日報報節をしながら専務処理を行なっており、出社して対応す ることが必要な状況となっている。 紙ベースで原金がなされている点は、必ずしも法規制によるものでなく、また、すでに行政順 周においては、原間企業とも連携がにただっつ、原金額的の事ではいうでも対いただいでい。	国税徵収法第141条、国税徵収基本通道 第2款第141条関係第5条、国税通則法 第74条の2、第74条の3、地方税法第 26条 【福祉事務所照会】		9	書面・押印	国和疗、厚生芳物省	行政機関から金融機関への原金・回答業務のデジタル化に向けて、内閣官席及び金融庁において当省や地方 公共団体、金融機関(銀行等、延昇、保険)による検討会等が開業されているところ、預算を毎の原金・回答 解乱については、全部成績申報等を始めて終。生年月1、任存などの組入機のやりとかり必要である め、集務の電子化を行うにあたっては、自然体と生命部務会行間での爆散セキュリティの確信や、システムの 環入コストの比較検討を行い、引き挟き、原金・回答業務のデジタル化に向けた対応度等を検討し、原次、省 力化・迅速化への原因かを推進していく。	TKS KN KN C 主命保険会社への照会に関しては、他省庁の所管する制度を含め、検討会が行われている。昨年度の当該 検討会のとりまとめにおいて、照会・図答内容や維持フロー等の見直しや個人情報の保護、情報セキュリ		
経団連	14 労働基 電子代	基準監督署への各種届出の と・押印廃止	労働基準原体): 労使協定(36協定他), 就暴規則受更區、労働保険代理人届については、書 配、押印、届出が必要。 (労働安全衛生期格): 定期健康診断抵限指布書、ストレスチェック検査拡乗等報布書、挑拓 安全衛生無理者動性のいては、最高、押印、届出が必要。 (労労別所): 労災申請書類、付属書類、第三者行為灾害届についても、書面、押印、届出が 必要。 届出については翻述で受け付けてもらえるが、そもそも電子化できないのか。		厚生労働省	10	書面・押印		(労働基準関係、労働安全衛生関係) 38億度、採業期別及び労働安全衛生関係手続については、電子申請での提出が可能となっている。 (労災保険給付票係) 事後述付等の所付書類の異素化や電子申請を認めている。	〈労農基等原係〉 a b-c-d- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、電子申請を利用するようリーフレット を持まし、経済団体に更加を行ったとともに、労農業事監督書でよれて引き始き飛売していて、 〈労農安企業主所体〉 あ b-c-d- や初2年4月8日に都通丹景労島県、労農基等監督書への各種協図・申請について、新型コロナウイルス爆発症の感染拡大放止の報点から、電子での腐型・申請の活用の動詞を介容とする報道発 表を行ったとこちであり、引起使、利用総理を図る。 〈労災保険地対限所〉 a b c-d 労災保険地対関係については、電子申請・新さての対応を認めており、改めて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大的にの触点から、その音を告労発展から機会を捉えて飛りを認ったところ。 ある。また、電池に影響器が不過ぎからったとしても、その場で申請を受理し、事後送付く郵送の ほか、EX-ルアの运行も可能)を認めることとしている。	(労働基準関係) お名称的に代えて、著名での提出は可能。また、電子申請によれば、記名押印に代えて、電子署名での提出が可能。 (労働安全衛生開係) 押印に代えて著名とすることが可能。(電子申請の場合は電子署名での提出が可能) (労災保験的問題) 押印がないものも受け付けている。	と労働基準関係とさるよう。 さって、を 取行上も、電子申請によれば、押印に代えて、電子書名での提出が可能となっている。また、記名のかで の指述を認めてしまうと、30歳2等1度用用所において重要な労働条件を定める経算をやり無比するた わかわらり、界町の手機を維持するとで変圧等がある場合の場面が行けれた形式がある。 力が取りの会員の信息が解説できず、長時間労働による重大な健康障害が労働工業等が生しる可能性がある ため。 14 民間電子認はサービスでは、文書内容の真正性に疑義が生じる可能性があるため、現行どおり、電子器 名法の電子書名を用いて提出してもらう。 〈労策安全衛生期所〉 a b c d 整参邦がとして、届出・申請への著名・押印がなくても受け付けることとすることについて検討する。 < 学男に課金付款(例会)
経団連		将票労働局への各種届出の 化・押印撤廃	以下の手続きについて、需菌・押印・直接展出が必要とされている。 ・労働保険料の申告表、運性放弃書等 ・規機服用の高齢者について有期雇用特別接置法による特別の適用を希望する展出 ・一般事業主行動計構施定・安更編(次数代育成支援対策推進補法)		厚生労働省	11	書面・押印		〈労務保険料の中告書、選付請求書等〉 労務保険制係の主要手続につけて、電子申請を認めている。 〈料理無用的認識上による特別協立〉 既に、電子申請での提出が可能 〈一般事業上行動計画販定・変更届 (次世代育成支援対策推進法)について〉 電子申請の利用が可能	〈労務保険料の申告・商収款係〉 a as の労務保険制の主要を終わついては、すてに電子を議に対応しており、eメールや開発な申請 ウェブサイトの配送規則対効果が心能から予定していない。 〈根拠機制的設置法によら特別能と〉 abーニーの一部の担心すりが、Aを受容の研修的ないため、電子申請を利用するようリーフレット を作成し、経済部体に要請を行ったとともに、都通用電労無関係において引き続き用知していく (一個事業上行限計画策定、信要権(以此代制成支援対策的基础)とついて、 a) への付用成業を受力を必要している。 (2016年)	〈労働協議料の中告書、運付請求書等〉 審名がおれば将印序、信子申請の場合は電子書名での提出が可能) 〈明期周時的期間重点による特例配当〉 版に、公開印に代えて、著名での提出が可能、また、電子申請によれば、記名押印に代えて、電子番名での提出が可能、 記 (本の事業主行動計画変と、変更値(次世代育成支援対策推進法)について> 電子書類(電子書名)の利用が可能	《労働保険料の申3・商収額係》 a b-c-d= < 有職産用特別諸重法による特別報出。 a 申請者への呼応を求めないこととするよう連連(様式)を改正することとする。 <一般事業主行動計画策定・変更編(次世代育成支援対策推進法)について> b f b がしも押印を求めているものではない。 : 電子申請による手続きが引致であり、現在の次世代育成支援対策推進法のホームページに電子申請について必然を記憶することは可能。
経団連	16 公共職電子化	端業安定所への各種届出の と	以下の手続きについて、書面・直接開出が必要とされている。 ・公正貨用選考人権管務施倉衛北京総告 ・専門実践教育訓練の受講に関する事業主の延明他、添付書類		厚生労働省	12	書面・押印		<ul><li>公正規用題者&gt;</li><li>郵送での報告を可能とする。</li><li>(専門実践教育訓練の受講に関する事業主の証明他、添付書類&gt;</li></ul>	《公正採用選考》 1 : オンラインでの報告を可能とする方向で検討。	《公正採用通考》 法令に根拠はなく押印を廃止する又は求めないこととする。 《専門英姓教育訓練の受講に関する事業主の延明他、添付書類》	(公正採用医者) a :法令に展題はなく押印を廃止する又は求めないこととする。
経団連		<ul><li>処出年金制度申請の電子</li><li>甲印撤廃</li></ul>	地方原生局に提出する確定拠出年金制度申請書類は、書面・押印・届出が必要となっている。 電子化できないのか。		厚生労働省	13	書面・押印		制度改正(令紀元年10月1日) により事業主の証明は不要となっている。 - gowにてオンライン申請が可能であり、添付書類がある場合は郵送で別途受け付ける。また、eメールでの 送付や添付書類の事後送付等も柔軟に対応。	axbxcxd〇 e-govによる申請によりオンライン手続きが提供されているが、eメールでの运付や原付書 類の事後运付等も柔軟に対応する。	制度改正(今和元年10月1日)により事業主の証明は不要となっている。 e-gov中頭が可能であり、電子中語により提出する場合は押印不要。	aOb c-d- 押印・署名がないものも支障がない限り原則として受け付けは行う取扱いとする。
経団連	21 厚生局	引への確定拠出年金間連の ************************************	人事間連規程の改訂に伴う。 間無男生居への確定拠出年金規約の変更届に伴う提出書籍に、 社団および従業者代表の自著書名と搾印が必須であるため、電子的な形での申期を可能として いただきたい。	<確定限出年金油脂行規則 様式第六号> https://elaws.e- gov.go.jp/search/elaws.Search/elaws.se arch/lsg0500/detail?lswid=413M600001 00175 https://elaws.e- gov.go.jp/search/elaws.Search/elaws.se arch/lsg0500/detail?lswid=413M600001 00175	厚生労働省	15	書面・押印		egoにてオンライン申請が可能であり、添付書類がある場合は新述で別途受け付ける。また、eメールでの 送付予添付書類の事後述付等も素軟に対応。		e-gov幸福が可能であり、電子幸福により提出する場合は排印不要。	aCbOc-d- 押印・署名がないものも原剤として受け付けは行う収斂いとする。
経団連		安全衛生法上の健康診断の な実施時期の設定	労働安全衛生法上の理事診断の実施は、先級の際労働通常に基づき、現在6月末までの実施 経身が認められたが、コロナウイルス感染拡大の売行きが不適期ななかでは、対策でかつ行列 ができる検査を研究の瞬間や定期からとには難しい状況である。また検重無をとの間でも、 かから状況でて1万人を超える社長の検査スケジュールの開発も得番ではない。こうした軽点 から、下海の実施を300分を1年以上の大型が大型が大型が大型が大型が大型が大型が大型が大型が大型が大型が大型が大型が大	労働安全衛生法等	厚生労働省	16	対面					

団体名	No.	個人・洛人に対して <b>対策での対応</b> (特勢による提出 : オンライン高端などデジッド技術を活用する方 要望専項(タイトル) : 電力・野流によって対応する。 : 電力・野流によって対応する。 : モの他 (機能にごわくださし)	法によって対応する。	用機関係の問題	-tom	500 COB
経団連	1-1	:対応国難(その理由及び代替手段をご記入くだ 各種行政手続きの押印原則・書	iti.)			
		面申請の撤廃 各種行政手続きの押印原則・書				
経団連	1-4	新権打政士派で のがCDI原列・ 音面中語の撤廃				
経団連	1-5	各種行政手続きの押印原則・書 面申請の撤廃				
経団連		各種行政手続きの押印原則・書 面申請の撤廃				
経団連	1-7	各種行政手続きの押印原則・書				
経団連	1-8	面申請の撤廃 各種行政手続きの押印原則・書				
経団連	1.0	面中語の態度 参種行政手続きの押印原則・書 面中語の態度				
		see 1 see - 4865				
					医行為は、医師の医学的判断および技術をもってするのでなければ、人体に危害を及ばし、又は 危害を及ばすぶれのある行為のことを言い、医行為を実施できる職種は医師又は医師の指示を受けた者護師や冷着護師等に限定されているところである。	
経団連	4	郵染症拡大に備えた准看護師相 当の時限的な医療資格取得の規 制銀和			ご提案いただいた、看護師や准看護師等の資格はないものの、救命救急等に一定の知見を有する 者について、准看護師資格取得に必要な期間を短縮して准看護師相当に訓練し、パンデミック時 に医療現場に派遣できる制度の新設制度を創設することについては、	
		©3100; F14			<ul><li>・安全性の確保等の課題</li><li>・既存の医療関係職種の無給の状況等を踏まえた対応の必要性等に鑑み、関係団体の意向も踏まえつつ、慎重な検討が必要と考えている。</li></ul>	
経団連	5-2	生命保険会社に対する財産調査				
無因達	5-2	照会業務の電子化				
経団連		労働基準監督署への各種届出の 電子化・押印廃止				
経団連	15	都道府環労働局への各種届出の 電子化・押印撤廃				
経団連	16	公共職業安定所への各種属出の 電子化				
経団連	17	確定拠出年金制度申請の電子				
		化・押印撤廃				
経団連	21	原生局への確定拠出年金開連の 規定変更風出書類の電子化				
		10 mm				
		健康診断の実施について 新部コロナウイルフェ	染症の状況を踏まえ、令和 2 年 6 月末までの間、実施時期を延期しても差し支えないとする収扱	axbxcxd 健康技術の実施については、角ボエックス環境性や心理関性直等が含まれることから、オンラインでの実施は技術的に回義である。なお、健康技術		
経団連	26	労働安全衛生法上の健康診断の いを示している。	標に後ろ倒しにすることは適当ではなく、7月以降の取扱いについては、新型コロナウイルス感	の美術に J いては、マ化 2 年 0 月不までい際、美術的機能を指摘したをし文人ないことといいり。 / 月以時に J いては、 干力 体療状的圧対象を減したこと、 延藤砂 紙 4 労働 カラスミ トン基準国際 1 万 1 保険 6 分乗 4 分乗		
				- CARLO SECONO.		

												. FARLUE-ST
団体名	No.	要望事項(タイトル)	規制・制度の概要	根拠法令・通達・参照文書	担当省庁	省別No.	分類	保专	各種行政手段等の <b>重重也</b> 動の態度、信助手紙の電子化関係 : オンプイン化を行う。 : オンデルアの中で元的付)による提出を認める。 : 派が電影の音能や事業法が関の国際の観察化 : その他 (展別なご記入ください。) : 対の函額(その理由及び代数手列をご記入ください。)	用機対象の開節	各種行政手続等の <u>煙辺重</u> 処型規則係 : 達から地震があるものについては、押印がなくても文章を受け付けることとする。 : 達から地震があるものについては、押印を指する又は求めないこととする。 : その他 (機関にご記入ください。) : 対応函義(その増血及び代替手段をご記入ください。)	1. 最急的な対応の可否 再株計後の回答
経団連	28 周	要生年金関係手続の電子化	審書手能(公司の時間が必要をものもあり)の電子化が望ましい。 金部産業・胃液準の仕貨を終申割 ・社会保険料の時人告知書による払い込み ・国民年全銀31回の申割 ・胃光費有許例の申請		厚生労働省	17	書面・押印		産制産後・育児外集の社保免除中級、国民年金第3号の中級及び育児商務特別の中級については、電子中線 が可能である。また、社会保険料については、口座振器による続けが可能である。	a bxcxdx 電子中国を利用していない一定の事業所に対して、電話や文書等による徹底した利用勧奨 を行う。	原教として事業主が自着する場合や電子中語により提出する場合は押印不要。また、国民年全第3号の申請及び背元費 責計例の申請については、平成31年3月より申請者本人の署名・非印を不要とした。	aCbOc-d- 夢葉主が提出する書類で押印・着名がないものも支援がない限り原的として受け付けは行う複数いとする。本年4月より、資金の設備・株大や機府月間、質与など主要な認出とついてGビズIDを活用したED「スワード方式による電子申請を導入した。
経団連	29 All	龍用保険手続きの電子化等	1. 創光機器対合 原状機能付金の延長手続きに必要な採用圏等の人間不承諾者地が低てあるため現物の受 頓、提出のためた比較を余儀なくされる。マイナンバーで採用圏人所状況を連携するなどして 溶材不要にしていただきたい。 2. 馬年線用用機能対の振込口屋積取分かる器積(通格写しなど)。 の成別連時の年齢補助資料 (会別監写しなど、の収り扱いのため、マイナンバーを通じた確認を求める。 3. 機関展 事子で公定署が発行されるものの、本人へは(会社経過で、印刷の上、制送が必要となる。 本人への通知も公寓の電子通知を可としていただきたい。		厚生労働省	18	書面・押印		・ 育児性無対性か オンライン化済み、また、マイナンバーによる領略連貫による活行意味の省略について、年齢の連盟書配 ついては提出を省略できるよう検討しているが、育児体無給付の延長事命となる人悪不承認に係る信報につい で把握することができないになから、提出を省略することは難しいものと考えている。 ・ 《高年報雇用提供給付》 オンライン化済み、なお、年齢の確認書類については提出の省略について検討。 ・ 《離職書》 オンライン化済み。	a bvcvdx (育児味道始付の申請、高年齢者用疑問始付の申請、離職裏の発行については、オンライン 手越可能となっているので、その房如により利用収益を譲りる。)	悪名による中国も可能としている。	aーb cーdー(原樹として、搾印集しでも受け付けることとする。)
経団連		高年齢雇用継続給付に係る書類 D電子化	企業がパローワークに「高年齢雇用屋続給付」に係る番類を提出する際、番素あよび公司の 押刊が求められているため、電子化が求められる。 (昭江番組見) (2別の「聖理事用(タイトル)」とD別の「規制・制度の概要」に最級があるが、要望としては D別が正しい。		厚生労働省	19	書面・押印		オンライン化消み	a bxcxdx(萬年穀産用規続給付の中ಡについては、オンライン手続可能となっているので、その周知	<b>著名による中語も可能としている。</b>	a-b c-d-(原則として、搾印無しでも受け付けることとする。)
経団連	33 #	審定拠出年金関連手続きの電子 申請化	以下を含む確定拠出年金間係の関係手続き書類(国民年金基金連合会や、運営管理機関への 提出番類)について、書面提出が求められている。 企業型 D (本加入者が個人型 D に加入する際に、国民年金基金連合会に提出する事業主証 明書 ・年全制度のポータビリティに関する移独中出書 ・技芸募集 など		厚生労働省	20	書面・押印		<事業主証明書> 2001年からのオンライン化に向けてシステム改修中。	《夢遊主証明書》 同左	<事業主任何書 > 対応回載(契約権保護の軽点等から民間事業者が確切に集務を行う必要があるため。)	<事業主証明書> a○b→c→d→ 押印・書名がないものも原則として受け付けは行う収録いとする。
経団連	34 B	客定拠出年金の移換手続きの自 物化	企業間のボータビリティが頻繁に発生する中、移換手続きは金工書面が必要であることか 5、電子手続きが反流されることを希望致します。 (2018年改正により一定程度の自動化が図られたことは認識しておりますが、移換手続きの完 金自動化に向けたご検討を開ければと考えます)		厚生労働省	21	書面・押印					
経団連		社会保障協定適用証明書の取得 手続きの電子化	社会保障認定無相関に年代以内の別外社任命なじる限、社会保障協定適用規定期間の取得手続きを 生産業務所に丁分配がある。その間の手続きが、現状拡高、押印の対応が必要な状況。 < 用洋手続きの流れン・・ 生産機能のPFより社会保障協定適用延可書に同する各種申請書をPDFでダウンロード ・必要事項を記入、事業所印定押印の上、生金費指所に直接を製造 ・生金事務所より各種即用金券製造で接 ・指面の社任長年に指載で支持・	社会保障協定に関する各種申請者・原付書 類 https://www.nenkin.go.jp/service/kaigai kyoju/shaho- kyotei/sinseisho/tenpu.html		22	書面・押印		取り得る対応について検討中。	fing hx 所に計画されているオンライン化の関始特殊を可能な用り早める方向で検討中、一方、eメール等での申請書の提出や証明書の分付は、日本年全機構において、年全価人情報に対してインターネットからの改事が及ばないようが部からのeメールを連続しているため不可。	社会保障協定締結期の法令を免除されるための協明書の適正な発行にあたり、押印の必要性について検証の上、押印 を求めないことについて検討する。なお、現時点においても事業主が負害する場合は押印不要である。	a bーcーdー 事業主が提出する書類で押印・署名がないものも原剤として受け付けは行う収斂いとする。
経団連		産前産後休業・育児休業届出手 表きにおける複数申請の可能化	社会保険料免除を受けるための「座前産後休棄取得届申出書」手続きは、電子申請可能である が、現行では1件ずつの申請しかできない。様式を統一し、CSV添付方式で申請可能にして頂け またま14代し		厚生労働省	23	書面・押印		すでにオンライン化定義済みであるが、CSV方式の対象とすることについては広範囲センステム改修が必要 となり、費用対効原等を指まえて検討する必要がある。これに代わる方策として、現在、外部連携API対応 について、作業を進めている。		原拠として事業主が台署する場合や電子中議により提出する場合は押印不要。	a b c-d- 事業主が提出する書類で押印・著名がないものも原制として受け付けは行う収録いとする。
経団連			医療機器の販売・貸与営業所管理者、医療機器の修理責任技術者が毎年-度義務付けられてい る医療機器超続的研修では対面による研修が必須である。	医薬品医療機器等法 施行規則第168条及び第175条第2項	厚生労働省	24	対面					
経団連		高度管理医療機器(AEDな ビ)に関する販売届出の電子化	砂道府県の保健所に回け出が必要。	薬機法(医薬品、医療機器等の品質、有効 性及び安全性の確保等に関する法律)	厚生労働省	25	書面・押印		販売開診可、販売開設は都通好景の自治事務でおり、国が各種行政手続等の手法について一律的に変更する ことは国務ではあるが、郵送は可能となっている。	1 販売職許可、販売職員は都連択祭の自治事務であり、国が各種行政手続等の手法について一律的に変更することは困難ではあるため。なお、郵送は可能となっている。	法令に根拠があるものについては、押印がなくても文書を受け付けることとする	axbOcOdx b. 省か・表示に規定する様式に押印機がある書面については、原則押印を求めないこととし、押印が集 い頃由を様式機等場への必要又は球角器の提出等によって求めるとともに、平常の社会活動に戻った場合 には、代表者等の印が押印された申請書や届出等への監替えを求める等、必要な対応を行うこととする。
経団連	75-4 <sup>但</sup> 化	特種検査報告書等の提出の電子 と	電子化	道路文書法(第74条の3第1項、第4項)/ 消防法/属圧ガス保定法/水理法/以外衛 生無理法/建築基準法/電気事業法/労働 安全衛生法		26	書面・押印	国土交通省 消防庁 經濟產業省 原生労働省 警察庁	《水面検査、開発専用水道検査等の治定点検報告の電子化》 水溢法に基づく関格性無視機関が行う対策機能といれて、需率、対面での交付は必要とされていない。 水温はに基づく開発専用水道の管理に関する検査につれては、対面での交付は必要とされておらず、検査済みを証する構築につれては、新型により対することが可能である。 《エレベーター、エスカレーター、小荷物用用時機等の定期検査・性無検査報告の電子化》 版にオンタインでの手続が可能。 《上小本主理理法》 経験的における衛生的環境の確保に関する法律(建築物衛生法)第11余に基づく報告は都通用側の事務である。 ため、原生力機能として判断できないが、法令や差別等において需定型か中押別は求めていない。	a Doc-d- や取2年4月5日に超過時期間、労働業事業報酬・の合理部・申加CDNT、新型 コロナウバル電影型の場所は、労働機能を開発し、労働業事業報酬・の合理部・申加CDNT、新型 コロナウバル電影型の感染に大助止の触点から、電子での脳田・申詢の活用の勧昇を介容とする報道教 表行うたところされり、、引き続き、利用勧奨を図る。 <ごル報主管理部>	押印することに代えて署名とすることが可能。(電子申請の場合は電子署名での提出が可能) 〈ビル衛生管理法〉 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(建築物衛生法)第11条に基づく報告は都連府県の事務であるため、厚	《エレベーター、エスカレーター、の荷物用昇降電等の定期検査・管理検査報告の電子化》 a b c d 緊急対応として、届出・申請への署名・押印がなくても受け付けることとすることについて検討する。 (ビル衛生管理法) 連絡制における能生的環境の確保に関する法律(連絡物能生法)第11条に基づく報告は認識所需の事務であり、従来から国産や押印の原理以について法令上定めているものではないが、新型コロナウイルス感染を拡大的此の軽減から、各自体なの呼ばにより、報告に関して、POF等によって添けする形でのタメール等による国際提出を認めることや必ずしも押印を求めないことなど、国面提出・押印の要否について柔軟な環境にを行うよう改めて用知する。
経団連	77-2 E	5種行政手続き書類における押 3原則の撤廃	建設搬法 他 各種編出の許認可や、労務関係にて書面に押印が必要	労働基準法 / 労働安全衛生法	厚生労働省	27	書面・押印	国士交通省、厚生劳働省	38施定や試業規制、労働安全衛生類係手続については、電子申請での提出が可能。	く30版工 信義用別所体> a b-c-d- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、電子申請を利用するようリーフレット を存成し、提取団体上数据を行ったとともに、方義主事監督等において引き続き飛りしていく。 (方療安全整生態を) a b-c-d- や和2 年4月8日に都通用者方規則、万無基等監督者への危軽線出・申請について、新型 コレナウイルスを発金の施加工抗止の触点から、電子での協出・申請の活用の動質を内容とする報差検 表を行ったとこるであり、引き続き、利用動質を図る。	36版定や故葉規則などについては、記名評印に代えて、著名での提出は可能、また、電子中語によれば、記名評印に代えて、電子書名での提出が可能、 代えて、電子書名での提出が可能、 また、汚難な全部出別格子級についても、評印することに代えて著名とすることが可能。(電子中語の場合は電子書名で の提出が可能)	る可能性があるため。  「** 民間電子部延サービスでは、文書内容の真正性に疑義が生じる可能性があるため、現行どおり、電子署名法の電子署名を用いて変出してもらう。  〈労働安全衛生期局〉 a b c d  a b c d
経団連	85 20	労働安全衛生法に基づき労働基 専監督署へ提出する報告資料の 電子申請化		労働安全衛生規則第13条 労働安全衛生規則第22条 労働安全衛生法第52条の21	厚生労働省	28	書面・押印		版にオンラインでの手続が可能。	a b-c-d- 令和2年4月8日に都連択世労衛民、労働某事監督署への告替届出・申請について、新型 コロナウイルスを発症の極端拡大的止の軽点から、電子での届出・申請の活用の勧昇を介容とする極差発 表を行ったとこるであり、引き続き、利用勧奨を図る。	押印することに代えて署名とすることが可能。(電子中議の場合は電子署名での提出が可能)	緊急対応として、属出・申請への署名・押印がなくても受け付けることとすることについて検討する。 a b c d 緊急対応として、届出・申請への署名・押印がなくても受け付けることとすることについて検討する。
経団連		自治体ごとに異なる就労証明書 D書式統一・提出の電子化	以下の書類について、意式が異なるとともに、重素提出が求められている。 ・信用風、こども風、写量維料利用のための就労権調の延用書 ・幼児教育無償化にかかわる現況確認の延明書	保育圏、こども圏、学童継続利用のための 幼児教育無債化にかかわる現況確認 健康保険法施行規則	厚生労働省	29	書面・押印	内閣府、厚生労働省	《放揮後元皇クラブについて》 超謀後元皇クラブにおける利用申請の際に、法令や通知で押印や書面提出等を義務付けていないため、自治 体の教皇次第で対応可能	(認識を理事クラブについて) 高齢の表面のでは、 をPFSによっては減少と求めていないものであるが、自治体が震声の変態を求める場合には、申請書 をPFSによっては対する形でのメール等による重要接近を認める。またのずしも押却を求めるもの ではない等、素軟な契約いをするよう主義提系会議において自治体に開始する。	会談後児童クラブについて> 設議後児童クラブにおける利用申請の際に、法令や通知で押印や富高提出等を観路付けていないため、自治体の裁量 次第で対応可能	(本質機児童ウラブについて、 需能が呼起についてははや上来めていないものであるが、自治体が需能の遅出を求める場合には、申請書 をPPト等以よった所する部でのセメール等しよる器類型比を認める。また必ずしも押印を求めるもの ではない等、柔軟な変型いをするよう主管資長会議において自治体に用知する。
経団連	88 gj	建康保険に開わる届出の電子化	・逆域体例の応引7項目により、板が発音の原面は、参照主を採出して逆域体例の自己に受血のなければならない。 事業主公印押印および必要書類の原本提出が必須であり、テレワークの障害 となっている。 ・あわせて 健康保険証が挙行されたのち 重要主を経由して逆保険者へお渡し、経送無しす	(被扶養者の届出) 第三十八条 被保険者は、被扶養者を有す るとき、又は被扶養者を有するに至ったと	度生労働省 (	30	書面・押印		保険者が健康保険組合の場合、eメール(PDF等で添付)による提出を認める。 保険者が全国健康保険協会の場合、事業主が日本年金機関へ提出するほぼ全ての手続はすでに電子申請が可 配	【信頼者が健康保険的の場合】1 【信頼者が全角接着機能的の場合】3 b-c-d- - 本年4月より、Gビアのを活用したDVTスワード方式による電子中基を導入した。 - Gビアのを活用した関子中国の時間を建てDVT収容に関予関係団体を通じた開助を行ったほか、電子 中国中間を利用していない一定の事業所に対して、電話や文書等による機能した利用数詞を行う。	保険者が程度保険組合の場合、法令に信残のないものについては、押印を提止する又は求めないこととする。 保険者が全国程度保険協会の場合、原列として事業主が自審する場合や電子申請により提出する場合は押印不更。	【保険者が健康保険組合の場合】a b-c-d- 【保険者が企業保護保険組合の場合】a b c-d- 保護者が企業保護保険組合の場合】a b c-d- ・需要エが見出する観賞で実際・基色がないものも支援がない尾り原則として受け付けは行う取扱いとす さ。 ・本年4月より、資格の環帯・機大・作権勝月線、置与など主要な輸出についてのビズIDを活用したID/Iズ ワード方式による電子申請を個人した。
経団連	93 対	労働基準監督署への届出書類の 甲印撤廃	放棄規則定更届などの労働基準監督署への届出直路の電子申請を推奨しているが、労働者代表 が押印した色見重を添けすることが必要であり、接下の状況では押印することが困難であり押 印をせずに届出を実施できるよう変更いただきたい。		厚生労働省	31	書面・押印		就業規則変更編の意見書も、電子中議での提出が可能。	a b-c-d- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、電子申請を利用するようリーフレット 長作成し、経済団体に実調を行ったとともに、対義法事監督等において引き続き飛加していく。	著名での提出が可能。	a-d se 現行上も、電子申請によれば、押印に代えて、電子基名での提出が可能となっている。また、 28名のかでの届出を超かてようと、38名を受け返用物はよりに重要な対策条件を定めた性能をもい。 の届出であるにかわからず、押印のが最後を指することでは一名等からの金属の出が行われる思念があり、ひいては対党期の会配の有無が解説できず、長時間労働による重大な健康得差や労働災害等が生じる可能性があるため、同じ、定職等が最大により、電子を実

		個人・法人に対して <b>対面での対広</b> (持参による提出、対面による交付、講習会)を求める手統関係	再機討後の扇管		
団体名	No.	: オンタイン会議などデジタル共和を説明する方法によって対応する。 - 東京事項(タイトル) : 電話や郵送によって対応する。 - 電話や郵送によって対応する。 - 電話や郵送によって対応する。 - その他 (電器にご記入ください。) - 対応配額 (その音組入(代表)を持た。)		₹Ølk	用模計機 七の機
経団連	28	厚生年金関係手級の電子化			
経団連	29	劇用爆奏手続きの電子化等			
経団連	30	奥年齢雇用総統給付に係る <b>書類</b> の電子化			
経団連	33	確定拠出年金間連手続きの電子 中調化		《移跡市出書・教定議求書》 民間事業者が実施している業務であり、法令上、書面申請、押印に関する規定はない。	
経団連	34	確定拠出年金の移換手続きの自 動化		民間事業者が実施している業務であり、法令上、書面申請、押印に関する規定はない。	
経団連	41	社会保障協定適用証明書の取得 手続きの電子化			
経団連	45	産前産後休業・再児休業臨近于 続きにおける権政申請の可能化			
経団連	57	医療機器の原表・貸与・修理に 関する壁域的研修の電子化	axb cxdx b ネットでの顕著の提供などで対応する。	各種講習・継続的研修について、当分の間、web等での受講も可能とする内容の事務連絡を発出 予定。	
経団連	58	高度管理医療機器(AEDなど)に関する統党協図の電子化			
経団連	75-4	各種検査報告書等の提出の電子 化		《エレベーター、エスカレーター、小売物用昇降電等の定期検査・性能検査報告の電子化> 定期自主検査の報告に係る行政への届出は不要。	
経団連	77-2	各種行政手扱を書類における押 日間形の関係			
経団連	85	労働安全衛生法に基づき労働基 準監督書へ提出する報告資料の 電子中議化			
経団連	86-1	自治体ごとに異なる就労証明書 の審式禁一・提出の電子化 認識後元量クラブにおける利用申請の際に、法令や通知で評印や審面提出等を義務付けていないため、自治体の教量次策で対応可能			
経団連	88	健康保険に関わる届出の電子化 保険者が全面健康保険協会、健康保険組合の場合、困難。(現状の事務体制及びシステムでは被保険者への直送体制に応じられない。)	d 保険者が全国健康保険協会、健康保険組合の場合、国際、(現状の事務体制及びシステムでは被保険者への直送体制に応じられない。)		
経団連		労務基準監護署への届出書類の 押印鑑賞			

団体名	No.	要望事項(タイトル)	規制・制度の概要	根拠法令・通道・参照文書	担当省庁	省別No.	分類	指号		再検討後の最高	各種行音手続等の <b>無空原型</b> の整成原体 : 途かに尾張があるのについては、押印がなくても文章を受け付けることとする。 : 途令に展現のないものについては、押印が良かする又は求めないこととする。 : その他 (展開にご記入ください) : 対応函順(その理点及び代替手段をご記入ください)	1.聚他的在对历心可否 再推对他心问答
経団連		会保険間連業務における手続 の概素化・押印撤廃	○健康保険(組合理保) ・健康保険に自の情保) ・健康保険証を要率主採由で従業員へ配付する議務 ・健康保険証を要率主採由で従業員へ配付する議務 ・健康保険証を要率主採由で従業員へ配付する議務 ・ でイナンパーの記載 ・ )、押印( ~ ) が必要な議務(抵係裏の対応) ・ 世級地名指数の原品 ・ 他保険者間内代表 ・ 世級技術を開始 ・ 世級技術を開発している。		厚生労働省	33	書面・押印		<房生年金・マイナンバーン 基理年金書号を記載すればマイナンバーは記載不要。 <健康保険・マイナンバーの記載・ 保険を前が展開機能自合の場合、添付電豚の植物や事後送付等の重額の開業化。 保険者が金開機解保険協会の場合、基礎年金書号を記載すればマイナンバーは記載不要。 <農用保険・ オンライン化済み	〈理定年金・マイナンバー〉 同左 〈総理保険・マイナンバーの記載〉 (信期者が回避所規則治の場合)1 「同期者が回避所限別論のの場合) 基礎中金書号を記載すればマイナンバーは記載不要。 〈総所保険所録・従業員への退付( - 〉 あ bxcxdx (要子で新行されため文書を電子メールに掛付して本人へ提供していただくことも可能としているため、その用知を図る。)	〈原生年金〉 原形として事業主が白高する場合や電子中間により提出する場合は押印不要。 〈理療保険・ 、保険者が健康保険組合の場合、法令に根拠があるものについては、押印がなくても文書を受け付けることとす。 が、活体を拠めないものについては、押印を搬出する文は求めないこととする。 「成金市が全国機関金の場合、原則として事業主が白着する場合や電子中間により提出する場合は押印不要。 〈應用保険 - 〉 者名による申期も可能としている。 《應用保険 > 者のみて受付可のため対応済み。	〈原生年金・マイナンバー〉 aOb c-d・ ・事業主が提出する書類で押印・署名がないものも支障がない環り原剤として受け付けは行う取扱いとす も。 ・本年4月より、資格の取得・侵失や報酬月軽、責与など主要な輸出についてGビズIDを活用したIDパス ワード方式による電子申請を募し入し、 〈保護保険振修〉 【保険素が振振保解記念の場合】a-b-c-d 【保険素が振振保解記念の場合】a-b-c-d 「保険素が振振保解記念の場合】a-b-c-d 「保険素が振振保解記念の場合】a-b-c-d ・事業主が提出する書類で押印・署名がないものも支障がない帰り原剤として受け付けは行う取扱いとす も、 ・本年4月より、資格の取得・侵失や報酬月軽、責与など主要な輸出についてGビズIDを活用したIDパス ワード方式による電子申請を募入した。 〈虚解保険服修・押印 -> a-b-c-d-(原則として、押印集しても受け付けることとする。) 〈虚解保険服修・押印 -> a-b-c-d-(原則として、押印集しても受け付けることとする。)
経団連	労: 103 請 直	災・通災の療養補償の給付申 書への事業主代表者押印の見 し	事業所の労働監督基準者に、従業員の労災・通災の療養補償の給付申請書を提出する際に、事業主の代表者押切が必要となる	労働者災害補償保険法	厚生労働省	34	書面・押印		労災保険給付款所については、事後送付等の添付書類の展素化や電子申請を認めている。	a b c-d 労災策略統付限係については、電子申請・都述での対応を認めており、改めて、新型コ ロナウイルス根係他の感染拡大地比の機会から、その指を告労権関かか機会を投えて用りを扱ったところ である。また、申請所に示け信頼の不確等があったとしても、その後で申請を受理し、事後述付(制定の 建分、55-Aでの記せのを開くを認めることとしている。	労災保険給付額係については、押印がないものも受け付けている。	<aの作業> a-b c-d-( 原助として、押印無しても受け付けることとする。 ) a-b-c d-</aの作業>
経団連	110 労	災保険給付関係請求書の電子 請化	労災保険給付間係請求書の申請は被災者本人が行うが、実際は多くの企業が会社の総務部部門 が代刊して発行している。PDF書式に記入する手間、基準監督書に第述し複談する手間等保健 な業務となっている、安全報告開係では その他にも電子申請化されていない選式が多いので、テレワーク化の弊害となっている		厚生労働省	35	書面・押印		(労災保険給付間係) 事を送付知の設付書類の爰素化や電子申請を認めている。 (労働安全衛生関係) 版にオンラインでの手続が可能。	はか、たかったいがからや地)を辿めることといい。 《対策機能的情報といいては、電子申請・報志での対応を認めており、次めて、新型コ コナウイルス場合の参数よれ効しの機能から、その途を告労機能から機会を捉えて用りを認ったところ である。また、申請時に添け情報の不備等があったとしても、その場で申請を受理し、事後近付(報志の はか、ミメールでの近付も可能)を認めることとしても、その場で申請を受理し、事後近付(報志の はか、ミメールでの近付も可能)を認めることとしている。 ペ労働を金金生物は、 コーナウイルス場外をの場を加えた効との機能がある。 コーナウイルス場外をの場を加えた加上が構成から、電子での脳・中間の活用の触覚を行きとする報道表 条件行ったところであり、対き他表、対象と	(分元保険給付限係) 押印がないものも受け付けている。 (労働安全衛生期格) 押印することに代えて署名とすることが可能。(電子中談の場合は電子署名での提出が可能)	〈労民保険給付団体〉       a= b= c d=       〈労療安全衛生関係〉       a b c d 飲色対応として、届出・申請への署名・押印がなくても受け付けることとすることについて検討する。
経団連		<b>使協定届・就業規則変更届等</b> 電子化	労働関係届については、労使の署名・排印を要するものが多く、テレワークの妨打になってい る。	労働基準法等	厚生労働省	36	書面・押印		36協定や政策規則などについて、電子申請での提出が可能。	a b-c-d- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、電子中臓を利用するようリーフレット	30島芝や経業預明などについては、記名押引に代えて、著名での提出は可能。また、電子申請によれば、記名押印に 代えて、電子著名での提出が可能。	a-d xe
経団連	÷:	の簡素化	年全制度改定手続きにおいて、労働組合の組織率が3分の2以下の場合、紙面による個別の同 意書による対象者全員の自著・排印が必要となっている。		厚生労働省	37	書面・押印		各部体において事情が異なると思われるため、労使で議論し判断した内容を信別に確認の上、対象者が同意 した事実を確認でされば、素軟に対応する。	(1)axbxcxdO e-govによら専盟によりオンライン手続きが提供されているが、eメールでの近付や添付書類の事後近付等 も素配と対けるす。対象では強い判断した内容を個別に確認のと、対象者が同思した事実を確認できれ ば、押切がなくても書面を受け付ける。	各団体において事項が異なると思われるため、労使で議論し判断した内容を信別に確認の上、対象者が同意した事実 を確認できれば、実教に対応する。	s〇b-c-d- 労使で譲越し判断した内容を観別に確認の上、対象者が同意した事実を確認できれば、押印がなくても書 高を契け付ける。
経団連	113 位	業年金の適用・給付業務にお る捺印・書類添付義務の撤廃	主に年金の適用・給付業務において、印鑑 (理事長印)等の各種捺印や紙の資料の添付が必須 となっているものがある。		厚生労働省	38	書面・押印		各社・各基金において事情が異なるため、各社・各基金でご判断いただき、ご対応いただく。	同在	各社・各基金において事情が異なるため、各社・各基金でご判断いただき、ご対応いただく。	同左
経団連経団連	125-3 即 2人人	用調整助成金の提出書類の電	以下について、押印価協売あいは自粛期間終了後の事後押印提出を認めていただきたい。 住民民業期間 無用限整助体金計画服出・支給中語 対反関係格力・協付書類 資産資保険性種的中語 開発を開始を対け中語 日本社会課施工 便無保険理生年全保険 適用証明書 交付中語書 海書集開始的中音器。 図書者最初開始生及10年毛期障害有物開發全支給中語書、各種組の様式 クレーン運転士免許申請時の本人確認について(本人による窓口への重額持参が必要) である場合が、大人を認識がある。 新規である。 一般で。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一般である。 一を、 一を、 一を、 一を、 一を、 一を、 一を、 一を、 一を、 一を、	健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険	厚生分衡省	44	富瀬・押印 富瀬・押印		<ul> <li>《雇用項整則成金計画展記・支胎申請&gt; 計画届については省帳可能とした。支胎申請については事後提出を可能としている。</li> <li>《労災関係報告・給付書類》 対災保険地付開めについては、事後支付等の添付書類の興素化や電子申請を認めている。</li> <li>《日末社会保護法》 取り得る対応について検討中。</li> <li>〈 障害者服用納付金申品書、障害者服用調整金及び在宅試業障害者特別調整金支贴申請書、各種届出標式 &gt; 電子申由申請システムを導入表。</li> <li>計画届については省帳可能とした。支胎申請については事後提出を可能としている。</li> <li>《 事事上が日本や金機構へ提出するほぼ金での手続はすでに電子申請が可能であり、書面申請は求めていないまた。書面上よる提出の場合も都正による手助が可能。</li> <li>《 保護保険関係》 保険者が振展保険組合の場合、8.メール(PDF等で飛付)による提出を認める。 保険者が振展保険組合の場合、8.メール(PDF等で飛付)による提出を認める。 保険者が保護保険組合の場合、8.メール(PDF等で飛付)による提出を認める。 保険者が保護保険組合の場合、8.メール(PDF等で飛付)による提出を認める。 ( 受験者が振展保険組合の場合、8.メール(PDF等で飛付)による提出を認める。 ( 受験者が振展保険組合の場合、8.メール(PDF等で飛付)による提出を認める。 ( 受験者が振展の主要手続について、電子申請を認めている。</li> <li>《 要用保険関係所の主要手続について、電子申請を認めている。</li> <li>《 要用保険関係所》 メンライン化済み</li> </ul>	パタでの中級自分送出りをは商品の次付は、日本年主義権において、年主版、大阪は、開発に対してインターネタトからの定数が及びはようの場からのペートをを使しているとある。  「海客を使用納付き中古島、海客を使用減整金及び在で試集障害各种的調整金支払中議席、各種協切を式きるした。  ・ ドラにおいて市地を行っているところであり、引き続きその時がにより利用収益を設め、 ・ 小月本語の原知出限を収金が入ることのであり、引き続きその時がにより利用収益を設め、 ・ 小月本語の原知出限を収金が収金していた日に日上と力でした。  由 b cxdx (今回の新型コロナウイルス等金位対策として、規用課理的場合の支給申請はオンライン手続を采集しているので、その用加により利用収益を認め、なお、計画値の提出は東京化のため速度実施、カ、)  「本金額体」  ・ 本金額体 電子申請を利用していない一定の事業所に対して、電話や文書等による態度した利用勧奨を行う。  ・ 保護保険が扱い「保険者が全限的場合の場合」ました。  ・ 保護保険が扱い。  ・ 保護保険が扱い。  ・ 保護保険が扱い。 ・ できるでは、第子申請申請を利用していない一定の事業所に対して、「保険者が全限機能の場合の場合」ました。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		る。 <
経団連			・毎単正が使けする益明機能には立は、代表社100円に来められるものがあり、音楽の交接 レが発生する、北川、代表者のが指いものでも特別としていただきたい。 ・フォーマットを終一いただきたい。 ・そもそも、法定機能で形成別村でも所得などわかるはずなのに会社に照明を求めているもの は強止いただきたい。	在職証明書は、法律では会社側に見行義務 はなく、任息で在職者、もしくは退職者に 発行している。		47	書面・押印	内閣府、厚生労働省	<設理後児童クラブについて> 設理後児童クラブにおける利用中国の際に、法令や通知で押印や書面提出等を義務付けていないため、自治体の戦量以来で別の可能	<超媒後児童クラブについて> 高度中界については混合とまめていないものであるが、自治体が高度の成治を求める場合には、中間高 多とPF SFによった時才をあてのメール等による需要変形を認める。またがずしや界印を求めるもの ではない等、素軟な軽減いをするよう主義課義会議において自治体に用効する。	<設課後児童グラブについて> 放課後児童グラブにおける利用中語の際に、法令や通知で界部や富高提出等を観視付けていないため、自治体の戦量 決策で対応可能	<放揮後児童クラブについて、 商品中所についてはおき上来のていないものであるが、自治体が商品の提出を求める場合には、申請商 をPD F R によった時代する形でのをメール等による循類型性を認める。またのずしも押印を求めるもの ではない等、柔軟な収扱いをするよう主管資長会議において自治体に用加する。
経団連	152 個	康保険扶養認定手続きにおけ 添付書類の萬後提州の窓師	健康保険の扶養認定手続き、扶養異勤手続きには認定日確定のために原本添付が必要である が、一時的に添付要件を緩和し、後日提出でも可とする。 外出自業、在宅勤務という中で住民票の取得のために市町村役場へ赴く必要や原本郵送等をす	健康保険法第3条第7項	厚生労働省	48	書面・押印		保険者が全国健康保険協会、健康保険組合の場合、添付書類の省略や事後述付等の書類の簡素化。	s		
経団連		<b>国风险资效而作红明要小</b> 然信	外出出席、化・包閣をよいサイビ氏製の取引のためた。中却行の増入化、砂まで加水素は含をする必要がある。 必要がある。 退職した社員が、国民健康保険への切り替えや次の就職先に提出するための書類で、会社には 発行機関社ないものの多数の依頼がある。 経職を解棄機関発用機関数なくなり、本人の社会環境加入歴とマイナンバーを起づけることで 資格喪失の有無が嫌謀でき、企業側による証明書発行が不要となる。				書面・押印					
経団連		働安全衛生法に基づく研修の 子化	安全管理者等に対する教育 / 福長 安養者教育 / 特別教育 / 施い入れ時教育 / 元方の協議組織 の設置及び基準。 安徽法で定められた全ての会議(研修)は、対面方式なので、全議(事業所)単位で、TV電話、電 子メール等を活用した電磁的方法による開催を認め、その開催基準を示して欲しい。	安衛法(第19条/第60条/第59条)/安 衛規則(第635号)	厚生労働省	51	対面					
経団連		働安全衛生法に基づく管理者 の選任に関する届け出の電子	総括安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/座業医の選任 において、電子による届け出を可能にして欲しい。	労働安全衛生法(第10条・11条・12条)	厚生労働省	52	書面・押印		既にオンラインでの手続が可能。	a b-c-d- 令和2年4月8日に都通行景労機局、労働基準監督者への各種届出・申請について、新型コロナウイルス 感染性の研究は大助止の軽度から、電子での届出・申請の活用の軽減を内容とする報道発表を行ったとこ マストルコルを、利用を用されて、	押印することに代えて著名とすることが可能。(電子申請の場合は電子署名での提出が可能)	a b c d 緊急対応として、脳出・中臓への裏名・押印がなくても受け付けることとすることについて検討する。

団体名	No.	要望事項(タイトル)	個人・法人に対して <b>対策での対応</b> (神野による現代、排版による文化、構設会)を求める手続関係 : オッタイン機能などデジの共和所は国する方法によって対応する。 : ネットでの講画の選供などで対応する。 : 雑誌や脚部によって対応する。 : その他 (根本に対人人ださし.)	再種対象の間面	€ote	再検討後 その他
			: 対応周離(その理由及び代替手段をご記入ください。)			
経団週	101	社会保険関連業務における手続 きの簡素化・押印撤廃	〈提売保険店の事業主組由〉 保険者が全国保護保険協会、保証保険組合の場合、現状の事務体制及びシステムでは被保険者への直送体制に応じられないため、国務。	< 健康保険証の事業主括合> d 保険者が全国健康保険協会、健康保険組合の場合、環状の事務体制及びシステムでは被保険者への直送体制に応じられないため、国際。		《最前級開始 マイナンバーの収賞( - )》 最初回級開始 つ の手続きたついては、マイナンバーの記載を求めることにより、地方自然体等との情報差異を 可能とするものでおり、記載自然に最終があるためご確保したださい。
経団道	103	労災・通災の療養補債の給付申 請書への事業主代表者押印の見 直し				
経団道	110	労災保険給付関係請求書の電子				
25,002	110	申請化				
経団道	111	労使協定属・就業規則変更属等				
		の電子化				
経団連経団連		きの開索化 企業年金の適用・給付業務にお				
		ける捺印・書類添付義務の撤廃				
経団連	125-3	外出自粛期間中の法定書類の押 印省略 クレーン運転士免許申請時の本	ベクレーン運転工免許関係 クレーン運転工免許申請時の本人確認(左記 )については、実技試験等の際に本人確認ができている場合には、改めての窓口発訪等を不要としている。	ぐクレーン運転土免許関係・ axbxc クレーン運転土免許申請時の本人確認(左記 )については、実技試験等の際に本人確認ができている場合には、改めての窓口来訟等を不要としている。  も、 ないのでは、 ないないのでは、 ないのでは、 ないので		
		人確認の電子化				
経団連	133	雇用調整助成金の提出書類の電 子化				
		716				
経団道	144	社会保険・労働保険に関する手 続きの完全オンライン化				
経団通	150-1	就労・在籍・勤務証明書等の発 行電子化・簡素化	<放演後児童クラブについて> 放演後児童クラブにおける利用申請の際に、法令や通知で押引や書面変出等を義務付けていないため、自治体の養量次第で対応可能			
経団道	152	健康保険扶養認定手続きにおけ る添付書類の事後提出の容認				
経団道	į 70	健康保険資格喪失証明書の発行 廃止			資格異動後直ちに当該情報が副本登録され照会可能となるわけではないため、書面の資格喪失 証明書が必要とされる場合がある。自治体の事務であるため、厚生労働省として判断できない	国民侵害保険は、総両者保険の加入者等以外の者を通用対象としており、保険の二重加人を称ぐ 数点から、申請者に対して、保険者又は事業主が発行した資格秩夫証明書等の亦付を求めること としている。他が、適用と、責任政府は印象によりの世界を保険の資格表状況を定義させるこ ともって、ひとする保険証を受付し、後期、債務提供ネットワークシステとを使用した情報等
					が、流令や通知等により対面対応や評印は求められていない。	選により被刑各保険機の環核情報を確認することも可能としており、こうした運用等について3  を統合保険者等に開始してまいりたい。
経団道	72	労働安全衛生法に基づく研修の 電子化		<数前関係> axb cx 一定の要件を満たす場合に限り、抵にオンラインでの実施が可能。 <要員会開係・ axb cx 新起コロナウイルス感染症の感染拡大防止の軽点から、労働安全衛生活用7条に基づく安全委員会等を開催するに限しては、テレビ電話による会議方		
		<b>労働の今高生注に買べく等で</b>	議方式にすることなど、令和2年6月末までの間、弾力的な運用を図ることとして差し支えないとしている。	式にすることなど、令和2年6月末までの際、得力的な適用を図ることとして差し支えないとしている。		
経団連	73	労働安全衛生法に基づく管理者 等の選任に関する届け出の電子 化				

												1.緊急的な対応の可否
団体名	š No.	要望事項(タイトル)	規制・制度の概要	根拠法令・通道・参照文書	担当省庁	省別No.	分類	<b>集</b> 专	各種行政手続等の <b>重要也</b> 直の意味、信助手続の電子化階倍 : オップイン化を行う。 : ボルールと印写で示的! ) による提出を認める。 : 派付護期の省散や事業法付等の最初の販売化 : その他 (根別なご四人人とされ.) : 対応函頼(その理由及び代謝手段をご記人くだされ.)	<b>用株対象の商店</b>	各種行政手続等の <u>無知事態</u> の指象関係 : 遠心を振動があるものについては、押印がなくても文書を契け付けることとする。 : 途心を振動のからめについては、押印を廃止する又は求めないこととする。 : その他 (無潔にご記入ください、) : 対応函額(その増血及び代替手列をご記入ください。)	月後対象の問題
経団リ		労働安全衛生法に基づく補償給 対等に関する届け出の電子化	【受診した原産機関へ届け出】 郷軽機関的(1度式振5号 労災指定病院の受診) 【労働基率監督署長へ届け出】 ・労働形式施明報告 ・労働所が(根式旅5号 労災指定外病院の受診)他 体験報信/服害報信/指数指信/野型料/組房報信/介強機信との請求 電子による届け出を可能にして試しい。	労働基準法施行規則第57条 / 労働安全省 生規則第97条	厚生労働省	53	書面・押印		〈労災保険施付関係〉 事能送付等の設付書類の資素化や電子申請を認めている。 〈労農安全衛生期後〉 版にオンラインでの手続が可能。	《労工保証材料的語》。 の で40 労工保証が付款をいいては、電子申請・郵送での対応を認めており、改めて、新設コロ ナウイルス感染症の容易以力的にの軽低から、その音を音が無償から場合を捉えて用地を買ったところで ある。また、中部料に所付額から構造があったとしても、その様で申請を受理し、事後述付(新述のは か、Eメールでの述付も可能)を認めることとしている。 ・労働安全衛生期隔。 a b-c-d- や和2年4月8日に都通用借労物限、労働基等監督署への各種協出・申請について、新型 コロナウイルス感染症の感染は大効止の軽点から、電子での脳・申請の活用の勧奨を内容とする報道検 条件行ったところであり、引き後後、利用数を認め。	〈労災疫機能付関係〉 押印がないものも受け付けている。 〈労働安全衛生原係〉 押印することに代えて番合とすることが可能。(電子申請の場合は電子番名での提出が可能)	<労災保険給付款係> a= b= c d= 〈労務安全衛生期除> a b c d 繁急対応として、届出・申請への著名・押印がなくても受け付けることとすることに ○いて検討する。
経団道		下動産売買・建築請負契約に係 5手続きの電子化	建築確認の手続きについて、一部郵送対応は行われているが、全面郵送対応をお願いしたい。 また、自治体職員の在宅勤務により手続きが遅れるといったことがないよう、手続きの順略化 を進めて頂きたい。		国土交通省	4	対面					
経団道		不動産売買・建築請負契約に係 5手続きの電子化	次世代住宅ポイントについても、手続きの開略化を進めて頂きたい。		国土交通省	5	書面・押印		窓口による申請の他、	(商品交換申請手続き)a dx a: オンタイン手続きが可能であることを引き続き周知する (ボイント飛行申請手続き等)fxgOhx g: 書編の選出期所については美味と対応する。	事業者印の省略を認める	a〇 椰果有印の省略を認める 押印の根拠:無し
経団道		と地運物取引業者の届出事項等 の電子化	電子申請は平成24年1月1日以降停止されており、復活を求める。	宅建業法第9条等	国土交通省	7	書面・押印		市場議物取引編の免許申請については、平成19年9月より、オンライン申請による受付を開始したが、利用 事が組合で信頼であったことから、裏用経費を共同で発致する都選用悉の難しい総設整爆等を指まえ、平成23 年12月をもって中止している。電子申請の再開については、新型コロナウイルス感染症に係る状況を請まえ、 関係公共団体の銀行を把握したうえて、対応を検討してまいりたい。	(4) 「 ま		
経団近		即の一度 スポルム 研解 総称 ニヤ	(現状) 設計中積算業務は、各種基準期に基づき行われる。 対計分は、間交債・土木字会・連閉協会等であるが、その多くが電子化されておらず書籍の状態である。これらの無限的体はチレワークラ間でであるが、基準期の連額が持ち得れないほど勘大なため、実態として出出社せざるを得ない状況となっている。 (改善案) 起行元の著行権を守れるような仕組分を作り、基準期の直額を電子化することで、テレワークが可能となる。 (経団連構立) 以下2点は、比較的広範な工事・工種で使用している。 - ユンクリート標準示方書 - 連携機方元書 - 連携機方元書		国土交通省	8	書面・押印					
経団道		公共事業業件の工事施工におけ 設出番割の電子化・遠端説明 切の促進	施工体制台係の提出に代表されるように、公共事業の施工段階における工事に要する各種提出 趣類は、紙面提出、書類によっては知印を更すりならびに対面による説明を要するケースが発 どでおり、原形にわらの意味を要子化(cp1等による部子化)し電子ケールでの提出、遠隔(テ レビ機器)」にも診断方法に受事することにより、別書での手続や書面での手続を削減する ことができる。 対面による受出機器は具種機、乳気回塞、工事両面等が終わったります。 また、提出機器の中には、丸印(会社代表印)が必要となるケースもあり、社内での本社への 移動をともなった対面での押印も発生しています。	142月0日 国土建第499号 平成31年3月29日 P8 公共工事については、作成した施工 体制台帳の写しを提出しなければならな い。(公共工事入札契約適正化法第15条	国土交通省	10	その他			《国土交番の直転工事等的) and、1・h。 入利への影響を希望する有に対し、入札公告におけて、望まない場合を終いて原則として、電子人見シス 子及の1項子契約システム(は17 電子的なシステム。という。)を見いちことを掲示するとともに、危 地方整備等の中ドルさいて電子的なシステムの電力を行うている。 また、インターネット利用のリスク(20 寸ま 1/5 )を回避するために、利用者よ人を物定するための電 子延期を発電して、1 たードと、1 にカードを認み込むとめって、カードリーダーを審集するの要があ ら、1 にカード発行と必要な意味、手紙、費用及びサービス内側については、1 にカード発行である代 関盟設定によって見なるとこってもある)、別様他の負担のツルが打が可能となると対象がしておりいい。 い。電子的なシステムの利用について、別途需率の提出を示めることはなく、利用者から使い場手が悪 い場のご思見は現在的によっていないが、そのような場合であっても感じに対応できるように、ペルプゲ スクを提撃する、フスチムのご整路を接行う等、利用者の意見、受定を基まえ、引き続き電子のなンステムの手内であると、 ラボウシンスチムを展刊できない場への対応についてのと即分にしまりいたい。なお、紙による人配を行った者に対して不利な取扱いとしないこととしている。 3 機能の単立に関ルでは、2 年後の表別では、2 年後の主によりたい。なお、低による人配を行った者に対して不利な取扱いとしないこととしている。 ・ 温味の母出に関ルラで、メール等の法用が可能な範囲の拡充について引き続き替封する ・ 次状に応じて誘めの登出機をできるといけ、4 後半するとについて引き続き替封する。		< 国土交通省の直轄工業関係 > a 、d 、f 、
経団災		新専任技術者のテレワークの利 用可能化	速設策法に基づき、営業所の代表者として登録する者(建設策法施行や第3条の使用人)、及 び営業所の単任技術者の業務は、テレワークにより実施が可能と認識しておりますが、 熱行を第3条の使用人、営業所の単任技術者が、建設策法に基づく実際地、等任の要件から、 基別接続の機能のは始約されるのか、必然に見解が出てわます。不同能のなっていると 感じております。 建設額法で建立力でき、選任し登録が必要とされている、施行や第3条の使用人、営業所の毎任技 術者のテレワークの利用可能について、公式の見着を示して頂きたく、お無い申し上げます。	建設業法	国土交通省	11	その他					
矮团州	E 75-1	結構検査報告書等の提出の電子 と	- 安全連転程を回げ出 - 河路用設備の店文点検路出、工事者工・設置届け、防火対象物定期点検報 日本の電子化 - 特殊建物定定明度温、建築設備定期検査等の報告書電子化 - 特殊建物定定明度温、建築設備定期検査等の報告書電子化 - 始放設施、受水療法院、水質検査、興長専用水連検査等の法定点検報告の 電子化 - エレルーター、エスカレーター、小荷物用昇陽標等の定期検査・性服検査 特合の電子化 - ビル衛主管理法に基づく点検結果報告の電子化(以下、経面連絡足)ビル管法では「点検結果報告」を成立していないが、影響が開始しか要分あると認めるときは、特定建物時所有等等 に対し必要な経過させることができると認めるときは、特定建物所有音等 に対し必要な経過させることができるとしており、その報志について要定する。 ・ 投資基本経理機能における有限格を開出の電子化	道路交通法(第74条の3第1項、第4項) 消防法、周丘灯ス保安法(水速法)之小衛 生質理法(建築基等法/電気等編法/労働 安全衛生法	国土交通省	15	書面・押印	国土交通省 用防护 经某产需省 原生分割省 登录原介	現行制度上、電子中値が可能である。なお、中値の受付について、電子中値または都送による受付を最大限 活用するよう関係機関へ通知済み。	! g オンライン等(eメールにPDF等で添け含む)による認出の受付を能力得認めるよう関係機関へ要請す る。なお、直ちに提出が困難なものについては、粉合期限の類子等を関係機関へ要請済み。	現行制度上、電子申請が可能であり、その場合は押印についても電子署名で代替されている。 なお、申請の受付について、電子申請または郵送による受付を最大限活用するよう関係回体へ通知消み。	c コロナ対応の緊要性を考慮し、押印の代替手段を講じることで、原則として押印がなくても文書を受け付 行るものとする。 押印の規則: 省合 ・(建設別)選基事が出発行機則に基づく別に変34号の2 建式 ・(周報別)選基事が出発行機則に基づく別に変34号の2 建式 ・(理理別)選基事が出発行機則に基づく別に変34号の6 様式 ・(防入技権)建築基事は無行規則に基づく別に第36号の8 様式
経団道	76-2	夏格更新の e -ラーニング対応	資格更新の為、長時間の講習受講が必要であり、e-ラーニングの適用を可として欲しい。(監理技術者講習)	建設業法	国土交通省	16	対面					
経団道		各種行政手続き書類における押 印限目の撤廃	建設業法 他 各種属出の許認可や、労務関係にて書面に押印が必要	建设票法	国土交通省	17	書面・押印	国土交通省、厚生労働省	建設療法に基づく許可等の申請や顕出に係るオンライン化については、令和4年度角の運用開始に向けて検 計を行っています。	決算報告について、株主総会の承認などを受けていないものであっても、受け付けることとする等、柔軟	建設集法に基づく許可等の申請や届出に係るオンライン化については、令和4年度内の運用開始に向けて検討を行っているところです。 また、中国書間等書面の押印については、政府全体の方針も請まえつつ、許可事務をともに行う地方公共団体の意見を 関きながら、手続きの在り方について検討を進めてまいります。	3: 5/2に賃金舗より示された基準(2.押印原制の児童しの基準について)に従い、ガイドラインにおける様式を観象として、押印を求めている手能については、押印を求めないこととする。 b: 、c: 5/3に定義金はリ示された基準(3.行政手続等の課位等の対応方針 職法)に従い、本人構能のために押印を求める必要性が比較がよいと考えられる。無限の利可中期等でない手段(機能的な関係の中での手載である。更新申請や変更風出等)については、押印を求める意味合いが比較的かさいと考えられる。ため、押印を指摘することを可能とする。
経団训		ら届出の電子化・押印撤廃	改正内容は専制に担当者と打ち合わせ、不明点についてはやりとり(説明)をした上で提出して おり、実質的にはすでに関係者が予想している内容を対点的三面高度と構造しているに適合な い、 また、情労なのかもしれないが同出書には社印を押印して提出している。 できればこれを補助でし、難しい場合は調整登むで用いられている電子延明書のような形で も可としていただきたい。 周出は非調可行為ではないため返正日前に届出が採めば大きな問題はないと考えられ、社印不 要のので提出りことなれば出せずとも風出が可能になることから、地質を多勝いしたい。		国土交通省	18	書面・押印			10		©a
経団道	E 80	建設策における中語・届出の電子化	○建設業に開達する事業において、登録・変更を要するもの。 および定期的に報告を求められているものについては、定められた意式に削り資料を作成し、公司を押印のつえて、監督官庁である成土交通省へ提出することが法令上求められている。		国土交通省	19	書面・押印		建設搬送に基づく許可等の幸請や展出に係るオンライン化については、今初4年度内の運用開始に向けて検 対を行っています。	決算報告について、株主総会の承認などを受けていないものであっても、受け付けることとする等、柔軟	建設施設に基づく許可等の申請や協定に係るオンライン化については、令和4年度内の運用開始に向けて検討を行っているところです。 また、申請書類等最高の押引については、政府全体の方針も請まえつつ、許可事務をともに行う地方公共団体の意見を 開きながら、子供きの在り方について検討を達めてまいります。	a: 5/321音会議より示された基準(2.押印房的の程置しの基準について)に使い、ガイドラインにおける 様式を根拠として、押印を求めている手能については、押印を求めないこととする。 b: 、c: 5/22に首会議より示された基準(3.行政手機等の類型等の対応方針 編法)に従い、本人確認のため に押印を求める必要性が比較が大きいと考えられる。無効の利可能等でない手段(機能的な関係の中で の手術である。発酵中間を安延能の対していては、押印を求める選集化いが比較的かさいと考えられる ため、押印を指摘することを可能とする。

団体行	No.	要望事項(タイトル)	風人・法人に対して指揮での対応(持事による提出、対策による交付、講習金)を求める手続関係 : オンタイクを観などデタル料理所を指摘する方法によって対応する。 : ネットでの閲覧の選供などで対応する。 : 電影や野誌によって対応する。 : その他 (機器にご記入ください) : 対応阻勝(その理点及び代替手段をご記入ください。)	再被放映の問題	その他	Ямігіф ÷olo
経団	74	労働安全衛生法に基づく補債給 付等に関する届け出の電子化				
経団に経団に		不動産売買・建築請負契約に係 る手続きの電子化 不動産売買・建築請負契約に係 る手続きの電子化	現行制度上、新述対応、電子申請が可能である。なお、申請の受付について、電子申請または新述による受付を最大規述用するとともに、無限の効率的な実施を行うよう関係機関へ通知済み。	a 申請の受付について、緊急事務宣言解除後も引き続き、電子申請または訴述による受付を最大限活用するとともに、無務の効率的な実施を行うよう原係機関へ通知 を行う。		
経団近	12	宅地建物取引業者の届出事項等 の電子化				
経団)	25	建設に係る設計や積質業務にお ける書籍の電子化			国土文価省が作成する機算基準期については、ドウでの公使、また情報公開請求がおれば電子 データの販売を行っている。また、国土文価省が所管する設計に関する基準期についても、一部 電子化されている。 他方、国土文価省公外の者が処行する基準期に係る書館については、出版物電子化に作う権利上 の問題が生じるため、政府共通の方針に沿って今後対応を検討する。	具体的な変更のおった透露機能力器・コンクリート概率能力器に係る蓄積について、現け元に対して本件変更事務を申し伝え、電子化を載さかける。
经团让	<u>i</u> 94	公共要募案件の工事施工におけ る提出書類の電子化・週間説明 対応促進		a . c	周交信直轄工事については、施工や検査等の工事院所書類については、多くの工事において居に 信頼的有システム(ASP)や電子核管理等システムにより、オンラインでの対応が可。一部、未 オンライン化の工事についても、都述、電子メール等で対応可能。	
経団近	<u>i</u> 95	建設策法における使用人・営業 所等任技術者のテレワークの利 用可能化			意業所等任技術者又は今3条の使用人に係る等任等の要件については、以下のとおり考えています。 ・ 意業所等任技術者及び今3条の使用人に、建設療法及び建設業許可事務ガイドラインにおいて、等任等が求められているところであるが、新型コロナウイルの思発をの根拠な大助止めた。 ・ 定の条件のア・ドリーフトにより職務に従事している場合であっても、等任等の要件を欠くことにはならない。 ・ 一定の条件については、本品や意識所等で職務に従事している場合と同等の業務を支援行できる。 環境が求められ、電磁的な場合手列により、業務時間内においては本時連続を取ることができる ことなどが必要である。	営業所等任技所を又は今3条の使用人に係る等任等の要件については、以下のとおり考えています。 ・・選集所署任技術者のび今3条の使用人に、建設業法及び建設業計可選発がイドラインにおい て、専任等が求められているところであるが、新型コロナライルス極楽症の極楽拡大形止のた め、一定の条件の下、チレワーウにより職能に従事している場合であっても、毎任等の要件を欠 とことにはならば、・・一定の条件については、本品や選集所等で撤耗に従事している場合であっても、毎任等の要件を定 ・・一定の条件については、本品や選集所等で撤耗に従事している場合であっても、 通常があるかは、毎日の設立金計算により、最熟時間内においては常時連絡を収ることができる ことなどが必要である。
経団	75-1	参種検査報告書等の提出の電子 化				
経団	76-2	資格更新の e - ラーニング対応	講習実施機関に対し、当面の際、自宅学習(教材を用いた自宅学習及び試験)による講習を実施するよう要請しており、受講者が合場に来ることなく、自宅で受講をできるようすでに接重しています。	ち: 講習実施機関に対し、当面の際、自宅学習(教材を用いた自宅学習及び試験)による講習を実施するよう要請しており、 受護者が分増に来ることなく、自宅で受護をできるようすでに指置済みであり、取修場界に適出及び中で払考する等して開知を図ったところ。		
経団	77-1	各種行政手続き書類における押 印原剤の撤廃				
経団)	78	連転取扱実施基準等の改正に件 う届出の電子化・押印撤廃		aO		
経団)	E 80	建設業における申請・届出の電 子化				

										1、緊急的な対応の可否
							各種行政手続等の <b>豊亜申盟</b> の撤廃、個別手続の電子化関係 : オンライン化を行う。	再検討後の回答	各種行政手続等の <u>押印票側</u> の撤貨関係 :法令に根拠があるものについては、押印がなくても文書を受け付けることとする。	再検討後の回答
団体名 No.	要望事項(タイトル)	規制・制度の概要	根拠法令・通達・参照文書	担当省庁	省別No.	分類 備考	: eメール ( PDF等で添付 ) による提出を認める。		: 法令に根拠のないものについては、押印を廃止する又は求めないこととする。	
							:添付書類の省略や事後述付等の書類の簡素化 :その他 (簡潔にご記入ください。)		: その他 (簡潔にご記入ください。) :対応国難(その理由及び代替手段をご記入ください。)	
							:対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。)			
		<ul><li>・コロナの感染防止の観点から、行政には最大限ご配慮いただいていることに感謝申し上げる。</li></ul>								
		<ul> <li>・在宅勤務によるテレワークのため、 竣工検査 大きな図面・模型などを用いた協議は対 面などにならざるを得ないが、感染防止措置(少人数・マスク着用・離隔距離など)を講じて</li> </ul>								
経団連 2	自治体の不動産関係行政におけ る面会協議・住民への説明会開	必要最低限にて実施している。 ・一部の行政(市・区等)にて、 面会での協議を求める、 住民への説明会開催を必須とし		総務省 国土交通省		対面				
1   "	催の見直し	ている(他の行政では個別資料配布+個別協議等の代替策を認めている)など、蔓延防止につ								
1   1		いての配慮に欠けている事例が報告されている。行政組織内部での罹患蔓延についても大変懸 念しており、内閣府から感染防止の徹底の観点から注意喚起をお願いしたい。								
$\Box$		特定の案件を念頭としたものではなく、全般的に要望するもの。 退職全支給時に本人に記入・押印し、事業主に提出し、事業主は紙面で保管することとなって								
経団連 35	退職所得控除申告書の電子化	おります。(必要に応じ、税務署への提出要) 申告書の内容は、基本的に事業主で把握している内容であり、実質的に本人の押印のみを	所得税法第203条、所得税法施行规则第77	財務省	1	書面・押印	退職手当等の支給を受ける人が退職手当等の支払者に提出する「退職所得の受給に関する申告書」について は、所得税法第203条第4項において既に法令上電子提出が可能であり、同申告書の保管についても電子的に			
1   1		行っている状況にあり、電子確認、または事業主が電子的に必要なデータを保管することを希 望いたします。	*				提出されたものは、所得税法施行規則第77条第7項により電子保管可能となっている。	フレットなどを通して、より一層の周知・広報を実施していく。		
									法令上、押印がなければならないこととされているが、押印が困難な場合には、他の方法により書類の真正性等を 確認することも可能。なお、被用者から雇用者への扶養拉除申告書等の提出については、既に法令上電子手続可能であ	d 法令上、押印がなければならないこととされているが、他の方法により被用者本人が提出したことを
	各種行政手続きの押印原則・書 面申請の撤廃	年末調整に捺印、紙証憑添付が求められること		財務省	2	押印			りその場合は捺印不要。また、生命保険料控除証明書等の紙証憑添付については令和2年10月から電子手続が可能とな	確認することも可能。なお、被用者から雇用者への挟養控除申告書等の提出については、既に法令上電子 手続可能でありその場合は捺印不要。また、生命保険料控除証明書等の紙証憑添付については令和2年10
									り、当該紙証憑所付は不要となる。なお、令和2年10月から電子手続を促進するため、被用者が年末調整に必要な情報 をマイナポータル経由で一抵入手し、そのデータが申告書等の所定の項目に自動入力等される施策を開始	月から電子手続が可能となり、当該紙証憑添付は不要となる。
									【電子提出の場合】	
1   1									法人税などの申告・納付手続や、各種申請届出等の国税関係手続について、オンライン化を進めてきており、既に約 9 割の国税関係手続がオンライン利用可能(手続件数基準)となっている。	
経団連 1-12	各種行政手続きの押印原則・書 面申請の撤廃	税務署提出書類に捺印が求められること		財務省	3	押印			他方、ダイレクト納付届出書のように稅務署から全融機関等の第三者に提出しなければならない国稅関係手続につい では、第三者が押印を求めているなどの理由からオンライン化に対応していないものがある。	d 法令上、税務書類には押印がなければならないこととされており、押印がない場合、納税者等に押印 を求めることとしているが、押印がない税務書類であっても受け付けは行っている。
i   "	MITTER COMMITTER								【書面提出の場合】	を分のとことでですが、 FT-0/0 を4700の目前でのフとのXI/131/10(1)フ く4100。
1   1									法令上、税務書類には押印がなければならないこととされており、押印がない場合、納税者等に押印を求めることと しているが、押印がない税務書類であっても受け付けは行っている。	
$\overline{}$		校務署・福祉事務所等の行政機関は、財産調査等( )を目的として、多種多様な様式の紙媒体								
		の文書を大量に生命保険会社に送付する形で保険契約の有無・内容の照会を行なっている。								
1   1		生命保険会社は、このような行政機関からの照会に日々対応しているが、照会が紙ベースのも のとなっているため、手作業で目視確認をしながら事務処理を行なっており、出社して対応す								
1   1		ることが必要な状況となっている。 紙ベースで照会がなされている点は、必ずしも法規制によるものでなく、また、すでに行政当 別	国税徴収法第141条、国税徴収基本通達 第2款第141条関係第5条、国税通則法				行政機関から全融機関への服会・回答業務のデジタル化に向けて、内閣官房及び全融庁において関係府省や	(2)fOg×h×iO		
	生命保険会社に対する財産調査 照会業務の電子化	同においては、民間企業とも連携いただきつつ、照会業務の電子化に向けて検討いただいてい 3 るところと承知しているが、生命保険会社としてテレワークをいっそう強力に進めていく観点 2	第74条の2、第74条の3、地方税法第	財務省	4	書面・押印 国税庁、厚生労働省	地方公共団体、金融機関(銀行等、証券、保険)による検討会等が開催されているところ。引き続き、服会・ 回答業務のデジタル化に向けた対応策等を検討し、順次、省力化・迅速化への取組みを推進していく。	コロア参承征対応として、書面での旅会は繁悪性の勢いもの寺に限定して実施しているところ。その上 で、照会・回答業務のデジタル化に向けた対応策等を検討し、順次、省力化・迅速化への取組みを推進し	法令に根拠のない全触機関からの回答文書への押印については、押印を廃止する又は求めないこととする方向で検討 (訴訟における証拠能力等の観点も踏まえた検討が必要)	a 法令に根拠のない金融機関からの回答文書への押印については、押印を廃止する又は求めないことと する。ただし、訴訟における証拠能力等の観点から、それが必要な場合は、所要の対応を行う。
1   1		から、かかる照会業務の電子化の早急な実現を改めて要望したい。	【福祉事務所照会】				The state of the s	TIK.		
		なお、弊社には、年間140万件を超える財産調査の文書照会をいただくが、テレワークを推 現しようとしている現下においては、迷やかに対応しなければならない条件の優先順位をつけ	Lineが個項がより際							
		ていただく等の対応もご検討いただきたい。 ( ) 徴収(税金滞納)、福祉(生活保護)、相続等に伴う財産調査								
		特別徴収税額通知(納税義務者用)の紙面交付義務があるため、電子交付が望ましい。					【総務省】 添付書類の省略や事後送付等の書類の確素化 ・今年度当初試課分の特別徴収税額通知(納税義務者用)については、既に発送作業に着手していること、ま			
経団連 27	特別徴収税額通知(納税義務者	また市区町村の保育圏入圏申込みや保育料決定の際、特別徴収税額通知書の提出が求められ	也方税法第321条の4	総務省 内閣府		書面・押印総務省、内閣府、厚生労働省	た電子化には受入例となる時間で調整者を開発しませた。			
i   "	用)の紙面交付義務の緩和	ることが多く、税額通知書の現物のニーズが生じている。マイナンパーデータから情報を取得 するなど、提出不要となる措置が望ましい。		厚生労働省			大防止等に必要であると判断される場合にあっては、書面配布の時期(法律上は5月31日までに配布)につい			
$\vdash$		年金受給者の死亡に伴う所得税退付請求に関して、年金受給者のご遺族からの死亡に関する	国税通則法第56条、所得税基本通達181~				て弾力的に対応いただきたいと考えている。			
		ご連絡が来ないと会社として対応を行えないため、還付請求を行わざるを得ないケースが発生	123共-6 <参考国税庁URL >							
	年金受給者死亡時の所得税退付		nttps://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/s ninsei/annai/gensen/annai/1648_22.ht	財務省	6	書面・押印	雇用者が稅務署に行う源泉所得稅及び復興特別所得稅の設納額の還付額求については、既にe-Taxを通じた	(1) a ○ b × c × d × 低にオンライン手継が可能であることの周知・広報をしているところ。今後、国税庁ホームページやリー	雇用者が稅務署に行う源泉所得稅及び復興特別所得稅の設納額の適付請求については、既にe-Taxを通じて電子手続が	d 法令上、税務書類には押印がなければならないこととされており、押印がない場合、納税者等に押印 を求めることとしているが、押印がない税務書類であっても受け付けは行っている。
JEILLE 55	請求手続きの電子化	<ul> <li>国税庁指定の所定様式に会社代表者印を押印し、必要書類(死亡診断書,除籍後戸籍抄本,年 金支払明組,通族還付書類等)とともに税務署宛て郵送。</li> </ul>	n	*1000 E	0	MIN - 37-D	電子手級可能	スレットなどを通じて、より一層の周知・広報を実施していく。	可能でありその場合には押印不要	をかめとこととしているが、打中がない成功管理でのプラビも実行門がは13プでいる。
1   1		・海が株式像の坊に研設業品が印が傾印される外型プロルギャれる	[ 手続名] 源泉所得税及び復興特別所得税 D設納額の還付請求							
$\vdash$										
1   1			租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税 法及び地方税法の特例等に関する法律の施							
1   1		・近年外国人任員の権人れか増えくおり、外国人の安人元国によっては、所得税、任氏税の完 。	テに関する省令第9条第1項、第2項、第9 発の5				非居住者等が租税条約届出書の原本を提出することが困難な場合には、非居住者等からメール等により受			
	租税条約に基づく税免除手続き	除対象となる。その際の手続きが、現状紙面、押印の対応が必要な状況。 <現行手続きの流れ>	<参考国税庁URL>	財務省	7	書面・押印	領した源泉徴収義務者が当該届出書 (事後的に原本の提出が必要)を出力したものを税務署に提出することが 可能。	非居住者等が租税条約属出書の原本を提出することが困難な場合には、非居住者等からメール等により受	法令上、税務書類には押印がなければならないこととされており、押印がない場合、納税者等に押印を求めることと	d 法令上、税務書類には押印がなければならないこととされており、押印がない場合、納税者等に押印
JEILLE 40	の電子化			*1000 E	,	Wild Tittle	また、事後的に租税条約届出書及び遷付請求書を税務署に提出することで、租税条約による税の減免を受ける ことも可能。	領した源泉徴収義務者が当該届出書(事後的に原本の提出が必要)を出力したものを税務署に提出することを可能とした。	しているが、押印がない税務書類であっても受け付けは行っている。	を求めることとしているが、押印がない税務書類であっても受け付けは行っている。
1   1		届出書の担に税務者受付印が押印され、安任死くに返述される。	[手続名]租税条約に関する届出(所得税 表第161条第1項第7号から第11号まで、第				なお、税務署への郵送による提出も可能。			
			3号、第15号又は第16号に掲げる所得に 対する所得税及び復興特別所得税の免除)							
$\vdash$		## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ##	R拠法令ではありませんが、参考までに手				+			
経団連 46	祖祝条約に基つく居任者証明書	わが国と租税条約を締結している国等において、わが国の居住者が租税条約に基づく租税の減 免等を受けるため、租税条約の相手国等の権限ある当局に対して、わが国の居住者証明書を提 当		財務省	8	書面・押印	居住者証明書の様式は提出先国により区々であり、また提出方法も提出先国により区々となっているため、	(2)IOgxhxiO 対象手続の範囲及び納税者が正確かつ簡便に利用可能な仕組み等を考慮しつつ、予算措置を前提に、国税 等工会体、始終シフラム(a.Tay)を利用したオンラムン正規を可能とする方向で締結	法令に根拠のない租税条約に基づく居住者証明の請求手続への押印については、押印を廃止する又は求めないことと	a 法令に根拠のない租税条約に基づく居住者証明の請求手続への押印については、押印を廃止する又は
			https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/ axanswer/osirase/9210.htm		-	- 11	オンライン化していないが今後検討。なお、郵送による請求は可能としている。	電子申告・納税システム (e-Tax)を利用したオンライン手続を可能とする方向で検討。	する方向で検討	求めないこととする。
		Ti di	axanswer/osirase/9210.ntm				【総務省】 対応困難			
			国税徵収法第141条	総務省	9	書面・押印総務省追加	給与等照会の電子化については、現時点では照会を電子的に行う仕組みが存在しないため、直ちに当分の間の 取り扱いとして実施することは回鶻である。	「総務智」(2)IXg TX 総合の領域機関については、名称を保険に対し条約や対応主体権している		
		(大体固定資産税とか自動車税といったものの滞納です)					なお、給与等限会に係る統一様式については、平成31年1月にとりまとめられており、地方団体に対し統一様式の使用を要請しているところ。	The state of the s		
			目税条約等の実施に伴う所得税法、法人税				非居住者等が租税条約届出書の原本を提出することが困難な場合には、非居住者等からメール等により受領した源泉徴収義務者が当該届出書(事後的に原本の提出が必要)を出力したものを税務署に提出することが			
経団連 104		7世山オス以東本11 (英祖に扶命オスのは主社会)	表及び地方税法の特例等に関する法律の施 うに関する省令第4条第1項、第2項、第8	財務省	10	書面・押印	可能。 また、事後的に租税条約届出書及び運付請求書を税務署に提出することで、租税条約による税の減免を受ける	非居住者等が租税条約届出書の原本を提出することが困難な場合には、非居住者等からメール等により受	法令上、税務書類には押印がなければならないこととされており、押印がない場合、納税者等に押印を求めることと しているが、押印がない段務書類であっても受け付けは行っている。	d 法令上、税務書類には押印がなければならないこととされており、押印がない場合、納税者等に押印 を求めることとしているが、押印がない税務書類であっても受け付けは行っている。
	(comod)	III	頁、第11項、第12項、第9条の5、第9条の 3				ことも可能。	研した深まの収集的名か自該施出書(事後的に原本の提出か必要)を出力したものを祝物者に提出することを可能とした。		こうこう こうこう Tran Striking Co フィンスリックは行うている。
$\Box$		・申請期間の緩和(現行は導入3か月前申請)、及び課税期間途中からの採用					なお、税務署への郵送による提出も可能。			
	国税関係書類の「電子帳簿保存 法」認可要件の緩和	・中級的回転がは、水口は多人のか方形中級)、及び家院的回転でかっていまれ ・他社から受領した請求書の保存方法の緩和(現行は規定整備、タイムスタンプ導入等、容易 ではない)	電子帳簿保存法	財務省	11	その他				
$\vdash$		ではない) 以下、書類は直接窓口に提出することが求められているが、PDF送付を認めることを希望す								
		る。								
経団連 135-1	所得税・住民税関連手続きの電 スル	<ul><li>所得税の納付書</li></ul>		財務省	12	国税庁 書面・押印 財務省	法定調書などの税務署に提出される書類については、窓口提出のほか、郵送による提出も可能(法定調書 については、光ディスク等による提出が可能)。	既にオンライン手続が可能であることの周知・広報をしているところ、今後、国税庁ホームページやリー	書面提出の場合、法令上、税務書類には押印がなければならないこととされており、押印がない場合、納税者等に押 のままルネニトとしてリネギ、押印がないが政事務であっても用けが付けがあってリネ	d 法令上、税務書類には押印がなければならないこととされており、押印がない場合、納税者等に押印 まずみまっととしているが、押印がないが発展者であっても思いかけばなっている。
	2.16	<ul><li>・所得税の是正時の法定調書・源泉徴収票</li><li>・年末調整・確定申告関連書類</li></ul>				総務省	また、オンラインでの手続として、国税電子申告・納税システム (e-Tax) を利用した提出も可能。	フレットなどを通して、より一層の周知・広報を実施していく。	印を求めることとしているが、押印がない税務書類であっても受け付けは行っている。	を求めることとしているが、押印がない税務書類であっても受け付けは行っている。
		(住宅技除債人金等特別技除申告書・給与天引きしている保険料技除申告書) ・給与所得者異動届出書(住民税関連)								
								(1) aObxcxdx 既にインターネットパンキングなどによる返納金のオンライン納付は可能となっており、日本銀行国庫金		
経団連 106	国庫への返納金の納付書の電子	国庫金への返納の際に納付書(紙)での支払を求められています。 (それほど多い事例ではあ		財務省	17	書面・押印	成出金の返納金については、日本銀行国庫金取扱規程第25条の3の規定により既にインターネットパンキン	耐災場投第25名の3においてもまいらんい始付を受けた場合の王姨を担守るである。 始付まにトスまいら		
	化	りませんが、官公庁への売掛金の返金時に発生します)		~Juneal			グなどによる納付について制度上手当されている。	周知を図り、慈憑を行う。		
$\sqcup \sqcup$								<電子政府の総合窓口HP > https://www.e-gov.go.jp/faq/shinsei-term/0004/index.html		
		以下、書類は直接窓口に提出することが求められているが、PDF送付を認めることを希望する。								
4753***	所得税・住民税関連手続きの電	・法定調書 ・所得税の納付書				国税庁	法定調書など税務署に提出される書類については、窓口提出のほか、郵送による提出も可能(法定調書に		書面提出の場合、法令上、税務書類には押印がなければならないこととされており、押印がない場合、納税者等に押	d 法令上、税務書類には押印がなければならないこととされており、押印がない場合、納税者等に押印
経団連 135-2	子化	・所得税の是正時の法定調書・源泉徴収票		財務省	18	書面・押印 財務省 総務省	ついては、光ディスク等による提出が可能)。 また、オンラインでの手続として、国税電子中告・納税システム(e-Tax)を利用した提出も可能。	既にオンライン手続が可能であることの周知・広報をしているところ、今後、国税庁ホームページやリー フレットなどを通して、より一層の周知・広報を実施していく。	画画を述めることとしているが、押印がない税務書類であっても受け付けは行っている。	を求めることとしているが、押印がない税務書類であっても受け付けは行っている。
		・年末調整・確定申告開連書類 (住宅拉除備入金等特別拉除申告書・給与天引きしている保険料拉除申告書)								
$\Box$		<ul> <li>- 給与所得者異動編出書(住民税関連)</li> <li>現在は、国税庁が指定した申請書に必要書類を添付して開始日の3か月前に管轄税務署へ申請者</li> </ul>						(1) a ○ b × c × d×		
経団連 68	国税関係書類の事前申請制度の	の押印と税理士の印を申請書に押印して申請している。 現在すでにEDIによる電子保管については事前申請不要となっていることから、国税関係書類 電	電子帳簿保存法	財務省	19	書面・押印	国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存の事前申請については、電子申請(e-Tax)も可能。	既にオンライン手級が可能であることの周知・広報をしているところ、今後、国税庁ホームページやリー フレットなどを通して、より一層の周知・広報を実施していく。	電子申請の場合、押印は不要。	d 法令上、税務書類には押印がなければならないこととされており、押印がない場合、納税者等に押印 まずみまっととしているが、押印がないが発展者であっても思いかけばなっている。
	mee.	(例:請求書・領収書・契約書)の電磁的記録によるスキャナ保存の承認申請についても必要なルール/要件は定めたうえで申請自体は不要として欲しい。								を求めることとしているが、押印がない税務書類であっても受け付けは行っている。
経団連 131-4		電子印章や電子契約は、電子署名法や電子帳簿保存法により法整備がなされているが、その利	夏子集业注 爱子越落和为计	B42842	20	法務省、経済産業省、総務省	銀行を高雄す人目体的が現象(のの及が工の)は		<b>銀到</b> 本基礎主义 B 体的介绍到(n) <b>的</b> 资析不相称	
EDIA 131-4		用が可能な範囲に比べ、未だ実際に利用は限定的。行政や企業の一団の活用に向けた取り組み が期待される。	电丁台自法、电丁物海保仔法	財務省	20	画面·押印 財務省(電子帳簿保存法)	緩和を要望する具体的な規制の内容が不明確。		線和を希望する具体的な規制の内容が不明確。	
$\overline{}$	Lettery・VNSURIIほと片間企業との	出向時の人件費等の取り扱いを定めた出向協定書の押印をもとめられるが、電子メール等で当		1				【人事院】(2)f g×(該当しない)h		【人事院】a b~d×(該当しない)
経団連 102	人材交流に関する出向協定締結	事者間合意が確認できるものであれば、押印なしでの連用でお願いしたい。 (緊急事態対応期 同中及びそれに続く一定期間)		人事院	1	書面・押印		eメール(PDF等で添付)による提出を認める。		要望にあるように当事者間の合意が確認できるのであれば押印を求めない。

Part			個人・法人に対して <b>対面での対応</b> (持参による提供、対面による交付、調査会)を求める手続関係	用株計像の開答		
Registration of the content of the c	団体名 No.	). 要望事項(タイトル)	: ネットでの護衛の現在などで対応する。 : 電話や野送によって対応する。 : その他 (機関にご応入くださし、)		€ote	再練27億 その他
	経団連 2	自治体の不動産関係行政における面会協議・住民への説明会開	地方公共団体の行政手続のオンライン化については、努力義務となっており、総務省としても既に「地方公共団体におけるオンライン利用促進指 ・ 針」を示すなどし、推進しているところ。	[国交省]		
The content of the		催の見直し	【国交省】 面会での協議を求める、 住民への説明会開催を必須としている、ともに国交省が主体として求めるものは確認できませんでした。自治体が			
Page   10	経団連 35	3 退職所得拉除申告書の電子化				
1	経団連 1-1	1 各種行政手続きの押印原則・書 面申請の撤廃				
1	経団連 1-1:	2 各種行政手続きの押印原則・書				
Management   Man		M 中級の2096				
Management   Man						
	経団連 5-1	生命保険会社に対する財産調査 1 照会業務の電子化				
10   10   10   10   10   10   10   10						
STATE   10	経団連 27	, 特別徴収税額通知(納税義務者 用)の紙面交付義務の緩和				
### 1	経団連 39	年金受給者死亡時の所得税退付 請求手続きの電子化				
### 15	経団連 40	租税条約に基づく税免除手続き				
新田   15		の電子化				
超回   104   現状条件に関する最初書の電子   で (で (の 場)	経団連 46	租税条約に基づく居住者証明書 の請求手続きの電子化				
# 132 開始所信義等 133 開始所信義等 135 開始所信義 135 開始 135 用的 1	経団連 87	, 総与等の支払い状況調査の電子 フォーマット化				
経療法・	経団連 104	租税条約に関する届出書の電子 化 (eTax等)				
経団連 135-1 所得税・住民税間連手続きの電 予化	475	国税関係書類の「雷子鍼等但力			<ul> <li>電子帳簿保存法では、帳簿の作成方法に特員の制限は設けておらず、リモート環境下で電子的に作成することも可能。</li> </ul>	
	経団運 132	法」認可要件の緩和			・他社から電子的に受領した舗求書等の保存方法は令和2年度税制改正により選択肢を拡大した	引き続き制度の用知を顕る。
超而速 106 國際への逐結会の納付書の電子 化	経団連 135-	-1 所得税・住民税関連手続きの電 子化				
	経団連 106	6 国庫への返納金の納付書の電子 化				
超団連 135-2 所得税・住民税間連手続きの電 予化	経団連 135-	所得税・住民税関連手続きの電子化				
	経団連 68	国税関係書類の事前申請制度の 撤廃				
経団連 131-4 電子印度制度等の活用推進	経団連 131-					
	経団連 102	2 人材交流に関する出向協定締結				

			I									1 整角的女社店の司否
団体名	š No.	要望事項(タイトル)	規制・制度の概要	根拠法令・通達・参照文書	担当省庁	省別No.	分類	衛号	各種行数手続等の <b>遵重を</b> 整の態象、做的手続の電子化階倍 : オップイン化を行う。 : オップイン化を行う。 : ホール・ドレア等で取得り、による提出を認める。 : 派付護期の価能や審議法付等の服務の開業化 : その他 (展記に定入くだされ.) : 対応困難(その理由及び代替手段をご記入くだされ.)	AM27th-ONE	各種打扮手被等の <b>連辺重越</b> の推逸関係 : 派令に服務があるものについては、押切がなくても文章を受け付けることとする。 : 法令に服務のよりものについては、押切を廃止する又は求めないこととする。 : その他 (根準にご記入ください、) : 対応回義(その理由及び代替手段をご記入ください、)	<b>戸機計像の開答</b>
経団道	E 37		指定関係結束の適用を受ける関長の給与を検討する為の資料を得ることを目的とした調査に おいて、書書でのやり取りが求められている。	国家公務局法第67条、一般職の職員の絵 与に関する法律第2条	人事院	2	書面		令和2年から導入予定 令和元年から実施済み	【人集社】(1)a-00(t-ND)a 調査が信息制に、あるこれを担保しな利用を推算する旨の企業を行って 116。 b バスワード、Iのがあれば動作場所に関係なくオンライン手機を行える設計としている。 c オンライン手機のかて調査が完了するよう設計していると共に、エラーチェック等の人力支援機能を充 業させている。 d メールによる受出を認めていることや、提出期限の延過についても、可能な同じ素軟な対応を行って 16.8。また、発見に応じ、製造が機能量が同子様かの提供が行っている。		
経団連	II 147-2	税金等の支払処理における納付 裏不要化とオンライン化の施進	概念の支払い、電話回接使用料等の支払いにおいて、納付書による支払を求められるものがある。支払の際に納付書限的やり取りや支払った他の得収書の保管が必要でおり、出社しての 対応が必要となっています。		総務省	2	書面・押印	財務省·総務省	【地方級の支払いについて】 対応問題  法人住民税や法人等業税等の法人が納める税目については、今和元年10月から特徴している地方税共通納税システムにおいて、電子税税を行うことが可能となっている。 ため他の発目については、地方部級の金配により、ペイジー、クレジットカード等を利用した窓口納付以外の切納手昇が手格化され、普及している状況である。 対途後、・物力能が掛松するとしている状況である。 「電影料金について、金幣の一般である。」  「電影料金について、 はとして実施することは記載するとあった。  「電影料金について、 は、日本の一般である。」  「電影料金について、 は、日本の一般である。」  「電影料金について、 は、日本の一般である。」  「電影料金について、 は、日本の一般である。」  「電影料金について、 は、日本の一般である。」  「電影料金について、 は、日本の一般である。」  「電影料金について、 「電影料金について、」の表示をいるといるといるといると、表示をいるとなど条 数に対している状況であり、また、新型コロテクイルス機能を図り着していると、表示についている。 の事業性というに、利用音からの参加を上述りませない。	[MARGARIUS NIV]		
経団道	E 6-3	不動産売買・建築請負契約に係 る手続きの電子化	東京都等では、防火・防災管理者選任届出書を消防署に届け出る際、持参しなければならな い。郵送及びFAXでの届け出を可能とするなど、非対面化を進めて頂きたい。		総務省	3	対面					
経団通		消防用設備に関する書類の押印	型式を有する消防用設備については、型式の取得や変更及び製品の製造委託などについて、型 式認証機関に押印書類の提出が義務付けられている。 ・安全運転機関の開け出	消防法 検定業務規程第27条 受託評值服務規程第56条 消防防災用設備機器性能評定組削第30条	総務省	4	書面・押印		用料・制度概要に記載の「粉式製工機関」につきましては、日本消防検定協会及び登録検定機関を指すもの として開着します。(以降のこの項目の開答において同じ。) 可能な限りsメール等により対応するよう。日本消防検定協会及び登録検定機関に要請する。	(2) f gwhx TRONDRCOUTT 日本海的株式協会のび間線株式機関に対し、東端する透知を現出した。 ・内部はられまった。それぞれ日本海が未定命を又は世球株式機関に対し渡出することとされている申請 書については、可能な際り直子メール、電子中級等により受け付けること。 ・押部については、随時的装置として、押部がされていない場合であっても、受け付けることができよ 20以外とこと。	国時的開置として、当面の間は、法令に根据があるものについては評印がなくても文直を受け付け、法令に根据のないものについては押印を廃止する又は求めないこととするよう、日本消防検定協会及び登録検定機関に要請する。	axb cOdx 押印については、随時的措置として、押印がされていない場合であっても、受け付けることができるよう 取扱う店、日本用的検定協会及び登録検定機関に対し、要請する通知を発出した。
経団通	75-2	各種検査報告書等の提出の電子 化	- 消防用設備の法定点検照出、工事者工・設置編計、防火対象物定期点検報 括等の電子化 ・特殊基務的定期消費、提施設備定期转查等の報告書電子化 ・空間販売機器等の店定点検報信の電子化 ・地域対象・地域を指す。	道路交通法(第74条の3第1項、第4項)/ 消防法/展近对久保法法/水型法/ビル委 生質性法/提基基準法/電気專業法/労働 安全衛生法		5	書面・押印	国土文書名 海防庁 经消库票省 原生方書名 警银庁	可能な限りeメール等により対応するよう。他消防本部に要請する。	(2) I gOhx 下記のが成こりに、 台湾防本部に要請する途地を用出した。 ・品別は今に至う。 台湾防本部を対し提出することされている中議書等については、可能な限り電子メール、電子申請等にとり受け付けること。 ・押部については、随時的監査として、押部がされていない場合であっても、受け付けることができるよう回り扱うこと。 ・あんげ発物の点検の延期等	趣時的措置として、当面の間は、法令に根拠があるものについては押印がなくても文章を受け付け、法令に根拠のないものについては押印を廃止する又は求めないこととするよう、告消防本部に要請する。	sOb cOdx 押印については、国時的接置として、押印がされていない場合であっても、受け付けることができるよう 取扱う名、各用的本部に対し、受講する通知を発出した。
経団連	76-1	資格更新の e - ラーニング対応	(電気上近辺的各/かつフー実施/反映の吸収 号) 資格更新の為、長時間の講習受講が必要であり、e-ラーニングの適用を可として欲しい。(消 防設備士)	消防法	総務省	6	対面					
経団训	90-2	事業者に求められる書面手続き の電子化・簡素化	<ul><li>官公庁への届出(例:消防法に定められる防火・防災管理者変更届)</li></ul>		総務省	7	その他	金融庁 消防庁 法融庁	【消防法に定められる防火・防災循環套変更幅について】 可能な限り6メール等により対応するよう。 告用防水部に要請する。	(2)1 gChx 下記の対応について、各消防本部に受滅する治粒を発出した。 ・消防法令に基づき、各消防本部等に対し提出することとされている中議書等については、可能な限り電子メール、電子申請等により受け付けること。 ・非常については、場所が創業とし、実が的どれていない場合であっても、受け付けることができるよ	<b>臨時的措置として、当面の間は、 法令に根拠があるものについては押印がなくても文書を受け付け、法令に根拠のな</b>	a×b cOd× 押印については、随時的措置として、押印がされていない場合であっても、受け付けることができるよう 可扱うと、影響が本部に対し、契請する衝地を発出した。
経団通	E 8	地方税ポータルシステム (eLTAX)における住民税異動 届出書の電子提出促進	・商業型記に係る中国書の条付銀管(学しの条件による対応) ・ 毛生地を対していまった。 ・ モモによる美術機関の銀行(在で日本業権行えるがあが不明確) ・ 毛地地地収引における国産事業協知期や発力物場が対象が表現を ・ 毛地地地収引における国産事業協知期や契約物場が対象が表現を を協かからの受け構造の電子で、住民投資定差別は、特別機関の観で測していたださたい。 ・ 株職なの特別の環境が出発が表するよう。。はTAX 上の仕組みを整備していたださたい。 ・ 体験域の機能が発酵が表するよう。。はTAX 上の仕組みを整備していたださたい。 ・ 体験域の機能が発酵が表するよう。。はTAX 上の仕組みを整備していたださたい。 ・ 体験域の機能を登録して近期しなければならないが、一般的に転域をたついて転職が必 が、転域元の開発を登録して近期しなければならないが、一般的に転域をたついて転職が必 ・ 特別域の機能を登録して近期しなければならないが、一般的に転域をたついて転職が必 を構ない。具体的には、転域元の単級問題を把握していることは何である。機能元の発表できては ・ 特別域の機能を対しては、を対しますることができ、重要でも多様をは即が利に達 ・ 特別域の機能がありませますることができ、重要でも多様と、力を図すれています。 ・ 特別域の機能のよれいて転換するとなどのでき、重要でを受ける人と物が規度が可能である。 ・ 特別域の機能がありませますることが必要事業を記入した物が見度が可能である ・ 特別域の機能があります。とないでは、またが必要事業を記入した物が見度が可能である。 ・ 特別域の機能があります。とないでは、表現を記述が必要、転載を整定地が傾向にある という機能とがしたまを提出されているます。 ・ というが機能が必要がある。 ・ は、含まれていることが、といることを関係を建した。 の では、 ・ は、一定では、一定では、 ・ は、一定では、 ・ は、 ・ は は 、 ・ は は は は は は は は は は は は は は は は は は は	地方稅法施行規則 第10条	超務省	9	書面・押印	国土交通省総務省	原付書類の省略や事後送付等の書類の検索化 ・始当所者の理論については、報路側の通りででにはTAX上での電子的申請が可能である。緊急的対応と ・始当所者の理論については、報路側の通りであって、はTAX上での電子的申請を希望される場合は、普達退職扱い として所定の手続きを行っていただきたいと考えている。	オンタイン手機の周知を図り、利用を拒透する。		
経団道	13	消防法上の各種届出事項の電子 化	消防法上の各種届出事項はすべて電子申請が不可となっている。	消防法策3条の2、第8条の2、第17条の 3の2、第33条の18、第51条の8、第 51条の9、第51条の11の2等	総務省	10	書面・押印		可能な限りeメール等により対応するよう、他消防本部に要請する。	(2) f gOba FROの対応していて、各消防本部に要請する通知を発出した。 ・ 消防法令に基づき、各消防本部に要請する通知を発出した。 ・ 消防法令に基づき、各消防本部等に対し提出することとされている中議書等については、可能な限り電 デメール、電子中議等により受け付けること。 ・ 将印については、調整対議重として、押印がされていない場合であっても、受け付けることができるよう切り扱うこと。 ・ 永元が倉物の成体を延期等	趣味的措置として、当面の間は、法令に根拠があるものについては押印がなくても又重を受け付け、法令に根拠のな いものについては押印を規止する又は求めないこととするよう、各消的本部に要請する。	sOb cOdx 押印については、随時的措置として、押印がされていない場合であっても、受け付けることができるよう 取扱分品、告用的未卸に対し、受調する活知を発出した。
経団通	E 20	消防編出書類への代表者印の押 印撤廃もしくは電子申請の実現	湖防海への周出電器(防火管理者の運任風出電や消防計画作成風出震等、他にも斧種あります)には代表部の中社団の押印と原本の提出が最終付けられている。現状はオンラインでの申請等は不可。	消防法 地方自治体の火災予防条例	総務省	11	書面・押印		可能な限りeメール等により対応するよう、色消防本部に要請する。	(2) 「今かま 下記の対応といいて、他国的本部に関連する場合を希地した。 ・ 相談は今に基づき、他国的本部に対しませることとされている中語書等については、可能な原り電 ティール、電子書館ではして受け付けること。 - 押切については、国際的調査として、押切がされていない場合であっても、受け付けることができるよう様の場合しこと。 ・ 予切については、国際的調査として、押切がされていない場合であっても、受け付けることができるよう様の場合	趣時的措置として、当面の間は、法令に根拠があるものについては押印がなくても文章を受け付け、法令に根拠のな いものについては押印を廃止する又は求めないこととするよう、告消的本部に要請する。	sOb cOdx 押印については、随時的接置として、押印がされていない場合であっても、受け付けることができるよう 収扱う気、告用的本部に対し、受講する者知を発出した。
経団洲		企業関取引(官公庁、地方自治 体を含む)における押印・書類 授受業務のデジタル化		管公庁や地方自治体における人札規程等	超精省	12	書面・押印		【級階省における押印・書類指受棄指のデジタル化について】  お政智子振速ンステム(GEPS)の利用により、電子実的が可能です。総務省としては、原則、電子での契約 対応としており、引き機能利用促進に努めて参ります。  【地方自治体における評印・書類接受棄務のデジタル化とついて】 ・ 人札申譲について ・ 地方自治性のいて ・ 地方自治性のいて ・ 地方自治性の対する人札中鎮に同しては、地方自治法上・書画中語を横階付けている規定はない。各地方 公共開体の起発側で整理することでオンラインによる対応は可能 ・ 受約について ・ 地方自治性の形で発見していませ、地方自治性第234条第5所において、書画の場合のほか、契約内容を 記録した電磁的記録を作成することも可能であり、オンラインにより対応可能。	【総務省における押印・書類技受機務のデジタル化について】  a 引き機を開加のAL手板の機会を捉えて、設定電子構造システム(GEPS)による電子人札の用地を 行って参ります。  b × c × d (f 、 g × 、 h × )押印が振機な正指な増出及び提出書類が正規な契約相手方からの発行であることの確認をもって押印の名略・原本の後日提出を認めます。  【地方自治体における押印・書類技受機能のデジタル化について】  - 人札早雄について  - 規則について  - 規則について  - 規則について  - 規則について  (1) 6、 (2 ) i  本方公共開係といて関係書類への押印を要しないようにすること、オンラインの方法によること等を地方が共開体に要調している。なお、総務者は範囲主体ではないため上記の反分としている。	設局者予選達システム(GEPS)の制用により、電子実的が可能です。総務省としては、原則、電子での契約対応として おり、引き焼き利用促進に努めて参ります。 【地方自治体における呼印・蓄理院受棄務のデジクル化について】 ・人札中間について か方公共団体に対する人札中間に関しては、地方自治法上、押印を義務付けている規定はないが、申請者権調の能吸いを告地方公共団体の耐熱期間で整理する必要がある。 ・契約について 対応回転 (地方公共団体が行う契約については、地方自治法第204条第5所において、電面により契約を行う場合は、 必定評明をしなければ、指数契約は確定しないとしているところであり、電面の場合に関しては押印を組御することはで	押却の開発は正常は理論及が正規な契約相手方からの発行であることの権能をもって押切の省 地・那本の発見現出を譲めます。 「地方自治体における押印・書類程受職務のデジタル化について】 - 人名申滅について - 実際について - 地方公共団体の人札・契約手続について関係書類への押印を要しないようにすること、オンラインの方法 によること等を地方公共団体と更議している。なお、規格省は同期生体ではないより故事区分なしとして
経団道	43	住民秘遷知書に係る手続きの完 全電子化、自治体毎の書類様式 の統一化	《住民秘通知書の完全電子化》 場方販売ークルシステム(eLTAX)が以前より導入されているにもかかわらず、全市区町村の 完全導入に圧逐っていない状況、放に低面による対応が扱っている。 名器種式の無一と 「放野採用書」作名報記明書」所得延明書」等の各種様式に関して、自治体等に様式が異なるため、現状手書き、押印の対応が必要。	<住民税通知書の完全電子化> eLTAX利用原制化等の法令がないため、各 自治体のご意向と推察。	総務省 厚生労働省 内閣府	13	書面・押印	総務省、厚生労働省、内閣府 内閣府と厚生労働省は内閣府でまとめて 回答	【規則者】 対応回難 ・ 「始別規収税経過却(特別表収資料者用)」については、平成28年度課税分より電子の送付が開始され、 市付明な収益的を最近に関いているところ(今後元年時点で833間様(51%)が対応)であるが、市町村のシステム的な対応が必要であり、現時点で対応していない地方間体が今年度分の通知を電子的に送付することは 超載。 【内間形】 保育所の人所申請等に関しては、マイナポータルと、対応している市町村においてはオンライン申請が可能となっている。	ナ打しるとフラノめらりでおりまったり、原味とったでしていらいは大学は人を楽りる話れた事でから	【内閣府】 法令上は、保育の必要性の認定を受けようとする理由を証明する書類を提出することとされており、押印は 求あていない。	

団体名	No.	要望事項(タイトル)	級人・法人に対して <u>指揮での対応</u> (持事による要他、対策による交性、講習会)を求める手機関係 : オンライン機能をピデタル共都を指摘する方法によって対応する。 : ネットでの国際の理性などで対応する。 : 電話や野話によって対応する。 : 老の他 (電影にごと)へ(ださし) : 対応阻解(その理由及び代替手段をご記人くださし。)	用推 <b>计</b> 电心器管	その他	用格計像 その他
経団連	37 B	民間企業における役員報酬(給与) 調査の電子化				
経団連	147-2 II	税金等の支払処理における納付 書不要化とオンライン化の推進				
	-	不動産売費・建築額負契約に係		axbxc 下足の対応について、各消防本部に要譲する連邦を発出した。		
経団連	6-3	る手続きの電子化	可能な限り郵送で対応するよう、各消筋本部に要請する。	- 角防法令に基づき、各消防本部等に対し提出することとされている中議書等については、可能な限り電子メール、電子申请等により受け付けること。 - 押印については、随時的措置として、押印がされていない場合であっても、受け付けることができるよう取り扱うこと。		
経団連	56 Ji	前防用設備に関する書類の押印 撤廃				
経団連	75-2 a	各種検査報告書等の提出の電子 と				
				ах БОСх		
経団連	76-1 ji	資格更新の e - ラーニング対応	さらに、オンラインでの講習の提供などデジタル技術を活用する方法について検討する。	新型コロナウイルス感染症対策により調査を受けられなかった場合においても、海防法上の進反処理を行わない旨を通知済み。 さらに、オンラインでの講習の提供などデジタル技術を活用する方法について検討する。		
経団連	90-2	事業者に求められる書面手続き の電子化・関素化	-		【 官公庁からの文付書類の電子化について】 ・今年度当別試証分の特別間収配額差位(新税業務者用)については、既に発送作業に着手していること。また最子化には安久側となる特別間収置服務金の体制整備も必要であることから、今年度がにいて金種配をおけた事を変することは国際である。なお、今間のコロイ部を定対策の経過から、計算機能をおいて、提供が加速に必要であると対策される場合とシが終される形式をある。	書面配布の時期については、弾力的に対応できる旨を周知した。
経団連	8 (	地方税ポータルシステム (eLTAX)における住民税異勤 届出書の電子提出促進				
経団連	13 H	削防法上の各種編出事項の電子 化				
ATTEN	31	肖防属出書類への代表者印の押				
経団連		印撤廃もしくは電子申請の実現				
	1	企業剛取引(官公庁、地方自治				
経団連	23 (2	企業の叫い、日本ので、 他の日本 本を含む)における押印・書類 現受業務のデジタル化				
経団連	43 4	住民税通知書に係る手続きの完 全電子化、自治体毎の書類様式				
		の統一化				

											1.緊急的な対応の可否
団体名	No.	要望事項(タイトル)	規制・制度の極要	根拠法令・通道・参照文書	担当省庁	省別No. 分類	яч	各種行政手続等の重重金種の物業、保助手続の電子化関係 : オンライン化を行う。 :メール(POPSで活動)による提出を認める。 :活所情報の名称や事態は対策の最初の販査化 :その他 (関本にご記入ください。) :対応期は、その場合及び代替子製をご記入ください。)	用検討鉄の部署	各種行谷手紙等の <b>港位軍部</b> の形象所係 : 治かに限があるものについては、押印がなくても文庫を受け付けることとする。 : 治かに開始のはものについては、押印を指止する又は求めないこととする。 : その他 (種類にご記入ください。) : 対応服務(その理点及び代替手段をご記入ください。)	1、東西が仏が心から日
経団連		民裏転出届の取消申請手続き 電子化等	住民職転出国の取消申請について、現行ルールでは多くの市区町村が対面での手続きとしているが、新述等での対応を認めていただきたい、 薬労をして、4月1日付で海外を任する予定とった新任駐在賃が、赴任を前提に既に住民職転出 無管理している。たかし、その後の部位コロナウイルスの世界的な重要区より、海外を任が ままならず国内特徴しているため、住民職を一旦日本国内に戻したいという声が低任社住員か を参がっているが、現状では温減する市の房等・公間の人間での受け続きが夢生になることか 69がっているが、日本、新型コロナウイルスの特別定額給付金は、「給付別者者は、基準日 (令和2年4月27日)において、任民基本的低に記録されている者。、始付対象者は、基準日 (令和2年4月27日)において、住民基本的低に記録されている者。、始付対象者から除 かされてしまう、本施版の目的に指か、4月27日以降に性民職転出面の収消しそ行う者につい では、基準日において住民基本台域に記録されている者という。		総務省	14. 対面					
経団連	59 無幺	線基地局の利用申請の簡素化	4.9GHzの無線申請において、基地局の場所を移動させる際などには社印を押した届け出が必要 になる。	電波法 第十七条等	総務省	15 書面・押印		オンライン化を行う。 オンラインで対応済	(1)a .bx.cx.d (f gxh-)		c
経団連		の週間事業法に関する合種語 の週間物施	各種届出に押印が必要。 例えば、電気通信端末機器審査協会へ行うJATE申請、テレコムエンジニアリングセンターにお	電気通信事業法	総務省	16 書面・押日			(2)1-h		c
	ш		こなうTELEC部証など。 事業者として求められる各種手続きについて、テレワークを行いやすくするために、手続きの								
経団連	90-5 事务	署者に求められる書面手続き 電子化・闘素化	職務化第の対応を検討しただをたい。 (例えば、以下のような手続きについて、検討しただきたい) ・ の後・主要株の予算者における提出期限延長または提出方法の変更(根拠法令:金給商品取引法事163条) ・ 整公庁への届出(何:海防法に定められる防火・防災無理者変更展) ・ 機能性にある。 「機能性性性性性性性性性性性性性性性性性性性性性性性性性性性性性性性性性性性性		総務省	17 その他	金融庁 消防庁 法務省 金融庁 国士交通省総務省	【湯粉店に定められる粉水・粉末管理者変更展について1 可能な限り6メール等により対応するよう、他用粉本部に要請する。	(90-2と重要) 【規格名】(2.21 gOha 『記め対応について、各別的本部に要請する通知を発出した。 ・ 湯助法やに基づき、各別的本部に受請する通知を発出した。 ・ 湯助法やに基づき、各別的本部等に対し提出することとされている中議書等については、可能な限り電 ディール、電子中級等により受け付けること。 ・ 呼称については、調神的装置として、押物がされていない場合であっても、受け付けることができるよう取り扱うこと。 ・ 売がけ食物の点検の延期等	【消防法に定められる防火・防災管理者変更属について】 自動物効理をして、当面の間は、法令に根拠があるものについては呼印がなくても文庫を受け付け、法令に根拠のな いものについては押印を廃止する又は求めないこととするよう、 告消防水部に要請する。	(99.2と重義) 【最報報】axb cOdx 押印については、臨時的確置として、押印がされていない場合であっても、受け付けることができるよう 可扱う話、者用的本部に対し、受講する通知を提出した。
経団連	91-5 デレ 等a		テリアークの支援となる手続きに関い、特に書画に押切が必要となるものについて、押切の機 止、電子化などの機悪化を進めていただきたい。また、法令等で既に無悪化に係る措置がなさ れているものについた。その利用をきさいに定まするための形のを検討いただきたい。 (例えば、以下のような手続きについて、対応を検討いただきたい) ・ 民間のの情報が略、申込蓋への押切の規止、電子化 ・ 展別の様、日銀、取引所等への報告・輸出に係る書画への押切の機止、電子化 ・ 本人構図に係る手機をの機能が、CB型収益等転向に注なとい定かられている本人構図に関 し、ビディ連絡用機の効用や郵送による本人製図の水準規定の相様化等)。 本学者をの機能 本学者を必能と		総務省	18 書張・押印	全路庁 經濟定期官 需求原庁 法務者 総務者				
経団連	97 住目	民税異動属のデータ化	住民税にかかる次の書類の提出をデータでの届出可能としていただきたい ・給与支払者の変更に伴う異動届の提出		総務省	19 書面·押印		オンライン化を行う。 ・「給与所得者異動届出書」及び「普通徴収から特別徴収への切替申請」については、既にeLTAX上での電子	(1)a b-dx オンライン手続の南知を図り、利用を伝透する。	-	
			<ul> <li>普通徴収から特別徴収への切り替え時の納付書の提出</li> <li>住民税の税額変更通知の交付が書面による郵送となっているが、データでの交付としていただ。</li> </ul>					的中間が可能である。 対応国務	(1)0 h-du		
経団連	98 任	氏代の代酬支更週知のテータ	きたい。 ただし、現在のeL-TAXの使い勝手が悪いので、この機能も改善していただきたい。		総務省	20 書面・押印		<ul> <li>「特別商収款額差担(特別商収額者長用)。の交付については、平点20年度課款分より電子的送付が開始され、変更適知についても送付可能な団体が書業に増加しているところであるが、布町村のシステム的な対応が必要であり、現時点で対応していない地方団体が今年度分の透知を電子的に送付することは国際。</li> </ul>	市町村のシステム的な対応が必要であり、現時点で対応していない地方団体が今年度分の通知を電子的に 送付することは困難。	-	
経団連	109 使用	治体人札申請における実印・ 用印利用ルールの順便化 電子署名導入など)	- 中国にあたっての実印押印が義務化されている - 人札、契約にあたっての使用印の専前中直が必要	各自治体への入札申請における記載要様、他	総務省	22 書面・押印	地方自治法	・人札を通じつけて 地方公共団体に対する人札や頭に関しては、地方自治法上、曹面や調を養務付けている規定はない。各地方 公共団体の経費規則で登載することでオンラインによる対応は可能。 ・契約について 地方公共団体が行う契約については、地方自治法第234条第5項において、曹面の場合のほか、契約内容を 記録した電理的に接き作成することも可能であり、オンラインにより対応可能。	- 人札中雄について - 発育について - 発育について (1)a、(2)i  地方が共間体の人格・契約手機について関係推算への押印を要しないようにすること、オンタインの方法 によること等を地方公共団体に要譲している。なお、総務者は可能主体ではないため上記の区分としてい も。		・契約について - 生 方公共団体の人札・契約手続について関係書籍への押印を要しないようにすること、オンラインの方法 によること等を地方公共団体に受滅している。なお、総務省は収組主体ではないため該当区分なしとして
経団連	114 住日	民票異動のオンライン化	転人、転出等、住民家の異動に伴い市区町村窓口への出頭を要する手続きをオンラインで行う ことを可能とし、役所への出頭の削減、窓口溶射緩和、行政等削コストの大幅な削減と公務員 開発のテレワーク化を実現する。	住民基本台等法、マイナンバー法	総務省	23 対面					
経団連			住民業実動や、電子証明書の関照切れに伴いマイナンバーカードの電子証明書の書換えが必要 となるが、これを最寄りのコンビニなどで行えるようにし、投所への出頭を不要化する。	住民基本台帳法、マイナンパー法	総務省	24 対面					
経団連	116 住民	比奈の利用台州電丁証明音に 2.伊林	住民票の提出を求めるあらゆる手続きを、マイナンバーカード内の電子証明書で代替すること を基本原明として定め、例外には応分の負担を求めることにより、証明書取得、提出のための 出版、新述などを大幅に削減する。	住民基本台帳法	IT室	25 書面·押印		【打座】 デクタル子総点及び同点指行やにおいて、国民等中談者の制度性向上のために、住民裏の写しを求めている 法令に基づく手続については、マイナンバーカードの電子署名等行政機関側の情報連携を達じて必要な情報を 人手・参照できる場合には、住民裏の写しの省略を可能とする旨族に展定しているところ。なお、同数やにおいては、マイナンバーカードを表記した手に関与す、任業ネットの活用などの必ず利を受るでいると			
経団連	120 特別電子	別定額給付金の申請手続きの 子化	特別定額給付金について、ほとんどの国民が制送申請であり 自治体に国いた紙の申請の必理に当むことが対けし作業 を実施している。 ほとんどの国民のオンライン申請を可能とすることで、 自治体でデジタンの処理を実現し、5 Eが自治体に訪問しなくて もいは環境を学急に整備してほしい		総務省	27 対面		特別定職給付金については、極条性拡大を防ぐことに配慮しつつ、給付金を迅速にお届けするため、中議書 の受付に当たっては、新式のほか、オンライン中間など、窓口中間以外の方法を基本としており、熱付につい ても口屋用り込みを基本としている。 具体的には、マインバーカードを所持する世帯主は、オンライン申請でマイナポータルから申請をしていた だくことが可能であり、このことは、19やりパンフレット等においても広報、用知をしているところ。	申請書の受付に当たっては、郵送のほか、オンライン申請を基本としており、 給付についても、原則口座振り込みとするなど、対面での手続きを極力避けるよう配慮しているもの。		
経団連	125-1 EDW	出自粛期間中の法定書類の押 省略 レーン運転士免許申請時の本 確認の電子化	以下について、押印機報券もいは自盟期間総介後の事後押印度出を認めていただきたい。 住在税基拠 用用開意助成金計画図出・支給申請 列大開始報告・給付額期 但解別技会開始定、但接採房用生生金保険 適用证明書 交付申請署 開業者服用的任か申請。 同報者報用開金を及び在宅保険海客特別預金支給申請書、 開業者服用的セ中書書、同報者報用開金及び在宅保険海客特別預金支給申請書、 機構出提供 リレーン運転土免許申請時の本人機能について(本人による窓口への電類特勢が必要)	・上記 ~ いずれも法定様式(電子申請 可能な手続がある可能性もありますが、 紙 ベースでの手続きについての要型となりま す) ・ は「陽著者の産用の促進等に関する法 達」の定めによるもの	総務省	28 書面・押印	郑務省、厚生労働省	オンライン化を行う。 - 「船与所得を異動縦出書」については、既にeLTAX上での電子的中議が可能である。	(1)a b-dx	近ペースの「始与所得者異難回出書」については、省令様式上押印機は設けられていないが、市区町村において独自 に概を追加している例もある。その場合において、押印については、状況によっては当職を認める適用を行っている他が 即体を存在することから、必要に必じて提出先の他力部体に影相談いただきたい。	。 自地力団体あて、押印省略を図める等の差較な対応を依頼した。
経団連	135-3 所得	得税・住民税関連手続きの電 化	以下、蓄射は直接空口に提出することが求められているが、PDF送付を認めることを希望する。 - 池定洞書 - 所得我の助付書 - 所得我の助付書 - 作男報の・確定中島市連書第 (住宅招除職人全等時別股除中告書・給与天引きしている保険料控除中告書) ・ 独与所得常長野風出書(住民税職)		総務省	29 書面・押印	国税庁 財務省 総務省	オンライン化を行う。 ・住民税の「始与所得在更動脈出書」については、既にdLTAX上での電子的申請が可能であるほか、多くの地 方面体においては都近での提出等も認めているものと認識している。	( 1 )a b-d× オンライン手機の周知を図り、利用を包含する。	-	
経団連	131-3 電子	子印章制度等の活用推進	電子印章や電子契約は、電子裏名法や電子帳房保存法により法整備がなされているが、その利 用が可能な範囲に比べ、未だ実際に利用は限定的。行政や企業の一団の活用に向けた取り組み が期待される。	電子署名法、電子帳簿保存法	総務省	30 書面・押印	法務省、経済産業省、総務省 財務省(電子帳簿保存法)				

			□   フェートリーマ制度である場合 / ためトートを担け、利用トトラウム・構造のトナウムを正式開送	Zidalid n.Q.W		
団体名	No.	要望事項(タイトル)	個人・法人に対して <b>地面でのが</b> 底(井野による現代、 排版による文代、 講版会)を求める手橋関係 : オッサイン後継点とデジカル技術を指摘する方法によって対応する。 : ネットでの講像の現代などで対応する。 : 電送予期送によって対応する。 : その他 (機能にご応入くだされ.) : 対応周載(その理由文が代献手段をご応入くだされ.)	<b>用线对像</b> の磁器	₹ølt	再推打使 その他
経団連		の電子化等	新版による手続を認める  く補足  新版版に入りては、市区町村の窓口に出向いて行うことが基本とされているが、今前の新型コロナウイルス居永症の居染拡大の諸菌等等に進み、  「新型コロナウイルス居永症の居然と大の影響及び居染拡大の防止に伴う住民基本台橋専門等の確認いについて」、(今和元年3月6日村が無行主席31  号、以下「今和2年3月6日村が活地」という。) により、 当本の意と地であるとは、 御史又は忠重任(以下「新研号、という。) を利用する方法に  以行行けることとしてをしまえないこととしている。  新版版の限別との中出についても、市区町村の郊口に出向いて行うことが居断であるが、今和2年3月6日村が活地の原料に申じ、当盃の配金措置  として、国外系出社を取りやめた場合には、転送局の限別との中出を郵便等により受け付けることとして着し支えないこととする。  この場合においては、本人報道書場のでした同時させるとともに、 出版出述を取り消したときは、途やかた中出を行った常に係る住民業の住所別で  にその旨を活動することとする。  表表、国外を出せる取りやめたが、従来の住所に引き続き居住せず、新たに生活の本典を定めることとした者は、別途、転出人属又は転居属を行う必要がある。	UIL回波直にUI、砂心によび丁がであかり。 「新期 コーカイル」、対路の中の経際など中の影響などは認めが十のないと呼吸みか中間するが認事政の関係は1−6年 2 世話になどでは、人名明7年 2 日本		
経団連	59	無線基地局の利用申請の簡素化				
経団連		電気通信事業法に関する各種届 出の押印撤廃			電子署名を付した電子ファイルをメールで提出いただくことで代替可能と考えられますので、手 鉄担当課室にご確認いただきますようお願いします。	
経団連	90.5	国の押印施院 事業者に求められる書面手続き の電子化・頻素化	-		版金回域金上、中級は、にたでます。ようの前、います。  【 窓公庁からの欠付書類の電子化について】  ・今年度明明証据分の特別度収益基金は「納税直発者所)については、底に発送作業に着手して いること、また菓子化には実入場となる特別度収益発音像の体制整準も必要であることから、今 年受別といいにも関係を力法を変すことは回路である。ため、今回のコローが発送対策の総 点から、各件機能開発において、原料拡大的止気に必要であると手解される場合にあっては、書 販売をの時期(法律上は5月31日までに配布)について弾力的に対心いただきたいと考えてい 6.	
経団連	91-5	テレワークの支限となる手続き 等の押印撤廃・電子化				
経団連	97	住民税異動属のデータ化	-			
経団連		住民税の税額変更通知のデータ 化	-			
経団連		自治体入札申請における実印・ 使用印利用ルールの順便化 (電子署名導入など)				
経団連		住民票異勤のオンライン化	【田田田   対応原分 マイナンバーカードの交付を受けている者による新出版は、オンタインで行うことが可能である。 【日本日本・日本屋本・世帯変更無二 対応函数 《理由》 日本日本・日本屋本・世帯変更無二 コンドは、これが栄養されることで、高出売が利力の日共産に記載され、又は市町内の日共産の定義が何正され、当該日共産の情報を 程理として選集人名誉の作成、保険総対、課務等の様々な行為事務が行われることとなるものであることから、高出売の実在は、本人位を無格に対策で確認すること か不可文である。 また、マイナンバーカードルジにおした日本日本等学が開始し、この後の無格が重要を終て課金される日本等を基礎としており、それを提明の基金(トストアン カー)とすることで、他の他のなでがあれつプライン化を可能とする基金とつているとことでかり、このと認由からも、私名・私居国本・日本受更無二のパでは、 日によって作用で発表することが必要不可文である。 (代格学科) 日人本・日本日本・日本日本・日本日本・日本日本・日本日本・日本日本・日本日本・	【私出版】対応済み 【私人版・私版版・世帯変更集] d 〈理由〉同在		
経団連	115	書換えのオンライン化	電子採用器はオンラインでも完全・確実に本人機器を行える。機ので高い協定指数を持ったデジタル社会の基盤となるツールであるため、本人機能 及びセキュリティの軽点から、住所地市区町村の統合端末で電子採用書の書き換えを行う必要がある。 《代謝手段》 なし	d <理由>同在		
経団連	116	住民票の利用者用電子証明書に よる代替				
経団連	120	特別定額給付金の申請手続きの 電子化				
経団連	125-1	外出自粛期間中の法定書類の押 印省略 クレーン運転士免許申請時の本 人確認の電子化				
経団連	135-3	所得税・住民税間連手続きの電 子化	-			
経団連	131-3	電子印章制度等の活用推進				

												1.緊急的な対応の可否
団体名	No.	要望事項(タイトル)	規制・制度の程要	根拠法令・通達・参照文書	担当省庁	省別No.	分類	滑号	各種行政手続等の豊富金雄の意味、個別手続の電子化原係 : オンライン化を行う。 : ホンール(PDF等で原件)による提出を認める。 : 添付書類の省戦や事政法付等の意構の展素化 : その他 (展面にご応入べたさし、) : 郊区両層(で自由及び代替手段をご応入くださし、)	再始於金國區	各種行政手続等の <u>第四重数</u> の撤政階級 : 法令に限成があるものについては、押切がなくても文書を契け付けることとする。 : 法令に限級のからのについては、押切を廃止する又は求めないこととする。 : その他 (関軍にご記入ください、) : 対応函額(その理由及び代替手段をご記入ください。)	再触討後の扇笛
経団連	67-3	子署名の利用要件の緩和	・電子署名法第3条の要件を取引金額や契約期間の表現等の軽点でリスクの低い契約については 解和に協議事業が発行する起卵費を添けして私有職機を開かで場合化したものを公開車で解 移し子及びする形ではなく、メール等での登録無常と込ましたの数目供称へ参減するする。 する。若しくは要件を着たすサビスを公園(特定)してほしい。 通路の電子書名は電子評印の機関が深く(施井根) とれていることから代行処理ができ ないので、請当職末でしか対応できない要件を解析して訪しい。 電子者名に即し、電配記録の最下底のでの意、特定認証解析に関する認定の制度、その他 必要な事項を定めることにより、国際による電子署名の円度を利用を特保し、電子報取引をは じかとするネットワークを利用した社会経済活動の一層の推進を図ることができる。	電子署名法 第3条	総務省	31	書面・押印	法務省、經濟企業省、総務省				
経団連		帯音声通信事業における本人 認の非対面化	携帯電話不正利用防止法第2章に定める本人確認方法は対面で本人確認書類を確認する方式であり、接触が不可欠。郵送等で対応できるように変えて欲しい。(セコムの場合はみまもりホン が対象)。		総務省 警察庁	32	対面	総務省、警察庁				
経団連		:民税決定適知書(個人配布 引)の電子化	住民税税額決定通知書を自治体ごとに異なる書式で作成し、会社経由で社費へ配布する作業が 創設となっている。 ポータルヴィトを作成し、マイナンバーをキーに本人が確認する仕組みにする。また、本証明 書は質問の受担書階として使うことが多いようなので、その場合でも本人が印刷し押印不要 とするように変更をお願いしたい。		総務省	33	書面・押印		治付需別の領的・等単法付後の募集の総差化 今年度当初議済分析的別報収録施差如(終税責務者) については、既に発送作業に着手していること、ま た電子化には支入機となる特別限収録無差額の均等態準を必要であることから、今年最分についてき運配表方 法を表更することは顕常である、なお、今後のコロナ等級をが振の難点から、各特徴務務者において、需多拡 大地に等に必要であると対策をれる場合あっては、需要能不の時期(法律上は5月31日までに配う)につい で挙列的に対応いたどをよいと考えている。			
経団連	117 公	今は深のまいるくいが	マイナンパーカード、マイナボータルを使った公全決済を普及させ、特付、適付、給付にかかる事務をオンライン化し、国民、行政双方のテレワークを促進する。 国民の全部口屋のマイナボータルへの登録義務化を前提とする。	マイナンバー法	爾号室		その他					
経団連		治体ごとに異なる就労証明書 書式統一・提出の電子化	以下の書類について、書式が異なるとともに、書素提出が求められている。 ・保育圏、ことも圏、学童経典利用のための故労権認の延明書 ・初次教育無優化にかかわる現民雑誌の延明書	保育圏、こども圏、学童継続利用のための 幼児教育無債化にかかわる現況確認	内閣府	1	書面・押印	内閣府、厚生労働省	保養所の入所申請等に関しては、マイナポータル上、対応している市町村においてはオンライン申請が可能 となっている。	a b c d 保護所の規則等があるに関いては、マイナポータルと、対応している市町村においてはオンライン等値が可 能となっている。5月19日には、市区町村に対し、市区町村においてマイナポータルとでのオンライン等 連を機能的に指すること、住民に対してオンライン等機の利用を変す等の対応も検討することを専務達 能で発信した。		
経団連	99 就 デ	3労(在籍)証明書等の書式の データ化および押印の省略	地方的出体より信用圏、展写のために求められる紹介(在籍)延明・収入証明等について、指 定義式が延ての交付または公開りDFのダウンロード領票に記載、専業主(延明者)の押印を 行う必要があり、テレワークの助打になっている。 < 原型シ ・ 人力可能なデータファイルでの公開 ・ 事業主の押印の省略 として、人力した電子データを受け付けるようしていただきたい ・ 選びが自由的体によって乗なっており、紙ーしていただきたい。 要型 (1 つまり		内閣府厚生労働省	2	書面・押印	內國府·厚生労働省 內國府で回答 No.137-1.2社統合	保資所の入所申請等に関しては、マイナボータル上、対応している市町村においてはオンライン申請が可能 となっている。	a b c d 保育所の利用中込等に関しては、マイナポータルと、対応している市町村においてはオンライン中国が可 起となっている。5月19日には、市区町村に対し、市区町村においてマイナポータル上でのオンライン中 議を報酬的に活用すること、住民に対してオンライン中国の利用を促す等の対応も検討することを事務連 結下依頼した。	注令上は、信用の必要性の認定を受けようとする理由を延明する直縁を提出することとされており、押印は求めていない。	a 上 法々上は、保育の必要性の認定を受けようとする理由を証明する書類を、認定申請書の市付書類として提 出することとされており、押印は求めていない。さらに、5月19日には、市区町付れ対し、今銭の卸配コ ロナウイルス感染症に伴う状況を踏まえ、各市区町付の判断で押印を不要とすることが望ましい旨、事務 連絡を発出した。
経団連	137 就略	:労証明書への証明印押印の省 (	図 要型 ジ状現するまでの悪の状定的な措置として、金単における状分差時限の [印刷・抑 印 達付、無熱の発出が軽減されるよう。、延期のが可能された状分能用書。(未向による辞 のではなく)が対象る数差時間にして、自然体に対して開助機能しただきたい。 図 なお、現状では、証明の年の刷した状況を用書でも受け付ける自然がある一方。申込者 (社員)からの開合せに対して「(証明の年の刷したものではなく)押印した「原本』の提出 が必要。定期何する自然体もあり、自然体により判断が分かれている。	証明書の大都市向け標準的株式について (通知)(令和元年8月14日府子本第 357号/子保券0814第1号)別添2(記入 要領)「押印」	内閣府 厚生労働省	3	書面・押印	内能府・厚生労働省 内閣府で回答	保護所の人所申請等に関しては、マイナポータル上、対応している市町村においてはオンライン申請が可能 となっている。	a b c d 保養性の表現のでは、マイナポータルと、対応している市町村においてはオンライン中間が可能となっている。5月9日には、市区町村に対し、市区町村においてマイナポータルとでのオンライン中間を機能がに通ぎること、住民に対してオンライン中間の利用を促す等の対応も機計することを事務連結で機能した。	注令上は、信員の必要性の固定を受けようとする理由を延明する書類を提出することとされており、押印は求めていない。	a 法令上は、保育の必要性の協定を受けようとする理由を証明する書類を、認定申請書の亦付書類として提 出することとされており、評句は求めていない。さらに、5月19日には、市区町付に対し、今般の断定コ ロナウイルス是数定に作う状況を踏まえ、告市区町村の判断で評印を不要とすることが望ましい協、事務 連絡を発出した。
経団連	150-2 就行			在職証明書は、法律では会社側に発行義務 はなく、任意で在職者、もしくは追職者に 発行している。	内閣府	4	書面・押印	內閣府、厚生労働省	保着所の入所申請等に関しては、マイナポータル上、対応している市町村においてはオンライン申請が可能 となっている。	a b c d 保養所の規則申込客に関しては、マイナポータルと、対応している市利村においてはオンライン申請が可 能となっている。5月19日には、市区町村に対し、市区町村においてマイナポータルとでのオンライン申 議を機械的に活用すること。住民に対してオンライン申請の利用を促す等の対応も検討することを事務議 該で命載した。	法令上は、保育の必要性の認定を受けようとする理由を証明する蓄積を提出することとされており、押印は求めていない。 い。	a 法令とは、保育の必要性の認定を受けようとする理由を証明する書類を、認定申請書の添付書類として提出することとされており、押印は求めていない。さらに、5月19日には、市区町村に対し、今歳の新型コロナウイルス感染壁に伴う状況を踏まえ、告市区町村の列新で押印を不要とすることが望ましい旨、事務・逮捕を発出した。
経団連			以下の手続きについて、書面・押印・直接編出が必要とされている。 ・動料証何間。 奴が(状文)証明意、故郷証明意、周加近明意、在報証明書、男児休願証明書 ・別児休頼・産彼休暇後押証明書、機職証明書		内閣府厚生労働省	5	書面・押印	内閣府・厚生労働省 内閣府で回答 No.18として統合	信用所の人所申請等に関しては、マイナポータル上、対応している市町村においてはオンライン申請が可能となっている。	a b c d 信頼市の規格を必要に関しては、マイナポータル上、対応している市町村においてはオンライン中値が可 能となっている。5月9日には、市区町村に対し、市区町村においてマイナポータル上でのオンライン中 連を機能的に通常すること、住民に対してオンライン中間の利用を変す等の対応も検討することを専務達 続で客様した。	法令上は、保育の必要性の協定を受けようとする理由を証明する <b>直</b> 類を変出することとされており、押印は求めていな い。	は なや上は、信用の必要性の認定を受けようとする理由を証明する書類を、認定申請書の添付書類として提 出することとされており、押句は表のでいない。さらに、5月19日には、市区町付に対し、今島の附近コ ロナウイルス島般堂に呼う状況を踏まえ、各市区町村の判断で押印を不要とすることが望ましい旅、事務 湯郎を発出した。
経団連		育園等に提出する就労証明書 の書式統一	保育圏利用のために各自治体へ提出する書類であるが、自治体ことにフォームが異なるため、 依頼時に転送付してもらっている(IPからダウンロードできる自治体もあるが、テレワーク 中とと日間できないケースが多い)。 全国共通フォームになれば、圏式の作成がスムーズに行える。		内閣府厚生労働省	6	書面・押印	内閣府·厚生労働省 内閣府で回答 No.69-1,2は統合	タ展所の入所申請等に関しては、マイナポータル上、対応している市町村においてはオンライン申請が可能となっている。	a b c d 銀所の規則を決しましては、マイナポータル上、対応している市町村においてはオンテイン中値が可 能となっている。5月19日には、市区町村に対し、市区町村においてマイナポータル上でのオンライン中 議を機能的に活用すること、住民に対してオンライン中間の利用を受す等の対応も検討することを専務達 続で客様した。		
経団連経団連		職証明書提出の電子化・押印 i廃	人国管理例に提出する書類に辞印が求められること  人国管理例への在軸証明書提出にあたり、書面・押印・直接届出が必要とされている。  事業者として求められる各種手続きについて、テレワークを行いやすぐするために、手続きの		法務省	3	押印 書面・押印		オンライン化済み。本年3月オンライン申請の対象手続,在留資格を拡大、4月対象者の拡大を原次実施。	a , b , c x , d x : オンライン中間の周知を図る。また利用中出について,一部都法での提出を認める。	在留資格認定証明書交付申請に係るオンライン申請については、データでの提出や郵送での提出を認めており、原則	書をPDFや郵送で提出することを認めている。
経団連		「棄者に求められる書面手続き 電子化・陶素化	・官公庁不の届出(例:消防法に定められる防火・防災管理者変更編) ・ 問題登記に係る申請書の原付書面(写しの原付による対応) ・ で表による金銭貨幣の場か(在を订金集を行えるかか不明確) ・ 宅地接地収引における重要事項総別器や単定時報的文件書の電子化 ・ 宅公庁からの文付書祭の電子化(例:住民税決定通知器、特別機収税額決定通知書は、各自 治依から事業者別に振文で譲る。それを事業者が注例と成布している)		法務省	7	その他	金融庁 消防庁 法務省 金融庁 国土交通省部務省	現在の制度においても、登記申述の原付書面は、当該書面に代わるべき情報を電磁的記録(PDFファイル等)により作成し、オンラインにより提出することができます(問業登記機制(昭和30年活動省令第22号)第102条第2項)。	【商業登記】 添付書館に相当する電磁的記録への電子署名については、本月15日から、特定の 事業者が利用者の指示を受けて電子署名を行うサービスに基づくものであることを 条件に、「商業登記の添付書面情報に利用する電子署名として許容することとしたほ が、電子署名の受件緩和については、法務省令を改正し、令和2年度中に実施する 予定です。		
経団連	91-4 デ 等		テレラーの支配となる手続きに関し、特に書面に押却が必要となるものについて、押印の後 比、電子化などの機能を含まっていたされた。また、注令では民意素化たら持護がなされているものについても、その利用をさらに促進するための別名を検討いただきたい。 (例えば、以下のような手続きについて、対応を検討いただきたい) に関心合権契約者、中途の一部内の急性、電子化 ・展界団体、日銀、取引所等への報告・脳出に係る書面への押印の廃止、電子化 ・本人構設に係る手続をの開業化(影響収益修転的に注などに変められている本人構設に関 し、ビデオ協能機能の適用や関連による本人間疑の水準規定の用途化等) ・電子書名の原産		法務省	8	書面・押印	全越炉 超光蒸馏省 雷野庁 活務省 超務省			商業登記電子延明書については、令和3年中にオンタイン中語が開始され、押印した中語書の提出は不要となる予定です。	電子延明器のオンライン申請の運用開始に当たっては、ホームページ等により周知を捌ります。
経団連	119 遺	言書の電子化	電子的に作成した遺言に、公正従畜遺言と同等の効果を与えるよう制度を整備し、遺言作成の容器化、低コスト化を図り、遺言の尊及を促進する。 これにより、相談事件の均制を図り協議、調停、家教への出版を大幅に削減する。	民法	法務省	9	書面・押印		対応周離 民語の序以下において、連直の方式については書面によることが求められており、注改正が必要となるため、緊急対応をすることは困難であり、代徴手向はない(法改正については2のとおり。)。		対応周暦 民法の9条以下において、適素の方式については、原則として押印することが求められており、法改正が必要となるため、緊急対応をすることは同難であり、代替予段はない(法改正については2のとおりです。)。	適高額の作成は行政手続ではなく、下記のとおり Xで回答することは困難です。 d そもそも適言書は、行政機関等に提出する必要はおりません。 e 同上
経団連	131-1 電	1子印章制度等の活用推進	電子印章や電子契約は、電子署名法や電子帳簿保存法により法整備がなされているが、その利 用が可能な範囲に比べ、未だ実際に利用は限定的。行政や企業の一団の活用に向けた取り組み が期待される。	電子署名法、電子帳簿保存法	法務省	10	書面・押印	法務省、経済産業省、総務省 財務省(電子帳簿保存法)				
経団連		能における運用の柔軟化	が原例される。 契約書を指揮者など社内排印を収得した上で、提出する書類について、排印不要、もしくは 電子書名などの電子化を希望する。 在資料相取記述書申載、在監測機の延長申請書類は直接窓口に提出する必要があるが、今 後PDF近付を認めることを希望する。		法務省	11	書面・押印		オンライン化済み。本年3月オンライン中語の対象手級、在展資格を拡大、4月対象者の拡大を展次実施。	$a$ , $b$ , $c \times$ , $d \times$ : オンライン申請の周知を図る。また利用申出について,一部新述での提出を認める。	在論資格認定証明書交付申請に係るオンライン申請については、データでの提出や都さての提出を認めており、原則 として、原本の提出まで求めてない。その他の申請においては、提出書類の事後送付を認めている。	a×,b×,c×,d :オンライン中語においては、中語書の押印を求めず、また、押印が押された文書をPDFや新述で提出することを認めている。
or table		能における運用の柔軟化	在留資格認定証明書申請、在留資格の延長申請書類は直接窓口に提出する必要があるが、今	MIハ州西社及U類は嵌上次第 / 余の /	/政務面	"	ami , 社印		マノ・ノ・ノルボロ。 ヤナンバッノ・バンド 神田の対象で成。 仕機具値を加入、4月対象者の加入を観次実施。	05.	として,原本の提出まで求めてない。その他の申請においては,提出書類の事後述付を認めている。	書をPDFや搬送で提出することを認めている。

			見人・法人に対して <b>対策での対</b> 叛(非参による提出、対面による文付、構習会)を求める手続関係 : オンライン会議などデジタル技術を活用する方法によって対応する。 : ネットでの機器の規模などで対応する。	再機計後の間答		
団体名	No.	要望事項 (タイトル)	- サント ない		その他	再検討後 その他
			:対応国難(その理由及び代替手段をご記入ください。)			
経団連	67-3	電子署名の利用要件の緩和				
経団連	63	携帯音声通信事業における本人 確認の非対面化	携帯電話不正利用防止法で定める本人確認方法は対面だけでなく、非対面による方法も既に認めている。	c		
		雑級リース国際で				
経団連	71	住民税決定通知書(個人配布				
		用)の電子化				
					マイナポータルの公金決済機能について、引き続き告制度所置官庁等に周知してまいります。	
経団連	117	公金決済のオンライン化			また、ご提案の国民の金融日産のマイナポータルへの登録機器化については、そもそもの目的・ 必要性、その対象範囲の検討や必要となる制度的措置を含めた広範な検討が必要と思料します。	
経団連	86-2	自治体ごとに異なる就労証明書 の書式統一・提出の電子化				
経団連	99	就労 (在籍)証明書等の書式の データ化および押印の省略				
		テータ化および押印の省略				
経団連	137	就労証明書への証明印押印の省				
		略				
经用油	150-2	就労・在籍・勤務証明書等の発				
HELMAE.	100 2	就労・在籍・勤務証明書等の発 行電子化・簡素化				
		市(区)役所・教育委員会・保				
経団連	18	育所(園)への各種届出の電子 化・押印撤廃				
経団連	69	保育園等に提出する就労証明書 の書式統一				
42 F2 18*	1.40	各種行政手続きの押印原則・書				
経団連	40	面申請の撤廃 在職証明書提出の電子化・押印				
		撤廃				
		事業者に求められる書面手続き				
経団連	90-3	事業者に求められる書面手続き の電子化・簡素化				
Agreeur-		テレワークの支障となる手続き				
経団連	91-4	テレワークの支障となる手続き 等の押印撤廃・電子化				
経団連	119	遺言書の電子化				
経団連	131-1	電子印章制度等の活用推進			電子署名をはじめとするトラストサービスの普及促進のため、そのユースケースや制度について の/ GDPの理解を用ることを目的とした思想が関係の活動をフは傾斜を体する	変更なし。
					広く国民の理解を得ることを目的とした周知広報等の活動を引き続き実施する。	
経団連	136	在留資格認定証明書等の提出書 類における運用の柔軟化				
<u></u>	1	1			1	

										1.緊急的な対応の可否
团体名 No.	要望事項(タイトル)	規制・制度の概要	根拠法令・通達・参照文書	担当省庁	省別No. 5	研 绷考	各種打容共報の <b>重要を</b> 動の意象、仮形手続の電子化原係 : オンライン化を行う。 : ホード(POP等で添付) による理出を認める。 : 添付機器のの機や甲板を対すの面接の模形化 : その他 (根果にご記入くださし、) : 対応函額(その確由及び代替手段をご記入くださし、)	再検討機の開節	格種行為手級等の理問題を創業が終 : 油やに関連があるものについては、押印がなくても文書を受け付けることとする。 : 油やに関連のないものについては、押印を設定する又は求めないこととする。 : その他 (関連にご及入ください。) : 対応回覧(その理由及び代替手段をご記入ください。)	再検討機の開節
超团連 148	決算業務(株主総会会む)に係 る添付の不要化、社印不要化	以下を何とする所付の削減、社切不要によりオンライン化を無速離います。 核主リスト 接生リスト 変更記定率前の際に、添付書面として「株主リスト」の添付が必要となったが(両隣登記規制 618を3項・3項 になかに切目は以降)、大力と自体の高減性を振復する最初の添付資料 はな、無額がして開発型との減失性を収さるもだだではな、逆に、知事を指摘のない状 多数の会社の事務機理を核に増かす無限であり、上部会社においては、上部の株主の氏名・化 ・デー料株のの係状を含まれている機能が発出を 月の一部の書きを表で表がしまい。 当該報告書の虚偽記載は超しく罰せられることから、真実性も十分確保されており、登記の際 に改めて株主リスト部付の必要性は実に消しせのと無料したします。 取締役場の記述 核式会社の無料後、代表類解像、監査後の変更登記地には印味証明書や本人確認証明書の添付 が必要である。即程は、経費は、経費を必要で		法務省	12 書面	押印	株主リストの真実性については、訴訟等において事後的に株主名簿と対比することなどにより確認が可能 と考えており、株主リストの所付は、認むの真実は発を確保及びは人格の思用助止につながらものと考えておりま うつで、風は下ることは関係する、後年の機能を決ける人権の受別を採りをトライル等)により作品し、オン ラインで提出することは対象です。なり、旅行の確定争応時に用いられる「何原会社等の判定に関する明報書」等 名規則して作ますることも可能です。 また、役員及受更記をオンラインにより申請する場合において、就任本協書を報金的記録により作成するとき は、被拒任者が実化が経済に電子著名を付与し、電子証明書を併せて送信することになるところ、この場合は 印度証明書及び本人確認証明書の条付は不要です。	引き続き、ホームページ等によるオンライン手続の帰知や商業型比電子近明書の普及・科優性自上等に努 め、オンライン申組の促進を限ります。また、紙の場合は即印でよいとしている原付書面を電理的記録で 実出する場合において、、当該原付書面に相当する電磁的記録への電子署名の要件を緩和することを検討しているところです。		
経団連 149	商業登記の変更手続きにおける 期限の延長	商業部において、登定等派を変更が生いたときは、2週間以内に変更の記念をしなければな ないことになっているが、思念中語の際に必要な添付書面 (取締役会議等辞号)への形名界 印に確常より時候を要するため部隊を遵守することが国籍となるケースが想定される。 また、電子者名による対応は、手続きが領域() であり、取締役会員の電子者名を得ること な任実別に国際かるため、現場のよりは50万様という。 私取録のマイナンバーカート(通知書ではなくにカードの様行が必要)に各地方向法体に おいて電子証明書を記録してもらい、そのカードをカードリーダーを使って読み込み、選挙録 PDFに電子者名をするという手続が必要	会社法	法務省	13 <del>č</del>	他				
展団連 67-1	電子番名の利用要件の緩和	・電子署名法第3条の選件を取引金額や其的期間の長期等の拠点でリスクの低い契約については 接取に認証事業が発行する延期者を添けして私有職機を選別で場合化したものを公開建て解 はレ子文化する形ではなく、メール等での金額機を加入型型との委員任所や・制定する等) する、若しくは変行を指化すっとスを公開(株装)してほしい。 ・現在の電子者はできず用の地構が変化(株本符)と行いいことから代け処理ができ ないので、該当株本でしか対応できない領行を確認して認いい。 第3者名に別し、施当株本でしか対応できない領行を確認して認いい。 必要な事所を定めることにより、国際による電子書名の円度な利用を確保し、電子周収引をは じめとするネットワークを利用した社会経済活動の一層の推進を図ることができる。	電子器名法 第3条	法務省	14 書面	押印 法责任、经济定算任、股限省				
超団連 146	供を目的とする薬作嫌法の緩和	オンライン教育の全面解禁(教材の著作権法による不正利用 / コピーに対する抑制が存在)、 及び、公共周書館の電子書籍の貸し出しサービスの普及の推進等に向け、著作権法の改正をご 検対頂きたく思います。	著作権法	文部科学省	1 <del>₹</del> 1	他				
経団連 1-3	各種行政手続きの押印原則・書 面申請の撤廃	国立大学への提出書籍で、代表印搾印が求められること		文部科学省	2 #	p			昨年改正されたデジタル手続法を請まえ、普嘎立大学法人において各種手続のオンライン化が推進されるよう促してま いります。	企業から国立大学法人に対して提出される書類への押印の要否については、国による定めはなく. 各大学の 規程に従って対応しているところです。 昨年改正されたデジタル手続法を請求え、 他国立大学において告 様手続のオンライン化が増進されるよう、 子等例の回案、 用送や予能を選びて促してきります。
経団連 61	要事項説明書類の電磁的交付の	特定商収引法の協関販売に該当する場合(例えば、ホームセキュリティをご自宅を訪問して営 業する等)、申込みの内容を記載した書面をお客様にその場で交付しなれければならず、電磁 的交付が一切認められていない。 例えば、試別販売機、後日実別行為をスマートフォンなどで電磁的方法でお客様の申し込みの 書名をいただき、名誉は「は電報的方法でや込み内容を提示することで、ペーパレス化及び契 約行為のための再説問が不要になる。	特定商取引法第4条・第5条	消費者庁	1 書面	押印	対応函数 対応函数 対応施光における書面の文付については、突然会を等をお問された消費者が取引条件を確認しないまま取引行 為をすること等によるトラブルが多いことから、消費者保護の難点からその場で書面を交付することにより取 引発性の関係でするために対けている重要な特度であり、かつ、訪問表の事例である条件は、販売業等等が 消費者の自定となる解析以外の場所に関われていることが、その物で書面を欠けすることは可能であって、 コロナ感染性対応としての複制・制度の発直しとしてはなじまないものである。	引行為をすること等によるトラブルが多いことから、消費者保護の観点からその場で書面を交付すること により取引条件を明確にするために設けている重要な制度であり、かつ、訪問販売の事例である本件は、		

		個人・法人に対して <u>対面での対応</u> (持参による提出、対面による交付、講習会)を求める手続関係	再検討後の回答		
		: オンライン会議などデジタル技術を活用する方法によって対応する。			
団体名 No.	要望事項 (タイトル)	: ネットでの講習の提供などで対応する。			再検討後
		:電話や郵送によって対応する。		その他	その他
		:その他 (簡潔にご記入ください。)			COID
		: 対応固難(その理由及び代替手段をご記入ください。)			
	決算業務(株主総会含む)に係				
経団連 148	る源付の不要化、社印不要化				
	9.0-13-0-1 X 10: 12-0-1 X 10				
i l				今般の新型コロナウイルス感染症に伴う事象について、新型インフルエンザ等対策特別措置法	
				(平成24年法律第31号)第57条の規定が適用され、同条により読み替えて準用する特定非常災	
1	商業登記の変更手続きにおける			(十成24年/法律第31号)第57祭の現在が週刊され、同様により飲み替えて単州する特定非常火 書の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成8年法律第85号。以下	
経団連 149	期限の延長			書の報告もの権利利益の体主等を図るための行動領量に関する法律(予成6年法律系65号。以下 「特措法」といいます。)第2条に基づき、特定非常災害として政令で指定された場合には、特	
	HUNG JACOR			・ 村頂法」といいます。 ) 第2年に参うさ、村本平米火きとして以るで指定された場合には、村 描法第4条により、会社の変更登記等の申請をすべき期間が定められているものについて、その	
				損法第4条により、会社の変更宣記等の申請をすべき期間が走められているものについて、その 義務の不履行につき通料の制裁に問われることが猶予されることとなると考えております。	
				数的が19度1.1にフロ地代が初に向けれることが増了されることとなるで考え(おります。	
				電子署名法第3条は、同法2条1項が定める電子署名のうち、書面における署名・押印と同等の	
1 1				裁判手続上の一定の効果 (事実上の推定)を認めるにふさわしいものとして、「これを行うた	
				めに必要な符号及び物件を適正に管理することにより、本人だけが行うことができることとなる	
				ものに限る。」という技術的な要件を要求している(これは、諸外国にいわゆる「アドバンス	
				ト電子署名」と同様のものである)。 電磁的記録がある人により作成されたものとして裁判上	
				証拠として申し出られた場合において、その電磁的記録が同法第3条の規定する要件を満たすと	
				並完として中の出われた場合において、ての電磁の記録が円点が3.5kの成足する安計を向たすときには、他に疑わしい事情が見当たらない限りは基本的に、その電磁的記録を、その人が作成	
				した電磁的記録であると事実上推定して、証拠としての形式的な資格を与える(推定効が働く) とされている(念のため付言するに、この形式的な資格(成立の真正)というのは、その証拠が	
				ある事実の証明のためにどれだけの価値を発揮するかを裁判所が検討する前の段階として、その	
経団連 67-1	電子署名の利用要件の緩和			証拠をそもそもひとつの証拠として扱うことが許されるかという問題である)。仮に、前記の技	
				組換をすむすむひとJの組換とした数フェミが計されるかという问題とのの )。 Wic. 別記の以 第的数例を選択さない電子署名を電子署名法第 3 条の電子署名に含めた場合 (第 3 条の括弧書要 生本制性した場合)にけ、実体とがい難した子別可能性を生じなせるメネカがある。 したがへ	を舞削所が認定することは可能である。
				Temototal/tex Archimotymanatelocessicitioss our	247,2117,2012,7-0-1012,120,13-0-1
				て、当該要件を緩和 することは困難であると考えられる。	
				ただ、そもそも、電子署名法第3条の推定効が働かない場合であっても、個別の事情に照らして	
				電磁的記録の成立の真正を裁判所が認定することは可能であるし、いわゆる電子署名をめぐる社	
				会情行が変化し、新しい経験別が確立していけば、それに応じた事実上の推定がされることも考	
				えられる。	
				また、いかなる契約が「リスクが低い」ものであるかについては、当該契約の内容、会社の事業	
				規模、会社の事業における当該契約の重要性等を総合考慮して判断されるべきものと考えられ、	
				明確な基準をもって「リスクが低い」契約を特定することも困難であると考えられる。	
$\vdash$				なお、電子署名法上、電子署名をすることができる端末を一定の端末に限定するとの要件は定め	
1 1				【「オンライン教育の全面解禁(教材の著作権法による不正利用/コピーに対する抑制が存在」	
				[71103]	
				新型コロナウイルス感染症の流行に伴うオンラインでの遠隔教育等のニーズに対応するため、平	
1				成30年著作権法改正により創設した「授業目的公衆送信補償金制度」について、当初の予定を	
				早めて4月28日から施行した。また、今般の事態の緊急性・重要性等に鑑みた権利者団体の判	
				新に基づき、令和2年度に限って特例的に補償金額を無償としている。これにより、オンライン	
経団連 146	オンラインサービスの柔軟な提供			での遠隔教育等において、著作権者からの個別の許諾を要することなく、様々な著作物を円滑に	#E61
無凶迷 146	供を目的とする著作権法の緩和			利用することが可能となる。	変更なし
				【「公共図書館の電子書籍の貸し出しサービスの普及の推進等」について】	
1 1				「公共図書館の電子書籍の貸し出しサービス」の意味するところが必ずしも明らかではないが、	
				新型コロナウイルス感染症の流行に伴い多くの公共図書館等が閉館となっていることを受け、国	
				立国会図書館・公共図書館・権利者団体等において、国民の貴重な資料へのアクセスを確保する	
				ための閩時的な対応について検討が行われている。	
	各種行政手続きの押印原則・書				
経団連 1-3	面申請の徴廃				
	IN THE STEAM				
1 1					
	訪問販売における申込内容・重				
経団連 61	要事項説明書類の電磁的交付の				
1 1	容認				
1 1					
1 1					
$\perp$		<u>l</u>			